

とまり
泊地域の緊急時対応
(全体版)

内閣府政策統括官(原子力防災担当)
泊地域原子力防災協議会

1. はじめに	P.3
2. ^{とまり} 泊地域の概要	P.4
3. 緊急事態における対応体制	P.9
4. PAZ圏内の施設敷地緊急事態における対応	P.21
5. PAZ圏内の全面緊急事態における対応	P.41
6. UPZ圏内における対応	P.52
7. 放射線防護資機材、物資、燃料備蓄・供給体制	P.80
8. 緊急時「2列ソグ」の実施体制	P.91
9. 原子力災害時の医療の実施体制	P.100
10. 実動組織の支援体制	P.110

1. はじめに

・この「泊^{とまり}地域の緊急時対応」は、内閣府が設置した泊^{とまり}地域原子力防災協議会において、北海道電力(株)泊^{とまり}発電所に起因する原子力災害に関し、原子力災害対策重点区域を含む北海道及び関係町村の地域防災計画や国の緊急時における対応をとりまとめたもの。

2. ^{とまり}泊地域の概要

- 泊発電所は、北海道電力(株)が北海道古宇郡泊村ふるうぐん とまりむらに設置している原子力発電所である。
- 泊発電所は、平成元年6月に1号機の営業運転を開始。平成3年に2号機、平成21年に3号機の営業運転を開始している。

北海道電力(株)泊発電所について

(1) 所在地 北海道古宇郡泊村ふるうぐん とまりむら

(2) 概要

1号機 : 57.9万kW・PWR

2号機 : 57.9万kW・PWR

3号機 : 91.2万kW・PWR

(3) 着工 / 運転開始 / 経過年数 (平成28年9月現在)

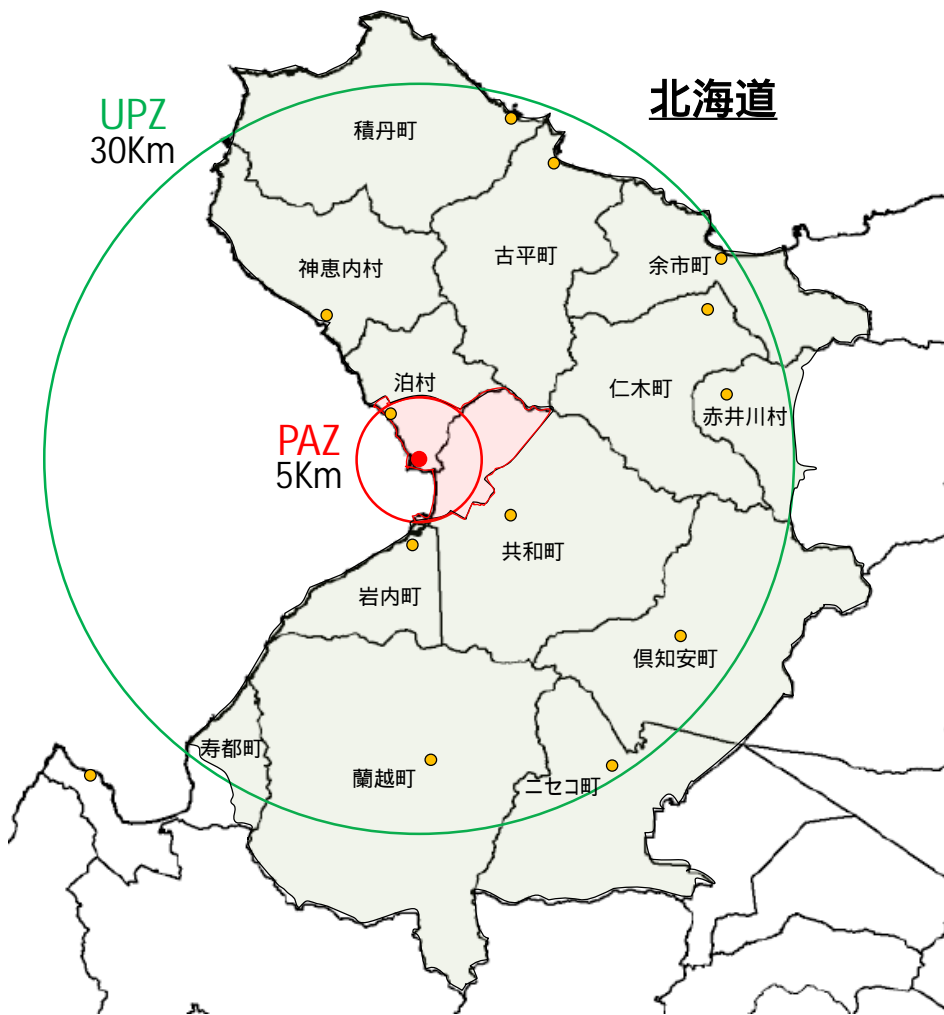
1号機 : 昭和59年 8月 / 平成元年 6月 / 27年

2号機 : 昭和59年 8月 / 平成 3年 4月 / 25年

3号機 : 平成15年11月 / 平成21年12月 / 6年



- 北海道地域防災計画では、原子力災害対策指針に示されている「原子力災害対策重点区域」として、発電所より概ね5km圏内のPAZ圏内、発電所より概ね5～30kmを目安とするUPZ圏内の対象地区名を明らかにしている。
- 泊^{とまり}地域における原子力災害対策重点区域は、PAZ圏内は泊^{とまりむら}村、共和^{きょうわちよう}町、岩内^{いわないちよう}町の2町1村にまたがり、UPZ圏内は10町3村にまたがる。



< 概ね5km圏内 >

PAZ (予防的防護措置を準備する区域) :

Precautionary Action Zone

急速に進展する事故を想定し、事故が発生したら直ちに避難等を実施する区域

2町1村 (泊^{とまりむら}村、共和^{きょうわちよう}町、岩内^{いわないちよう}町) 住民数: 2,905人

< 概ね5～30km圏内 >

UPZ (緊急時防護措置を準備する区域) :

Urgent Protective Action Planning Zone

事故が拡大する可能性を踏まえ、避難や屋内退避等を準備する区域

10町3村 (泊^{とまりむら}村、共和^{きょうわちよう}町、岩内^{いわないちよう}町、神恵内^{かもえないむら}村、寿都^{すつちよう}町、蘭越^{らんこしちよう}町、ニセコ^{ちよう}町、倶知安^{くつちゃんちよう}町、積丹^{しゃこたんちよう}町、古平^{ふるびらちよう}町、仁木^{にきちよう}町、余市^{よいちちよう}町、赤井川^{あかいがわむら}村)

住民数: 75,936人

原子力災害対策重点区域周辺の人口分布

○ PAZ圏内人口は2,905人、UPZ圏内人口は75,936人、原子力災害対策重点区域内の人口は合計で78,841人。

関係町村名	PAZ圏内 (概ね5km圏内)		UPZ圏内 (概ね5～30km圏内)		合 計	
	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯
泊村 <small>とまりむら</small>	1,435人	758世帯	312人	177世帯	1,747人	935世帯
共和町 <small>きょうわちょう</small>	1,470人	697世帯	4,744人	2,194世帯	6,214人	2,891世帯
岩内町 <small>いわないちょう</small>	0人	0世帯	13,428人	7,060世帯	13,428人	7,060世帯
神恵内村 <small>かもうないむら</small>			923人	490世帯	923人	490世帯
寿都町 <small>ずつちょう</small>			386人	275世帯	386人	275世帯
蘭越町 <small>らんこしちょう</small>			4,940人	2,321世帯	4,940人	2,321世帯
ニセコ町 <small>ちよう</small>			5,056人	2,525世帯	5,056人	2,525世帯
倶知安町 <small>くつちゃんちょう</small>			16,154人	8,536世帯	16,154人	8,536世帯
積丹町 <small>しゃこたんちょう</small>			2,261人	1,159世帯	2,261人	1,159世帯
古平町 <small>ふるびらちょう</small>			3,344人	1,854世帯	3,344人	1,854世帯
仁木町 <small>にきちょう</small>			3,449人	1,801世帯	3,449人	1,801世帯
余市町 <small>よいちちょう</small>			19,879人	10,117世帯	19,879人	10,117世帯
赤井川村 <small>あかいがわむら</small>			1,060人	494世帯	1,060人	494世帯
合 計	2,905人	1,455世帯	75,936人	39,003世帯	78,841人	40,458世帯

人口：平成27年12月31日現在

昼間流入人口（就労者等）の状況

- 平成22年国勢調査によると、泊村、共和町及び岩内町全体での他市町村からの昼間流入人口は、約3,200名/日。
- また、平成24年経済センサスによると、北海道電力関連企業を中心に174事業所、約2,220人がPAZ圏内にて就労。
- 就労者の多くは、自家用車又は民間企業が所有するバスを通勤手段としている。

	道内他市町村からの流入人口	道内他市町村への流出口	差引増 減
とまりむら 泊村	1,301人	211人	1,090人
きょうわちよう 共和町	952人	1,397人	445人
いわないちよう 岩内町	980人	1,731人	751人

平成22年国勢調査従業地・通学地集計 従業地・通学地による人口・産業等集計(総務省統計局)

町村名	PAZ圏内対象地区	事業所数	従業員数
とまりむら 泊村	ほりかつぶ 堀 株	31	1,133人
	かやぬま 芽 沼	16	195人
	うすべつ 白 別	4	18人
	とまり 泊	27	140人
	合 計	78	1,486人

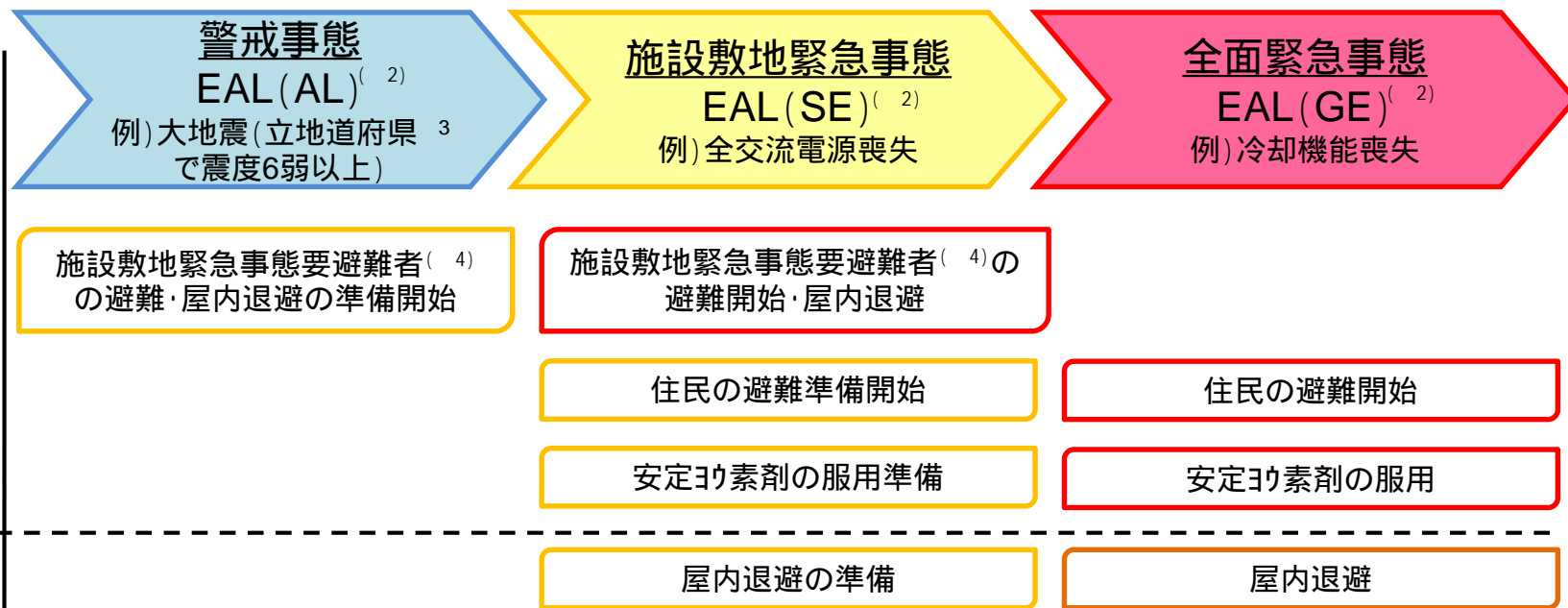
町村名	PAZ圏内対象地区	事業所数	従業員数
きょうわちよう 共和町	みやおか 宮 丘	9	48人
	はったり 発 足	18	114人
	りやむない 梨野舞納	66	522人
	合 計	93	684人

町村名	PAZ圏内対象地区	事業所数	従業員数
いわないちよう 岩内町	おおはま 大 浜	3	46人
	合 計	3	46人

総務省・経済産業省『平成24年経済センサス-活動調査』の調査票情報を基に現地確認を行った上で独自集計したものである。

3. 緊急事態における対応体制

- 緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出前から、必要に応じた防護措置を講じることとしている。
- 具体的には、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分。



- (1) EAL (Emergency Action Level): 緊急時活動レベル
避難や屋内退避等の防護措置を実施するために、原子力施設の状況に応じて対策するように、事前に定めた判断基準
- (2) (AL) = Alert (SE) = Site area Emergency (GE) = General Emergency
- (3) 北海道電力株式会社泊発電所については、後志管内に限る。
- (4) 避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者（災害対策基本法第8条第2項第15号に定める要配慮者をいう。）、安定ヨウ素剤の服用が不適切な者等のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者。
- (5) 事態の規模、時間的な推移に応じてUPZ圏内においても段階的に予防的防護措置を実施する場合あり。
- (6) UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う場合がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。

原子力災害対策指針が定める緊急時の防護措置 (運用上の介入レベル: OIL ())

- 放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じる。
- また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間程度内に一時移転等の早期防護措置を講じる。



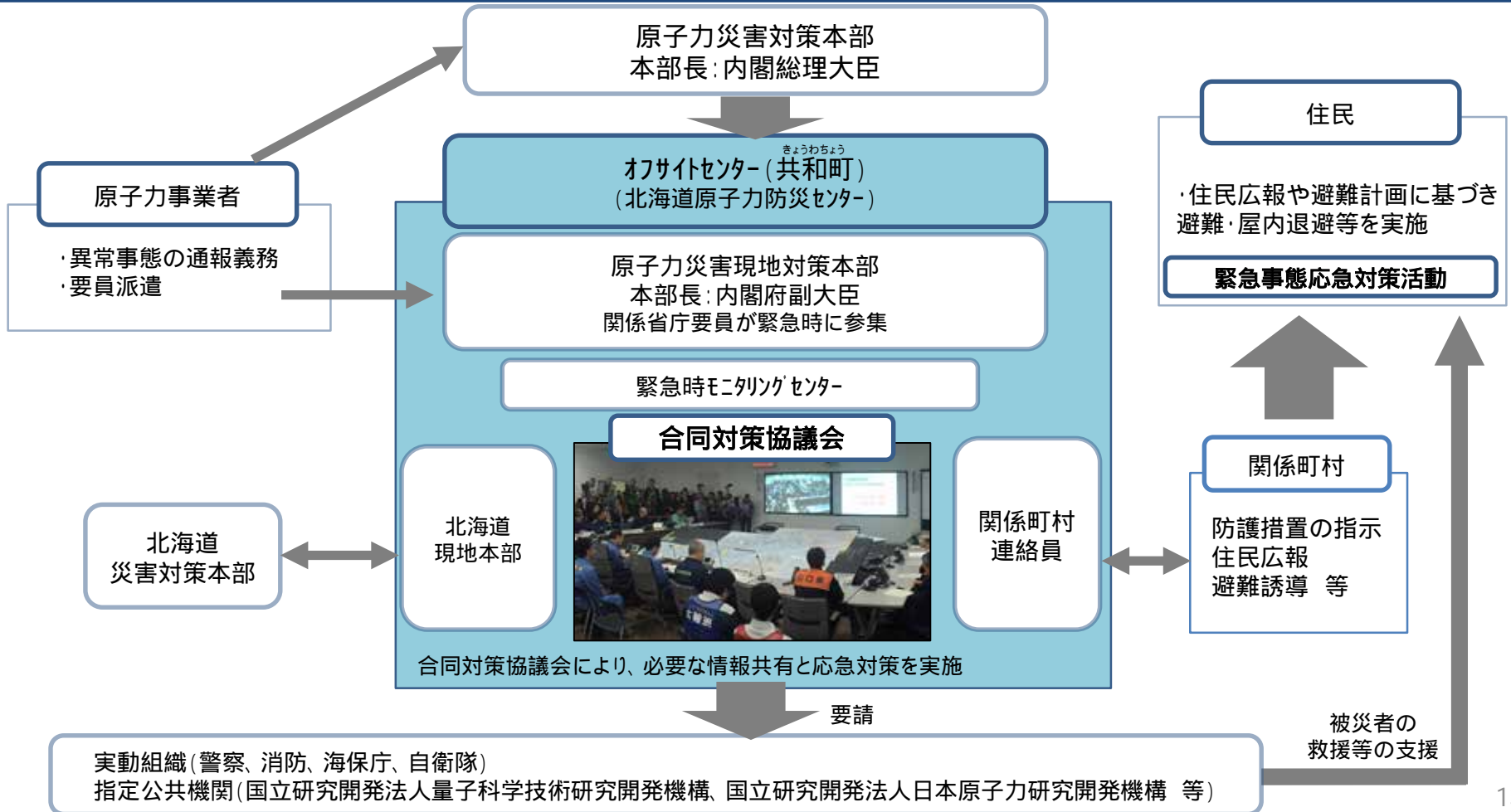
北海道及び関係町村の対応体制

- 北海道及び関係町村は、警戒事態で警戒本部を設置し、施設敷地緊急事態で、災害対策本部に移行。
- 関係町村の災害警戒本部等では、要員参集、情報収集・連絡体制の構築、住民等に対する情報提供をはじめ、PAZ圏内における避難行動要支援者の避難準備を開始。



蘭越町、ニセコ町、倶知安町、積丹町及び赤井川村は、今後地域防災計画を修正

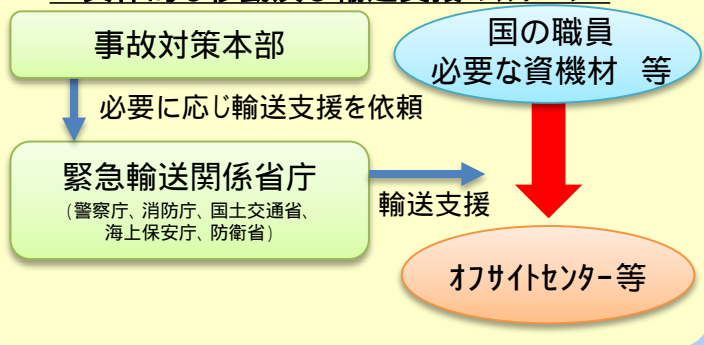
- 泊村^{とまりむら}において震度5弱以上の地震の発生を認知した場合（警戒事態の前段階から）、原子力規制庁及び内閣府（原子力防災担当）の職員が参集し、オサイトセンター^{きょうわちやう}及び原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）に原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部を立ち上げ、情報収集活動を開始。
- 警戒事態となった場合、現地への要員搬送や緊急時モニタリングの準備を開始。
- 施設敷地緊急事態となった場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部の設置及び関係省庁事故対策連絡会議を開催し対応。また、内閣府副大臣及び国の職員をオサイトセンター等へ派遣。
- 全面緊急事態となった場合、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を設置するとともに、道・町村等のメンバー^{メンバー}からなる合同対策協議会を開催し、相互協力のための調整を行いつつ対応。



国の職員・資機材等の緊急搬送

- 施設敷地緊急事態発生後の通報後、あらかじめ定められた100名程度の国の職員等をオフサイトセンター及び北海道庁に派遣。併せて必要な資機材の緊急搬送を実施。
- その後、状況に応じて追加要員及び資機材の緊急搬送を実施。

<具体的な移動及び輸送支援のスキーム>

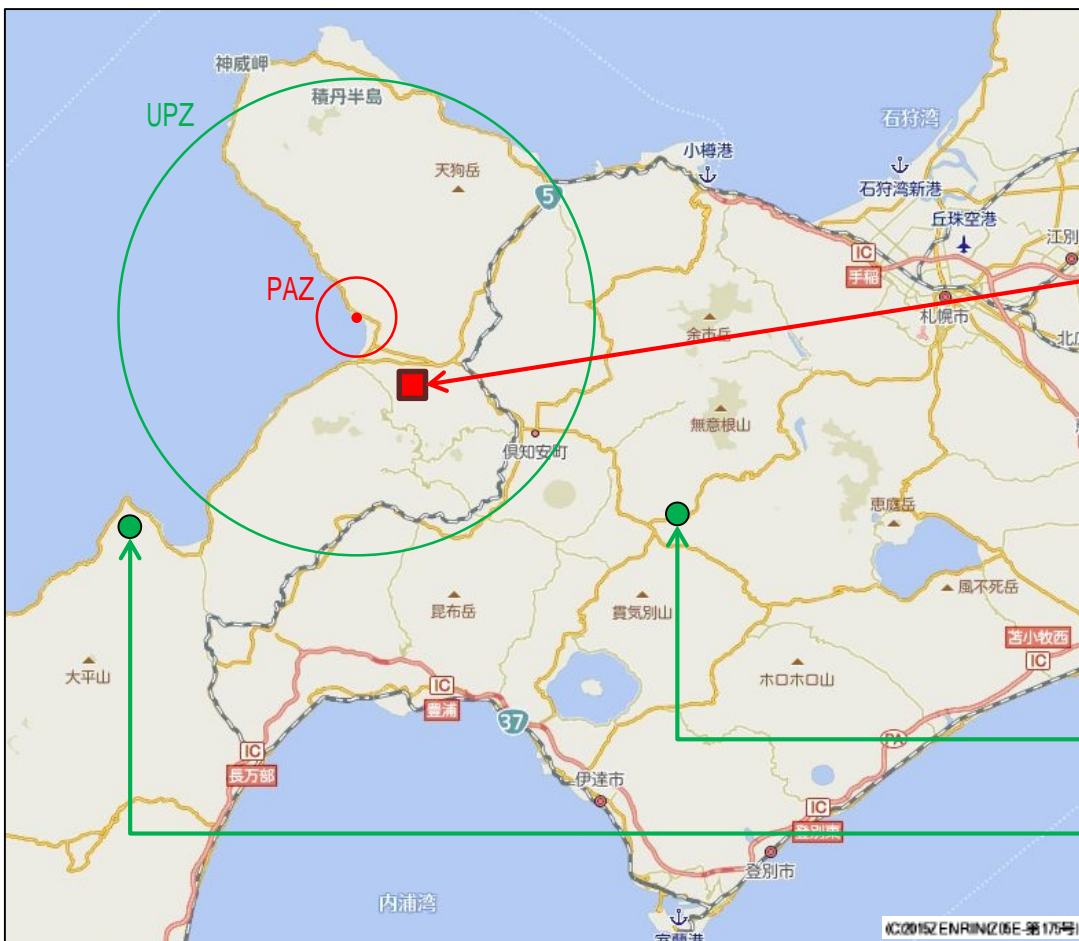


オフサイトセンターへの派遣(自衛隊、警察による輸送支援の一例)

環境省・内閣府 ~ 入間基地 ~ 千歳基地 ~ オフサイトセンター
(環境省・内閣府 ~ 入間基地 ~ 丘珠駐屯地 ~ オフサイトセンター)
平成13年度原子力総合防災訓練の想定を参考

オフサイトセンターの放射線防護対策・電源対策

- オフサイトセンターは、免震構造、鉄筋コンクリート造3階建ての構造になっている。
- 放射線防護対策
 - ・放射性物質除去フィルター・換気設備・除染設備を整備済み。
- 電源対策
 - ・無停電電源装置、自家用発電機を設置(7日間分の電源を確保)。自家用発電機の燃料不足時には、電源車用電源受け口より、北海道電力が用意する電源車で継続して電源を供給。



オフサイトセンター (共和町)
(北海道原子力防災センター)
発電所からの距離約10km

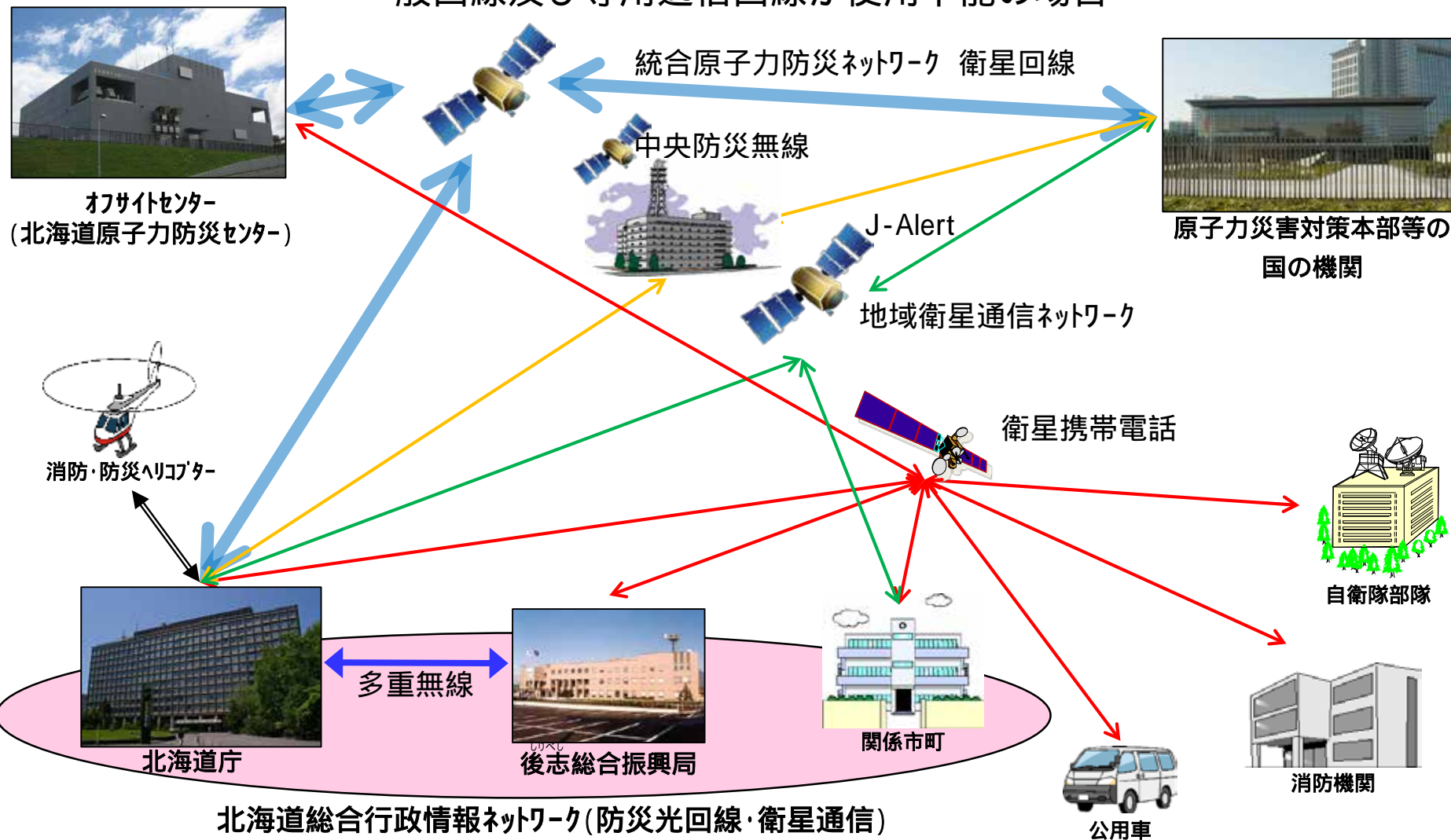
仮にオフサイトセンターが機能不全に陥った場合でも、代替オフサイトセンターに移動し、対応可能

喜茂別町農業環境改善センター (喜茂別町) : 約43km
(自家用発電機を整備中(平成28年度完了予定、3日間稼働))

寿都町総合文化センター (寿都町) : 約36km
(自家用発電機を整備中(平成28年度完了予定、3日間稼働))
距離はいずれも発電所からの直線距離

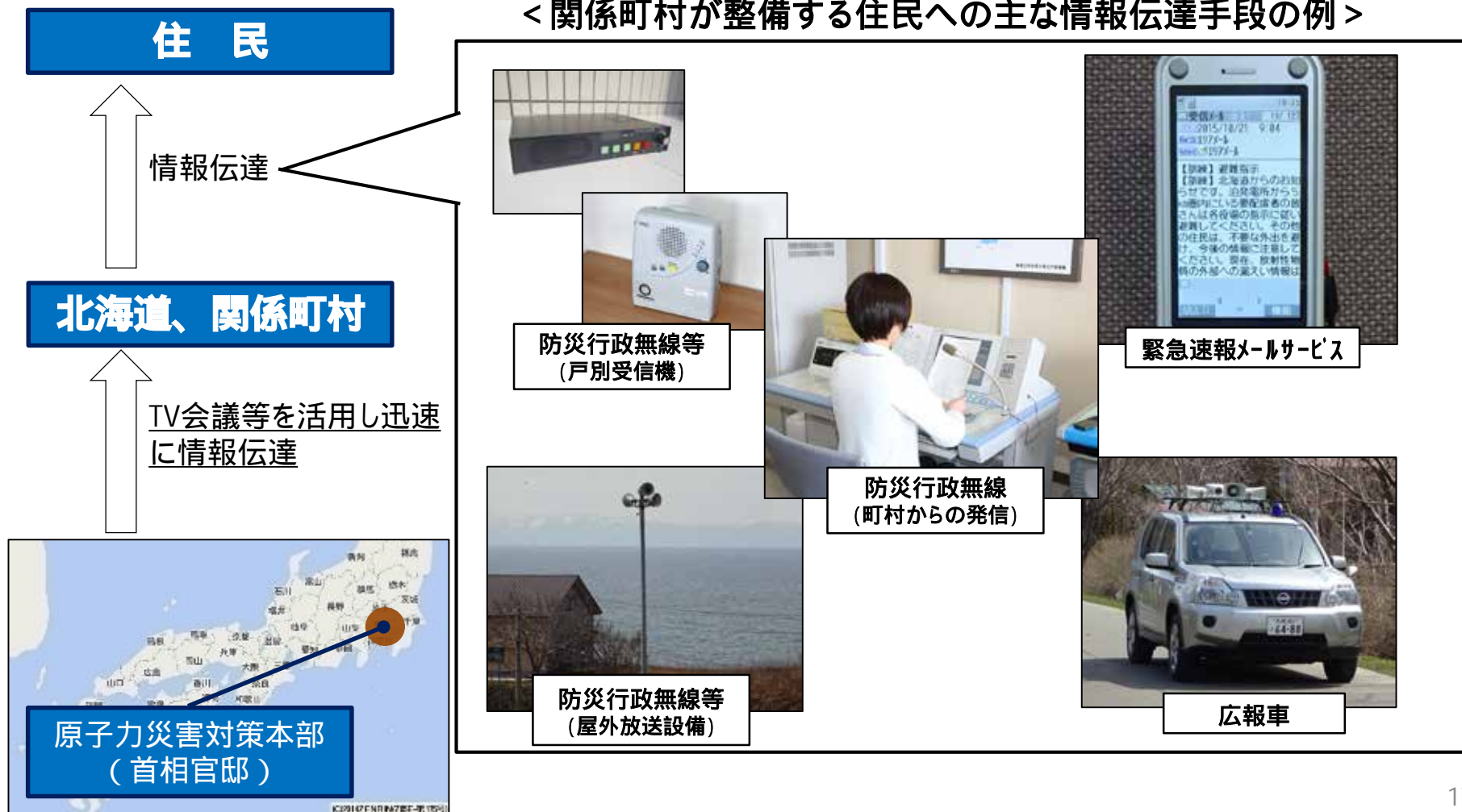
- 一般回線が通信不全の時には、原子力災害対策用に整備されているTV会議回線を含む専用通信回線を使用し、更に専用通信回線が不全の場合は、衛星回線を使って、連絡体制を確保。
- その他、中央防災無線、衛星携帯電話等を使用し、連絡体制を確保。

< 一般回線及び専用通信回線が使用不能の場合 >



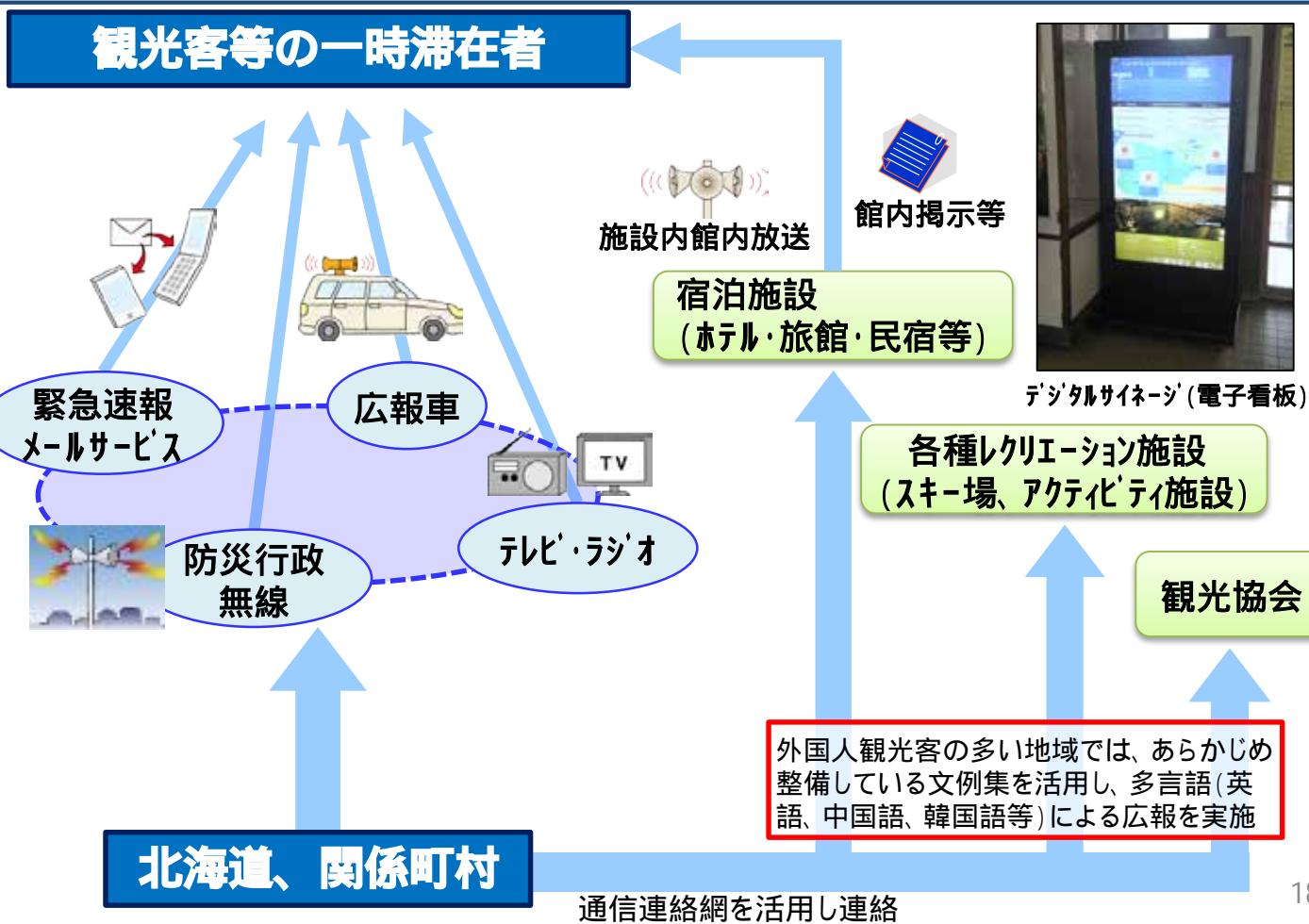
- 防護措置(避難、一時移転、安定ヨ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、原子力災害対策本部から、北海道及び関係町村に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供。
- 関係町村は、防災行政無線、広報車、有線放送(緊急告知放送)、防災FM、緊急速報メールサービス等を活用し、住民へ情報を伝達。

< 関係町村が整備する住民への主な情報伝達手段の例 >



観光客等一時滞在者への情報伝達体制

- 防護措置(避難、一時移転、安定ヨ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、原子力災害対策本部から、北海道及び関係町村に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供。
- 北海道及び関係町村は、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス等により観光客等の一時滞在者に情報を伝達。
- 更に、各種レクリエーション施設、観光協会、宿泊施設に対して、通信連絡網を活用して連絡を行い、一時滞在者に情報を伝達。
- 外国人観光客が多い地域では、あらかじめ整備している文例集を活用し、英語など多言語により情報を伝達。



受信メール

2015/10/21 午前9:03

【訓練】避難指示

【訓練】北海道からのお知らせです。泊発電所から5km圏内にいる要配慮者の皆さんは各役場の指示に従い避難してください。その他の住民は、不要な外出を避け、今後の情報に注意してください。現在、放射性物質の外部への漏えい情報はありません。落ち着いて行動してください。これは訓練です。この後英語版が配信されます。(北海道)

受信メール

2015/10/21 AM9:03

【Drill】ALERT

【Drill】Hokkaido Gov't: To residents within 5km of Tomari NPP who need assistance in evacuation, follow municipal gov't instructions. For other residents, remain inside. No radiation leak found. (北海道)

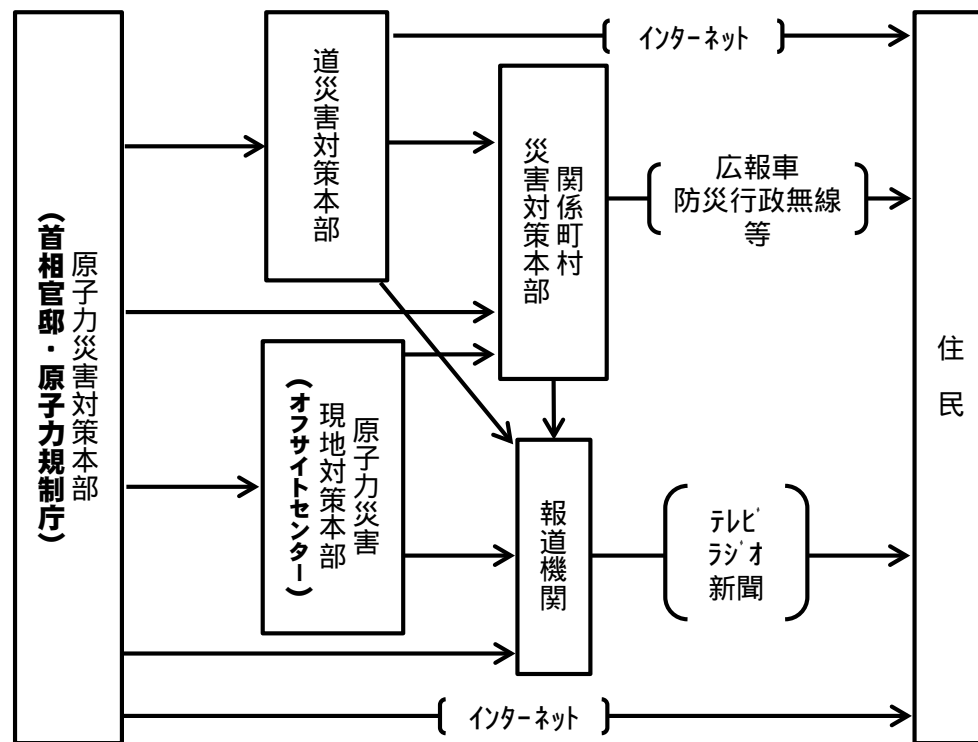
緊急速報メールサービス(イメージ)

- 迅速かつ適切な広報活動を行うため、事故情報等に関する中央での記者会見は官邸(内閣官房長官が会見を行い、原子力規制委員会委員等が技術的な内容等を補足説明)において実施。
- 現地での記者会見については、オフサイトセンターにおいて実施。
- 必要に応じ、在日外国大使館等に情報提供を行うとともに、在外公館を通じて、本国政府や現地メディアへ情報提供。

【主な広報事項】

- 事故の発生日時及び概要
- 事故の状況と今後の予測
- 原子力発電所における対応状況
- 行政機関の対応状況
- 住民等がとるべき行動
- 避難対象区域又は屋内退避区域

【情報発信のイメージ】



一元的に情報発信を行うことができる体制を構築するとともに、発信した情報を共有

国、北海道及び関係町村による住民相談窓口の設置

国における対応

- 原子力災害対策本部、現地対策本部、指定公共機関(国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)等は、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を実施。
- わざいセンターでは、北海道及び関係町村の問合せ対応を支援。

北海道及び関係町村における対応

- 北海道及び関係町村は、住民からの問合せに対応する相談窓口を設置するとともに、被災者に対する健康相談窓口(心身の健康相談)等を設置。

住民等のニーズを見極め、柔軟に対応

事故の発生日時及び概要
 事故の状況と今後の予測
 原子力発電所における対応状況
 行政機関の対応状況

住民等がとるべき行動
 避難対象区域又は屋内退避区域
 被災企業等への援助・助成措置
 被災者からの損害賠償請求(北海道電力)



4 . PAZ圏内の施設敷地緊急事態 における対応

<対応のポイント>

1. PAZ圏内小・中学校、保育所、幼稚園の児童等について、移動手段を確保し、避難を開始すること。
2. PAZ圏内の社会福祉施設の入所者を、あらかじめ定められた避難先へ移送又は自施設(放射線防護施設)内で屋内退避すること。
3. 在宅の避難行動要支援者を、あらかじめ定められた避難先又は近傍の放射線防護施設へ移送すること。
4. 全面緊急事態に備えて、PAZ圏内の住民に避難準備を呼びかけると共に、バス集合場所、一時滞在場所、避難先の開設、移動手段の確保等の準備を開始すること。

北海道及び泊村、共和町における初動対応

- 北海道は、警戒事態が発生した段階で、北海道庁に警戒本部を設置し、要員約80名が参集。事態の進展に応じ、応急対応に必要な人数を増員し、施設敷地緊急事態で、災害対策本部を設置。
- 泊村及び共和町は、警戒事態が発生した段階で、両役場に警戒本部を設置し、全職員(泊村約70名、共和町約100名)が参集。施設敷地緊急事態で、災害対策本部を設置。
- 警戒事態が発生した段階で、避難行動要支援者の避難準備のため、北海道、泊村及び共和町は、バス集合場所、小・中学校、保育所、幼稚園、社会福祉施設に避難用車両等の手配を開始するとともに、避難誘導責任者を各バス集合場所に速やかに配置し、バス集合場所の開設準備を開始。
- 泊村及び共和町は、各集落の消防団と情報共有を図り、地域コミュニティと一体となった避難誘導體制を構築。



- 泊村は、有線放送(緊急告知放送)、緊急速報メールサービス、広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。共和町は、防災行政無線、緊急速報メールサービス、広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。
- 各バス集合場所に派遣された泊村及び共和町の職員は、衛星携帯電話や移動系防災行政無線等により、泊村及び共和町と情報を共有。
- 消防団や住民自治組織(地域会・町内会)は、住民の避難等の状況を確認し、各バス集合場所に派遣された泊村及び共和町の職員と避難者の状況や避難誘導體制等の情報を共有。
- 小・中学校、保育所、幼稚園、社会福祉施設への情報伝達は、泊村及び共和町から実施。



戸別受信機による
情報伝達

災害対策本部

泊村役場



広報車による
広報活動



泊村及び共和町は、有線放送(緊急告知放送)、防災行政無線、緊急速報メールサービス、広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。

各バス集合場所に派遣された職員は、衛星携帯電話や移動系防災行政無線等により泊村及び共和町と情報を共有。

災害対策本部

共和町役場

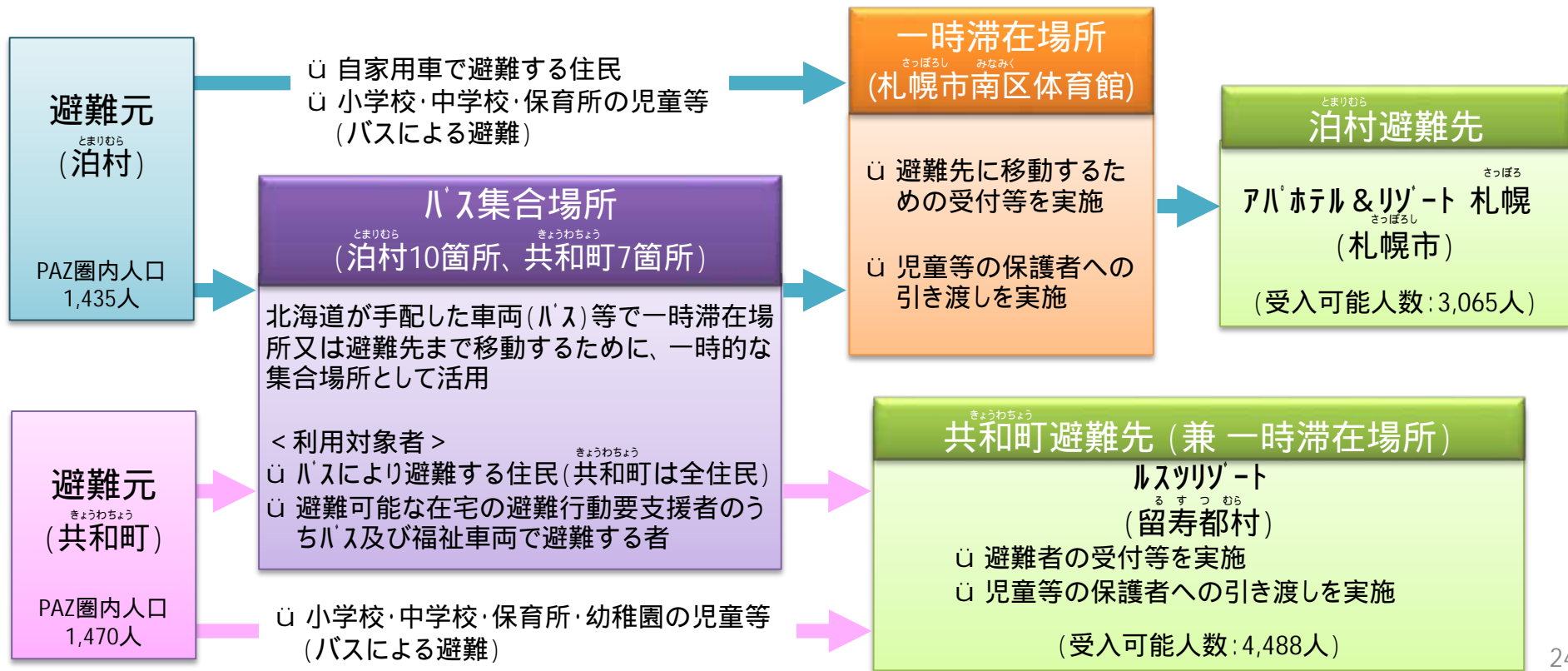


屋外放送設備による
情報伝達

○ : 防災行政無線屋外拡声子局配置箇所(21箇所)

PAZ圏内における避難体制

- 警戒事態が発生した場合、泊村及び共和町は住民広報、バス集合場所の開設を行い、北海道は北海道バス協会に住民避難用バスの準備要請を行う。また、北海道、泊村及び共和町は一時滞在場所の開設準備要請を行うとともに、泊村及び共和町は職員を一時滞在場所に派遣する。一方、避難行動要支援者等は、避難準備等行う。
- 施設敷地緊急事態になった場合、泊村及び共和町は、住民へ避難準備の周知を行う。一方、避難行動要支援者等は、支援者が同行することで避難可能な者等はあらかじめ定められた避難先及び一時滞在場所へ避難を開始する。なお、無理に避難すると健康リスクが高まる者は屋内退避を実施する。
- 全面緊急事態になった場合、泊村及び共和町は住民に避難を指示。自家用車で避難する住民は一時滞在場所を経由して避難先へ移動する。バスにより避難する住民(共和町は全住民)は、バス集合場所に集合し、その後、一時滞在場所を経由して避難先へ移動する。



- PAZ圏内に係る小中学校の児童等(4施設、約260人)及び保育所・幼稚園の幼児(2施設、約90人)は、警戒事態になった場合、避難準備を開始し、施設敷地緊急事態になった場合、教職員等とともに一時滞在場所又は避難先に移動。その後、児童等の保護者への引き渡しを実施。
- 全ての学校・保育所・幼稚園において個別避難計画を策定済。

とまりむら 泊村			
施設名	人数		
	児童等	教職員等	合計
とまり 泊小学校 ¹	89人	14人	103人
とまり 泊中学校	50人	15人	65人
とまり 保育所	38人	8人	46人
合計	177人	37人	214人

きょうわちよう 共和町			
施設名	人数		
	児童等	教職員等	合計
ほしん 北辰小学校	79人	11人	90人
きょうわ 共和中学校 ²	39人	3人	42人
はまなす 幼児センター	55人	18人	73人
合計	173人	32人	205人

避難準備

児童等と教職員等が共に一時滞在場所に避難を開始

一時滞在場所: 札幌市南区体育館
児童等は、一時滞在場所で保護者に引き渡し

警戒事態

施設敷地緊急事態

全面緊急事態

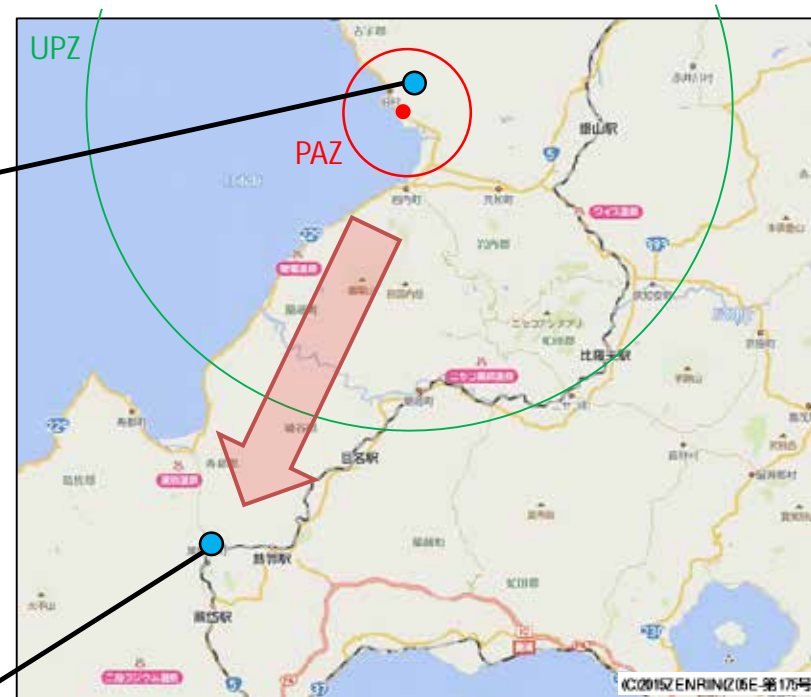
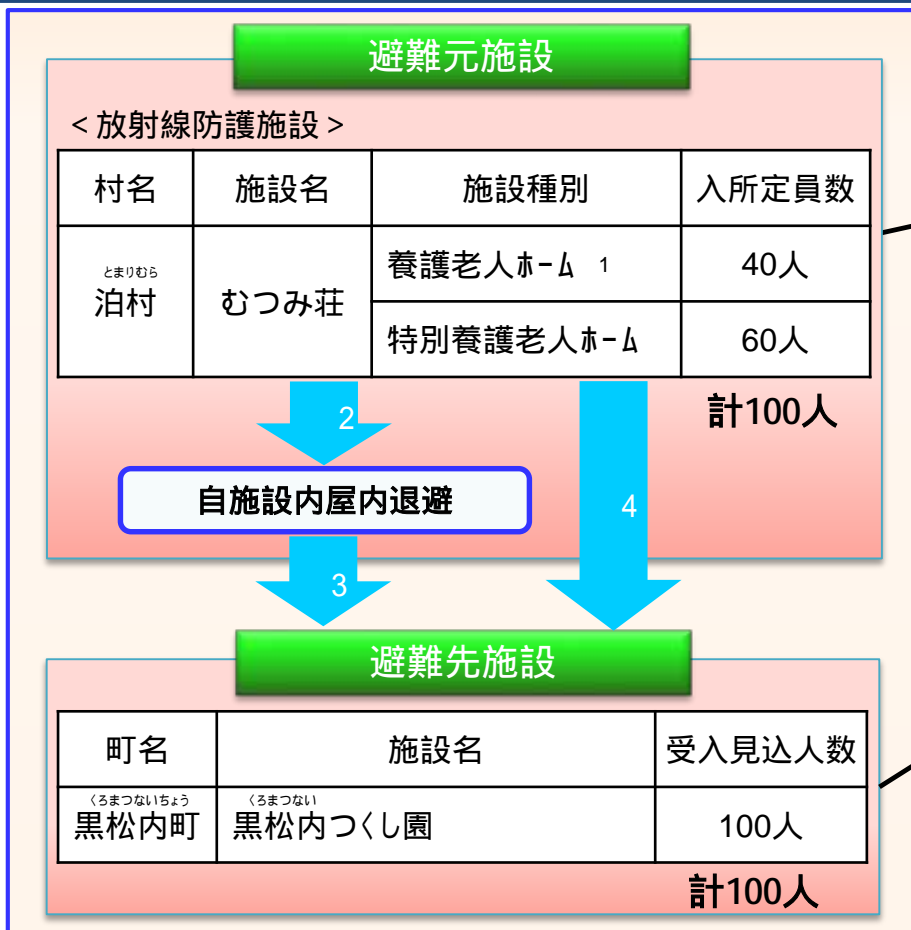
避難準備

児童等と教職員等が共に避難先(兼一時滞在場所)に避難を開始

避難先(兼一時滞在場所): ルスツリゾート
児童等は、避難先で保護者に引き渡し

- 1: 泊小学校はUPZ圏に所在するが、PAZ圏内に自宅が所在する児童がいることから施設敷地緊急事態で避難を開始。
- 2: 共和中学校はUPZ圏に所在するが、全生徒(157人)のうち、PAZ圏内に自宅が所在する生徒(39人)及び生徒に随行する教職員等(3人)については、施設敷地緊急事態で避難を開始。なお、UPZ圏内に自宅が所在する生徒(118人)は、施設敷地緊急事態で帰宅を実施。
- 3: 児童等の人数については、平成28年4月1日現在。

- PAZ圏内の社会福祉施設とまりむら（泊村ないちようの2施設100人）は、個別避難計画を策定済であり、UPZ圏外くろまつの黒松内町にある施設を避難先として確保。
- 無理に避難すると健康リスクが高まる者は、放射線防護対策が講じられたむつみ荘（自施設内）において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。その他の入所者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難を実施。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、北海道が受入先を調整。



- 1 短期入所者10人を含む
- 2 無理に避難すると健康リスクが高まる者は自施設内で屋内退避
- 3 輸送等の避難準備完了後、あらかじめ定められた避難先施設へ避難
- 4 その他の入所者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難

- 在宅の避難行動要支援者22人全員に支援者がいることを確認。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両又はバス等で避難先へ移動。
- 無理に避難するとかえって健康リスクが高まると判断される場合は、支援者の車両又は福祉車両で、近傍の放射線防護施設へ移動。

支援者が同行等をすることで避難可能な者

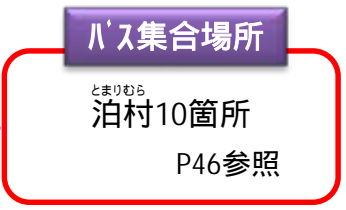


支援者の自家用車等で移動

11人(支援者11人)

支援者と共に徒歩、自家用車等で移動

11人(支援者11人)



バス、福祉車両で移動

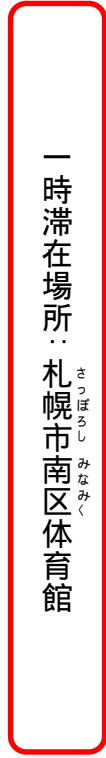
無理に避難すると健康リスクが高まる者

支援者の車両又は福祉車両で移動



輸送等の避難準備完了後、避難を実施

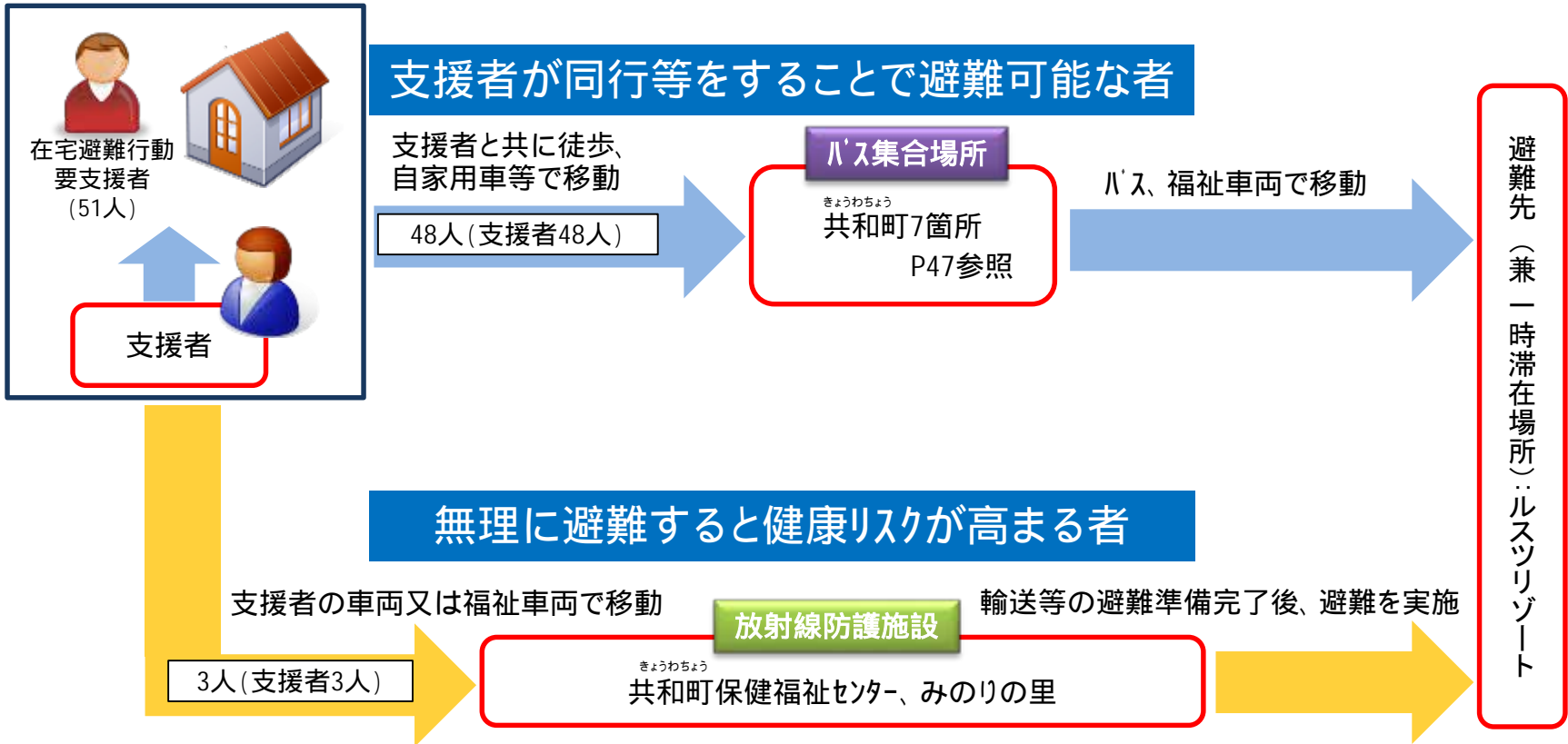
むつみ荘(養護老人ホーム、特別養護老人ホーム)



バス、福祉車両等で移動

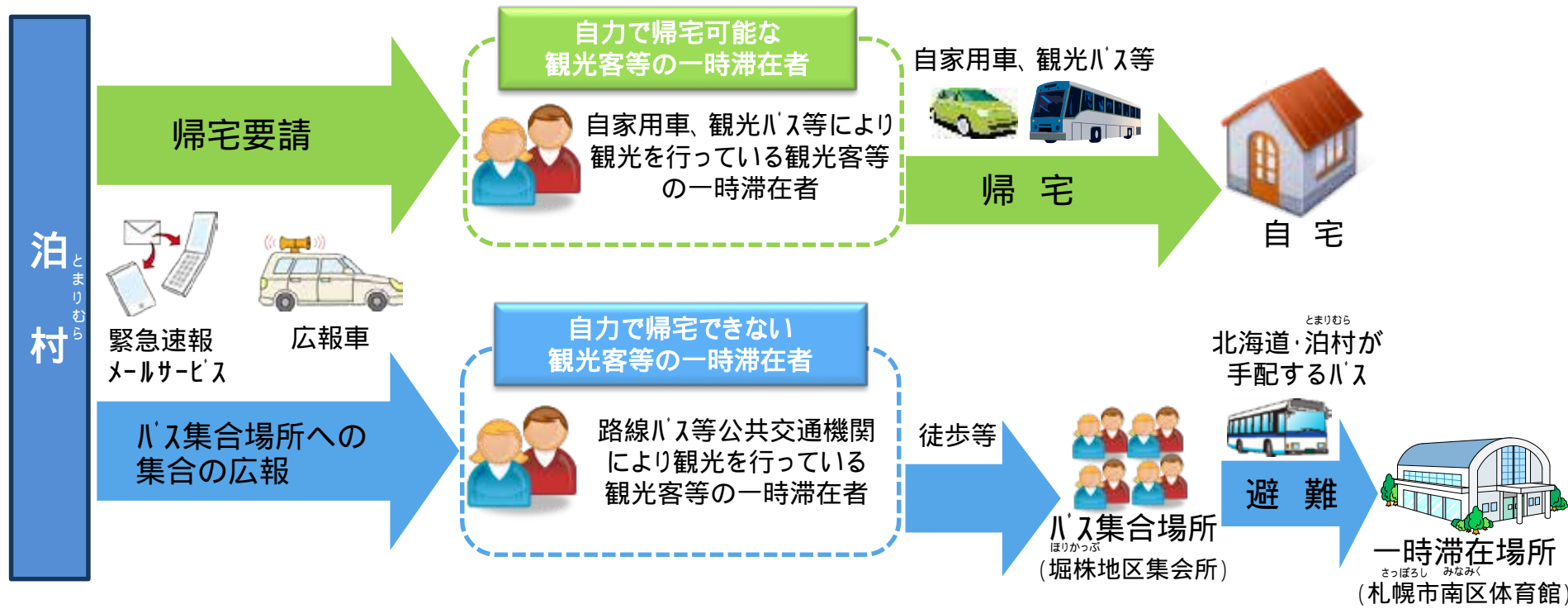


- 在宅の避難行動要支援者51人全員に支援者がいることを確認。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者と共にバス集合場所に移動し、バス等で避難先へ移動。
- 無理に避難するとかえって健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両で、近隣の放射線防護施設へ移動。



PAZ圏内の観光客等の一時滞在者の避難

- 観光客等の一時滞在者については、施設敷地緊急事態において、帰宅を要請。
- 自力で帰宅できない観光客等の一時滞在者については、広報車によりバス集合場所を周知し、バス集合場所からバス避難を実施。



< PAZ圏内の観光施設の状況 >

町村名	施設名	観光客数
とまりむら 泊村	ほりかつぶ とまりん館・堀株海水浴場	470人程度

観光客数については、平成27年12月31日現在のPAZ圏内における入場ピーク時（7月）での1日当たりの入込及び宿泊数を基に算定

- PAZ圏内の民間企業は174社(約2,220人)存在。
- 各民間企業は、施設敷地緊急事態において、泊村^{とまりむら}、共和町^{きょうわちょう}、岩内町^{いわないちょう}の要請により従業員の帰宅を実施。

< PAZ圏内の民間企業の状況 >

町村名	民間企業名	従業員数
とまりむら 泊村	農林業(1社)	34人
	製造業(3社)	17人
	商業(20社)	94人
	医療福祉(3社)	28人
	サービス業等(51社)	1,313人
きょうわちょう 共和町	農林業(5社)	24人
	鉱業(1社)	2人
	製造業(2社)	19人
	商業(21社)	240人
	医療福祉(4社)	28人
	サービス業等(60社)	371人
いわないちょう 岩内町	製造業(3社)	46人
合計(174社)		2,216人

総務省・経済産業省『平成24年経済センサス-活動調査』の調査票情報を基に現地確認を行った上で独自集計したものである。
民間企業に勤務する就労者は、通勤に使用する自家用車もしくはバスにより避難

○ 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数約450人について、バス14台、福祉車両17台(ストレッチャー仕様5台、車椅子仕様12台)。

	想定対象人数	必要車両台数 ¹			備考
		バス ²	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
学校・保育所の児童等の避難	214人 (児童等177人+ 教職員等37人) (3箇所)	7台 (40人乗6台) (30人乗1台)	0台	0台	【資料P25】
社会福祉施設の入所者等の避難	168人 (入所者100人+ 職員68人) (1箇所2施設)	4台 (40人乗) (入所者74人+ 職員51人)	5台 (1人乗) (入所者5人+ 職員5人)	12台 (1人乗2台) (2人乗10台) (入所者21人+ 職員12人)	【資料P26】
在宅の避難行動要支援者等の避難	25人 (要支援者11人+支 援者11人+安定30 素剤服用不適切者 3人)	1台 (30人乗) (要支援者11人+支 援者11人+安定30 素剤服用不適切者 3人)	0台	0台	安定30素剤の服用が不適切な者12人のうち、バスにより避難する者は3人、自家用車で避難する者は9人。 【資料P27】
観光施設から避難する一時滞在者	47人	2台	0台	0台	バス1台当り40人程度の乗車を想定。1日あたりの観光施設の入場見込み人数470人程度のうち、約9割が自家用車や観光バスで来場する想定で、その1割を想定対象人数として算入。 【資料P29】
合計	454人	14台	5台	12台	

^{とまりむら}
1 数字は現段階で泊村が把握している暫定値
2 バスは、2種類の乗車人数(30名乗り及び40名乗り)により想定

- 施設敷地緊急事態発生時には、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者、教育機関の避難のために、泊村及び北海道電力が配備する車両のほか、北海道の要請に基づき、北海道バス協会が調整・確保する車両により、必要車両台数を確保。
- 北海道及び北海道バス協会は、「原子力災害時における住民避難用バス要請・運行要領」に基づき住民避難用バスを確保。

		確保車両台数			備考
		バス	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
(A) 必要車両台数		14台	5台	12台	
(B) 確保車両台数		計14台以上	計5台以上	計12台以上	
確保先	とまりむら 泊村	4台	2台	2台	各種車両の1台あたりの乗車人数 【バス】30人乗り(2台)、40人乗り(2台) 【福祉車両(ストレッチャー仕様)】ストレッチャー1名乗り 【福祉車両(車椅子仕様)】車椅子1名乗り
	北海道バス協会	10台以上	-	-	PAZ・UPZ町村が所在する後志地域のバス会社が保有する車両総数1,252台
	北海道電力	-	3台以上	10台以上	各種車両の1台あたりの乗車人数 【福祉車両(ストレッチャー仕様)】ストレッチャー1名乗り 【福祉車両(車椅子仕様)】車椅子2名乗り

不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

共和町において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力

○ 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数約320人について、バス10台、福祉車両3台(車椅子仕様)。

	想定対象人数	必要車両台数 ^{1,2}			備考
		バス ³	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
学校・保育所・幼稚園の児童等の避難	205人 (児童等173人+ 教職員等32人) (3箇所)	7台 (40人乗)	0台	0台	【資料P25】
在宅の避難行動要支援者等の避難 ⁴	109人 (要支援者48人+ 支援者48人+安定30素剤服用不適切者13人)	3台 (40人乗) (要支援者48人+ 支援者48人+安定30素剤服用不適切者13人)	0台	0台	安定30素剤の服用が不適切な者13人 【資料P28】
在宅の避難行動要支援者のうち、無理に避難すると健康リスクが高まる者等を放射線防護施設に輸送	6人 (要支援者3人+ 支援者3人)	0台	0台	3台 (1人乗) (要支援者3人+ 支援者3人)	放射線防護施設に輸送 【資料P28】
合計	320人	10台	0台	3台	

1 数字は現段階で共和町が把握している暫定値
 2 想定必要車両台数(バス、福祉車両)は、各施設又は共和町で必要となる車両台数を合算
 3 バスは40名乗りを想定
 4 「無理に避難すると健康リスクが高まる者」は、輸送の準備が整うまで放射線防護施設内に屋内退避

- 施設敷地緊急事態発生時には、在宅の避難行動要支援者、教育機関の避難のために、共和町が配備する車両のほか、北海道の要請に基づき、北海道バス協会が調整・確保する車両により、必要車両台数を確保。
- 北海道及び北海道バス協会は、「原子力災害時における住民避難用バス要請・運行要領」に基づき住民避難用バスを確保。

		確保車両台数			備考
		バス	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
(A) 必要車両台数		10台	0台	3台	
(B) 確保車両台数		計10台以上	計1台以上	計3台以上	
確保先	共和町	8台	1台	5台	各種車両の1台あたりの乗車人数 【バス】30人乗り(1台)、40人乗り(7台) 【福祉車両(ストレッチャー仕様)】ストレッチャー1名乗り 【福祉車両(車椅子仕様)】車椅子1名乗り
	北海道バス協会	2台以上	-	-	PAZ・UPZ町村が所在する後志地域のバス会社が保有する車両総数1,252台

不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

避難を行うことにより健康リスクが高まる在宅の避難行動要支援者に係る対応

- 予防的な避難を行うことによって、かえって健康リスクが高まるような重篤者等については、無理な避難は行わず、放射線防護機能を付加した近傍の放射線防護施設(4施設)へ収容。
- これら4施設では、施設入所者とPAZ圏内の在宅の避難行動要支援者等を最大407人収容可能。
- また、これら4施設では、屋内退避者のための3日分の食料及び生活物資等を備蓄。
- さらに、屋内退避が3日を超える事態となった場合は、北海道電力が4日分の食料等を供給。

放射線防護施設(4施設)

特別養護老人ホームむつみ荘
(収容可能者数:84人)



養護老人ホームむつみ荘
(収容可能者数:103人)



PAZ

みのりの里
(収容可能者数:135人)

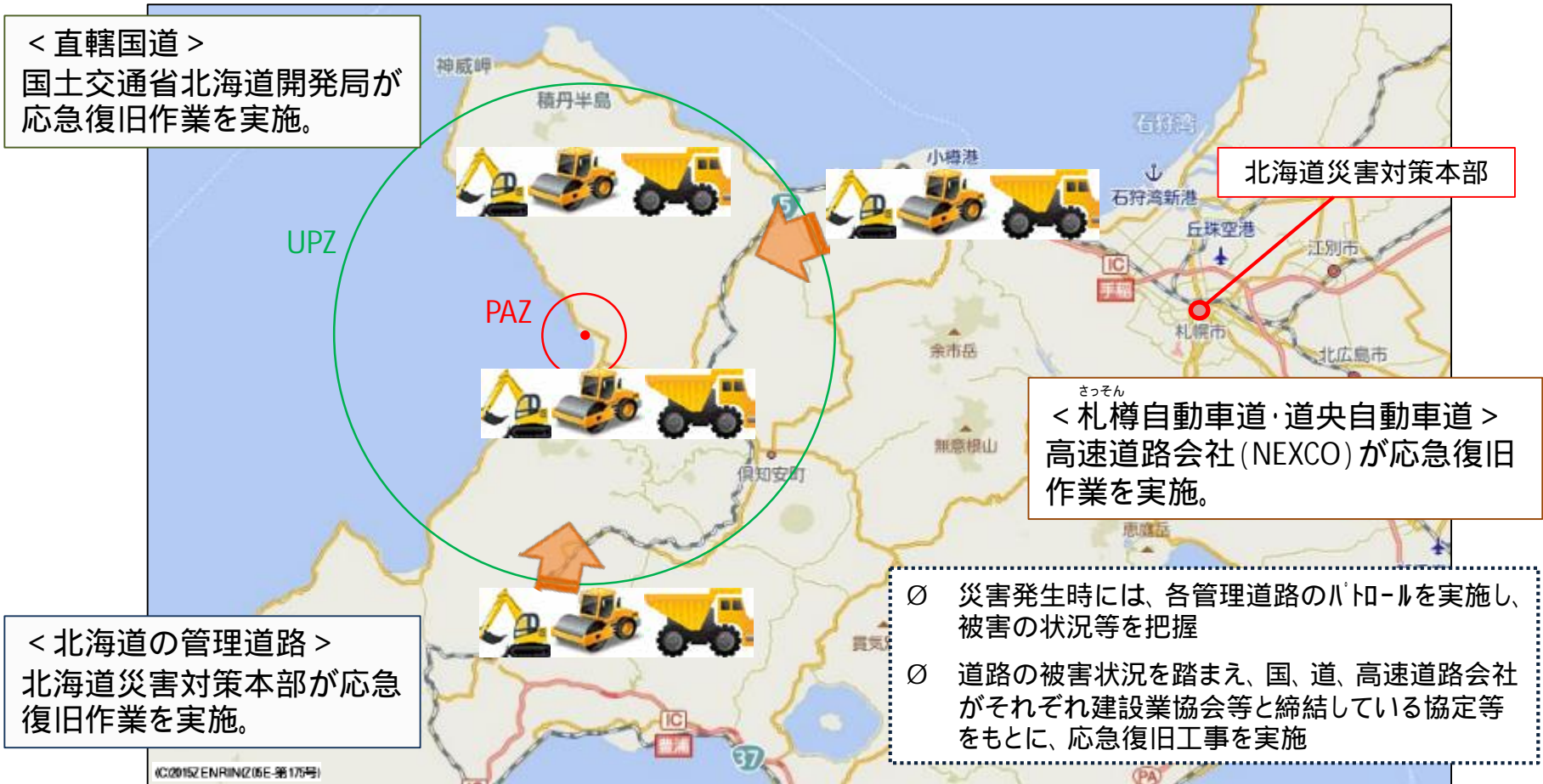


きょうわちよう
共和町保健福祉センター
(収容可能者数:85人)



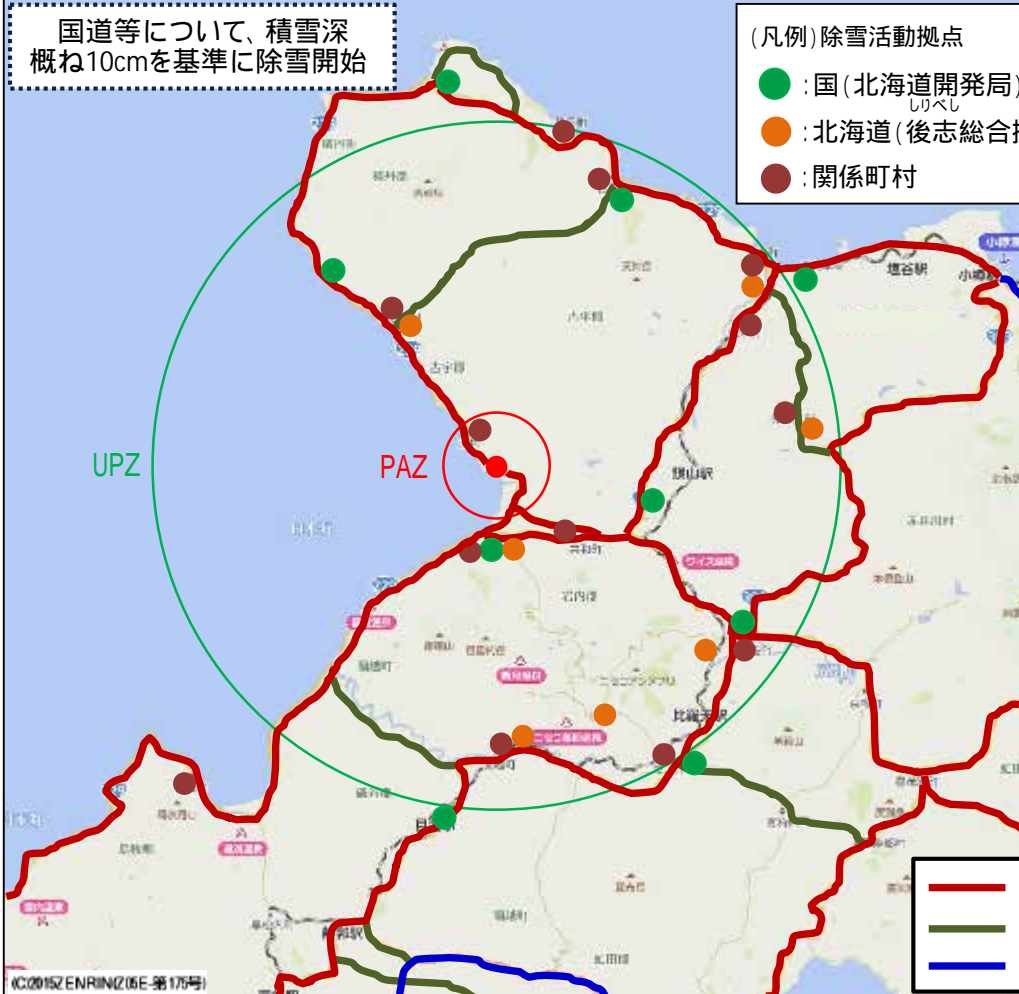
自然災害等により道路等が通行不能になった場合の復旧策

- 避難開始前の段階で、避難計画で避難経路として定められている道路等が、自然災害等により使用できない場合は、北海道、泊村及び共和町は、代替経路を設定するとともに、道路等の管理者は復旧作業を実施。
- 直轄国道及び高速道路については、国土交通省北海道開発局及び高速道路会社(NEXCO)が、早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努める。



降雪時の避難経路の確保

- 北海道は地域防災計画に基づき毎年度、北海道防災会議に「北海道雪害対策連絡部」を設置し、関係機関とともに路線の重要性等を考慮してあらかじめ除雪路線を設定し、緊急時についても適切に除雪を実施。
- 直轄国道及び高速道路については、国土交通省北海道開発局及び高速道路会社(NEXCO)が、除雪体制の強化を図り各関係機関の緊密な連携の下、各機関の除雪計画に基づき、適切な除雪、凍結防止等の対策を行い、冬期間の交通の確保等に努める。



除雪機械(例)



< 除雪機械の保有台数 >

原子力災害対策重点区域13町村		うち、泊村及び共和町
国(北海道開発局)	53台	9台
北海道(後志総合振興局)	59台	12台
関係町村	74台	11台
民間	483台	55台
高速道路会社(NEXCO) 1	39台	—
合計	708台	87台

1 NEXCO東日本札幌高速道路事務所の保有台数。
2 台数は平成28年3月31日現在。

○ 暴風雪時(暴風雪警報または暴風雪特別警報の発表時)における避難行動では、車の立往生や交通事故等の二次災害を回避する必要があるため、天候が回復するまで屋内退避を優先し、天候回復後の速やかな避難に備えた準備を実施。

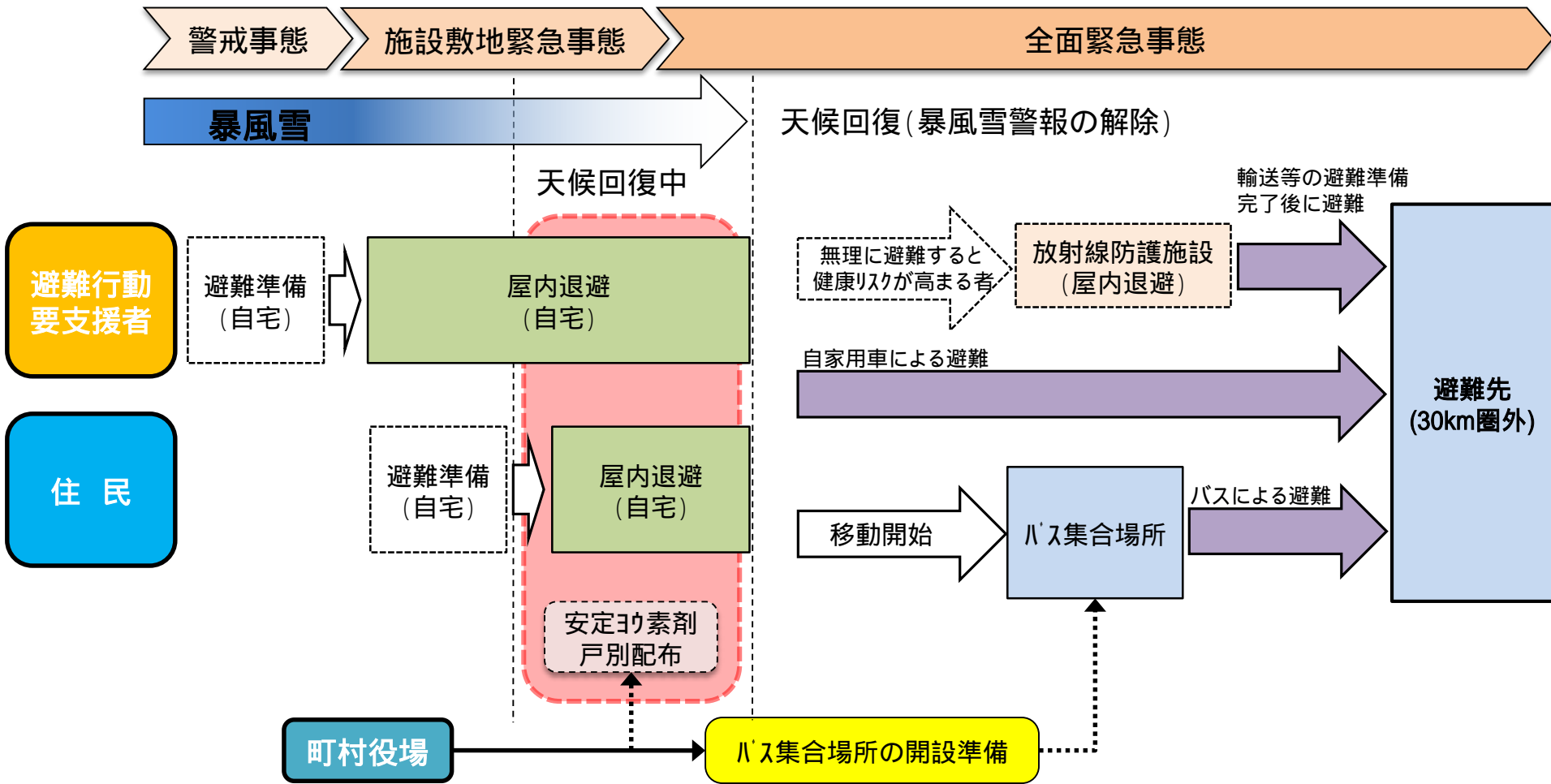
< 各緊急事態の区分における暴風雪時の対応策 >

緊急事態の区分	対象住民の区分	対応策
警戒事態	PAZ圏内避難行動要支援者	・避難準備を実施
施設敷地緊急事態	PAZ圏内避難行動要支援者	・避難準備を実施し、屋内退避を優先
	PAZ圏内住民	・避難準備を実施
全面緊急事態	PAZ圏内避難行動要支援者	・避難準備を実施し、屋内退避を優先 ・指示に基づく、安定剤の服用
	PAZ圏内住民	・避難準備を実施し、屋内退避を優先 ・指示に基づく、安定剤の服用
	UPZ圏内避難行動要支援者 UPZ圏内住民	・屋内退避を実施

暴風雪時におけるPAZ圏内の防護措置

○ PAZ圏内の避難行動要支援者及び住民は、天候が回復するまで屋内退避を優先し、天候回復後は道路状況、プラントの状況等を確認後、避難を実施。なお、無理に避難すると健康リスクが高まる者は、近傍の放射線防護施設へ屋内退避を実施。

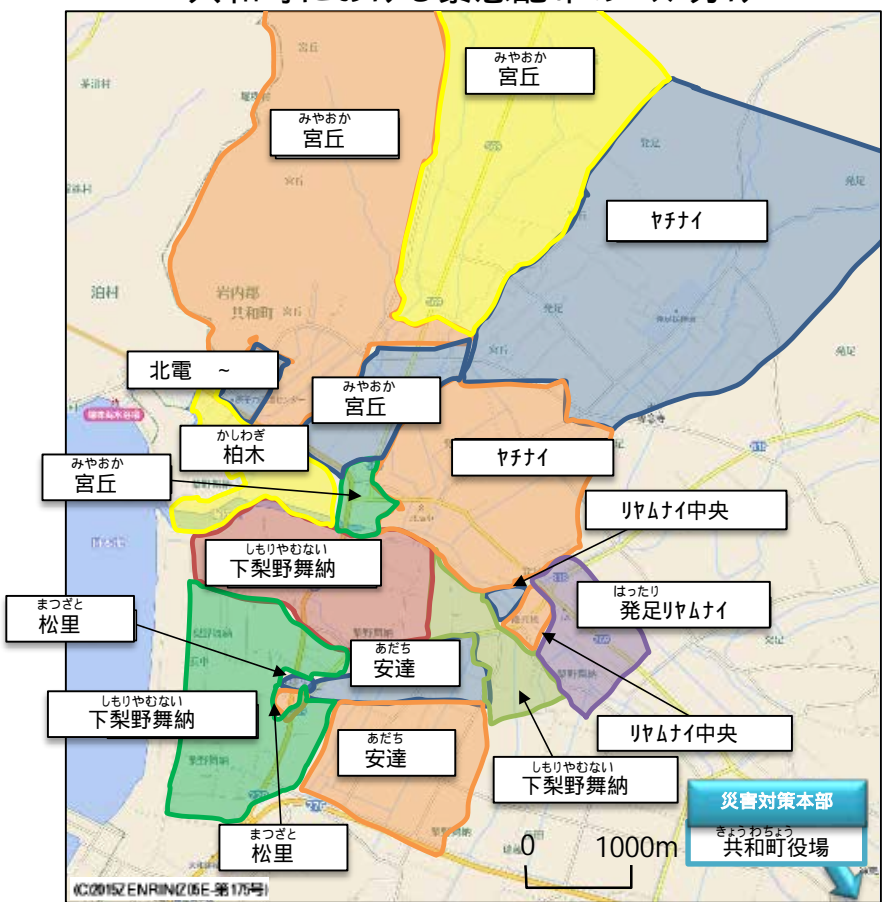
< 全面緊急事態で天候が回復した場合 >



町村の職員は、天候の状況、プラントの状況等を踏まえて対応を実施

- 避難の際に安定ヨ素剤の緊急配布を行う共和町では、暴風雪のため避難行動の開始が遅れるような事態となった場合には、施設敷地緊急事態等の早い段階で、PAZ圏内において、町職員等40人が2人1組となり、安定ヨ素剤の戸別配布を実施し、住民の予防服用体制を確保。
- 暴風雪時に全面緊急事態に至った場合、住民は町村の指示に従い安定ヨ素剤を服用。

共和町における緊急配布のエリア分け



緊急配布地区	配布対象世帯及び人数	緊急配布地区	配布対象世帯及び人数
みやおか宮丘地区	18世帯41人	はったり発足リヤマナイ地区	22世帯63人
みやおか宮丘地区	25世帯72人	しもりやむない下梨野舞納地区	21世帯45人
みやおか宮丘地区	15世帯45人	しもりやむない下梨野舞納地区	21世帯60人
みやおか宮丘地区	14世帯23人	しもりやむない下梨野舞納地区	23世帯57人
かしわぎ柏木地区	30世帯51人	あだち安達地区	16世帯63人
ヤマナイ地区	29世帯69人	あだち安達地区	18世帯44人
ヤマナイ地区	25世帯96人	まつざと松里地区	22世帯45人
リヤマナイ中央地区	29世帯64人	まつざと松里地区	18世帯35人
リヤマナイ中央地区	23世帯47人	北電社宅地区	193世帯288人

数字は現段階で共和町が把握している暫定値

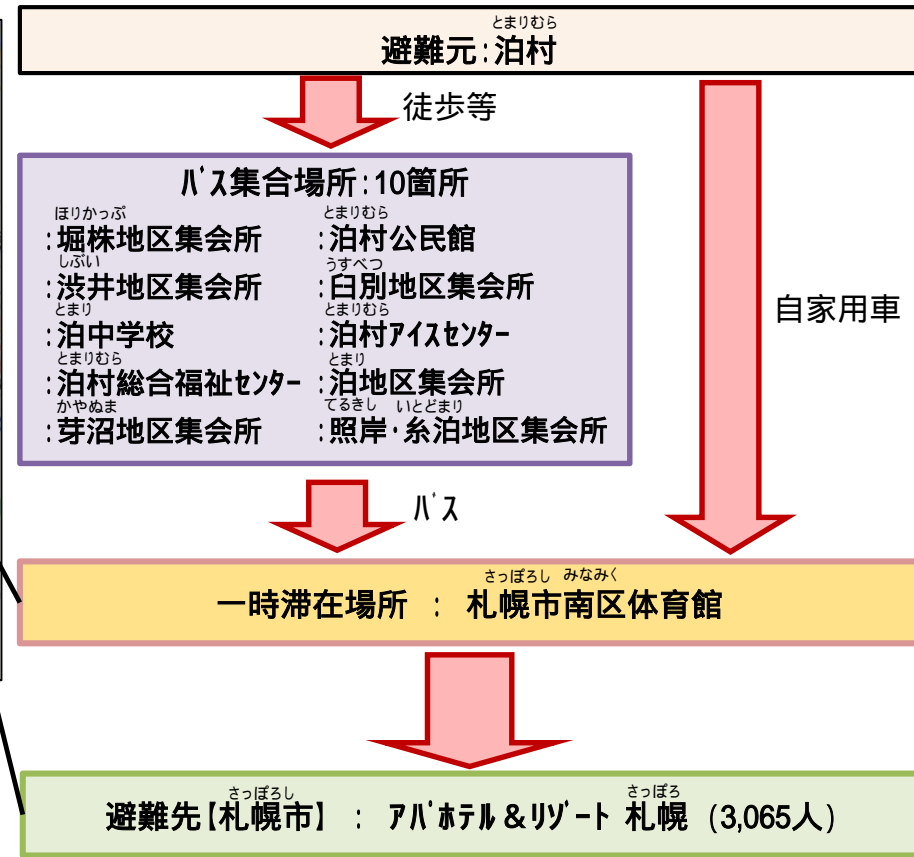
緊急配布では、必要に応じて町村職員が衛星携帯電話等により、保健所等の医師に確認を実施。泊村においても事前配布を受けていないPAZ圏内の住民に対し、村職員20人が2人1組となり戸別配布を実施。

5 . PAZ圏内の全面緊急事態 における対応

<対応のポイント>

1. バス避難に必要となる輸送能力を確保し、避難を開始すること。
2. 避難先の受入れ体制を整えること。
3. 安定ヨウ素剤を配布していない者等に、緊急配布すること。

- 泊村におけるPAZ圏内の住民については、自家用車で避難する住民は、自家用車により札幌市の一時滞在場所(札幌市南区体育館)を經由し、避難先(アパホテル&リゾート 札幌)に避難。
- バスにより避難する住民は、徒歩等で各バス集合場所に集合し、バスで一時滞在場所を經由し、避難先に避難。



PAZ圏内地域	避難対象者	バス避難者数	自家用車避難者数
とまりむら 泊村	1,136人	473人	663人

()は収容可能人数

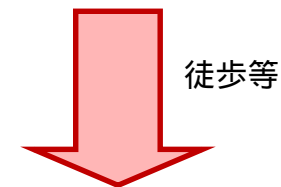
- 1 避難先については、啓発資料を全戸配布するとともに、訓練を通じて住民に周知
- 2 避難対象者数は、PAZ圏内住民の合計数から施設敷地緊急事態で避難する住民を引いた数字であり、若干の増減がある

共和町きょうわちょうにおけるPAZ圏内の住民については、徒歩等で各バス集合場所に集合し、バスにより留寿都るすつ村の避難先むら(ルスツリゾート)に避難。



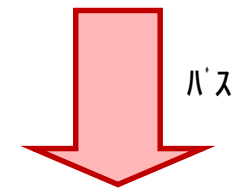
PAZ圏内地域	避難対象者 (バス避難者数)
共和町 <small>きょうわちょう</small>	1,246人

避難元: 共和町きょうわちょう



バス集合場所: 7箇所

- 宮丘地区寿の家みやおか
- 北辰小学校ほくしん
- ビシャムナイ会館
- 発足コミュニティセンターはつたり
- はまなす幼児センターはつたり
- 発足克雪管理センター
- 北電体育館



避難先 (兼 一時滞在場所) 【留寿都村るすつむら】
: ルスツリゾート(4,488人)

() は収容可能人数

- 1 避難先については、啓発資料を全戸配布するとともに、訓練を通じて住民に周知
- 2 避難対象者数は、PAZ圏内住民の合計数から施設敷地緊急事態で避難する住民を引いた数字であり、若干の増減がある

- 泊村において全面緊急事態で必要となる輸送能力は、約470人分：バス17台であり、北海道は「原子力災害時における住民避難用バス要請・運行要領」に基づき、北海道バス協会に住民避難用バスを要請。
- 北海道バス協会は、同要領に基づく北海道からの要請を踏まえ、住民避難用バスを調整・確保するとともに、更に余裕を持った台数を確保。

泊村において全面緊急事態で必要となる輸送能力

	想定対象人数	必要車両台数	備考
バスにより避難する住民	473人	17台	バス集合場所にて乗車 1台あたり40人の乗車を想定 【資料P46】

数字は現段階で泊村が把握している暫定値

泊村における全面緊急事態での輸送能力の確保

		確保車両台数		備考
		バス		
(A) 必要車両台数		17台		
(B) 確保車両台数		計17台以上		
確保先	北海道バス協会	17台以上		PAZ・UPZ町村が所在する後志地域のバス会社が保有する車両総数1,252台

不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

- ^{きょうわちょう}共和町において全面緊急事態で必要となる輸送能力は、約1,240人分：バス34台であり、北海道は「原子力災害時における住民避難用バス要請・運行要領」に基づき、北海道バス協会に住民避難用バスを要請。
- 北海道バス協会は、同要領に基づく北海道からの要請を踏まえ、住民避難用バスを調整・確保するとともに、更に余裕を持った台数を確保。

^{きょうわちょう}共和町において全面緊急事態で必要となる輸送能力

	想定対象人数	必要車両台数	備考
全面緊急事態で避難する住民	1,246人	34台	バス集合場所にて乗車 1台あたり40人の乗車を想定 【資料P47】

数字は現段階で^{きょうわちょう}共和町が把握している暫定値

^{きょうわちょう}共和町における全面緊急事態での輸送能力の確保

		確保車両台数	備考
		バス	
(A) 必要車両台数		34台	
(B) 確保車両台数		計34台以上	
確保先	北海道バス協会	34台以上	PAZ・UPZ町村が所在する ^{しりべし} 後志地域のバス会社が保有する車両総数1,252台

不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

泊村におけるバス避難の住民の数

- 泊村による全戸訪問調査の結果、PAZ圏内のバスにより避難する住民は合計約470人。
- 泊村では、10箇所のバス集合場所を設置し、バスにより避難する住民は、あらかじめ指定されたバス集合場所に集合。



バス集合場所	バス必要台数
ほりかつぶ 堀株地区集会所	60人 2台
しぶい 渋井地区集会所	9人 1台
とまり 泊中学校	41人 2台
とまりむら 泊村総合福祉センター	59人 2台
かやぬま 茅沼地区集会所	60人 2台
とまりむら 泊村公民館	50人 2台
うすべつ 臼別地区集会所	31人 1台
とまりむら 泊村アイスセンター	16人 1台
とまり 泊地区集会所	39人 1台
てるきし いとどまり 照岸・糸泊地区集会所	108人 3台
合計:10箇所	473人 17台

数字は現段階で泊村が把握している暫定値

共和町におけるバス避難の住民の数

- 共和町におけるPAZ圏内のバス避難の住民数は合計約1,240人。
- 共和町では、7箇所のバス集合場所を設置し、住民は、あらかじめ指定されたバス集合場所に集合。



バス集合場所	バス必要台数	
みやおか 宮丘地区寿の家	75人	2台
ほくしん 北辰小学校	21人	1台
ビシャムナイ会館	61人	2台
はったり 発足コミュニティセンター	143人	4台
はまなす幼児センター	290人	8台
はったり 発足克雪管理センター	151人	4台
北電体育館	505人	13台
合計:7箇所	1,246人	34台

数字は現段階で共和町が把握している暫定値

○ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、基本避難経路及びその他避難経路を設定。



○ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、基本避難経路及びその他避難経路を設定。



避難を円滑に行うための対応策

○ PAZ及びUPZ^{とまりむら きょうわちよう}圏内の住民の車両による避難を円滑に行うため、停電時に備えた自家発電機能付信号機や北海道、泊村及び共和町、北海道警察による主要交差点における交通整理等の交通対策を行う。

泊地域における交通対策

○ 交通誘導対策

自家発電機能付の信号機の設置や主要交差点等における町村職員や北海道警察職員等による交通整理を行い、円滑な避難誘導を実施

○ 交通広報対策

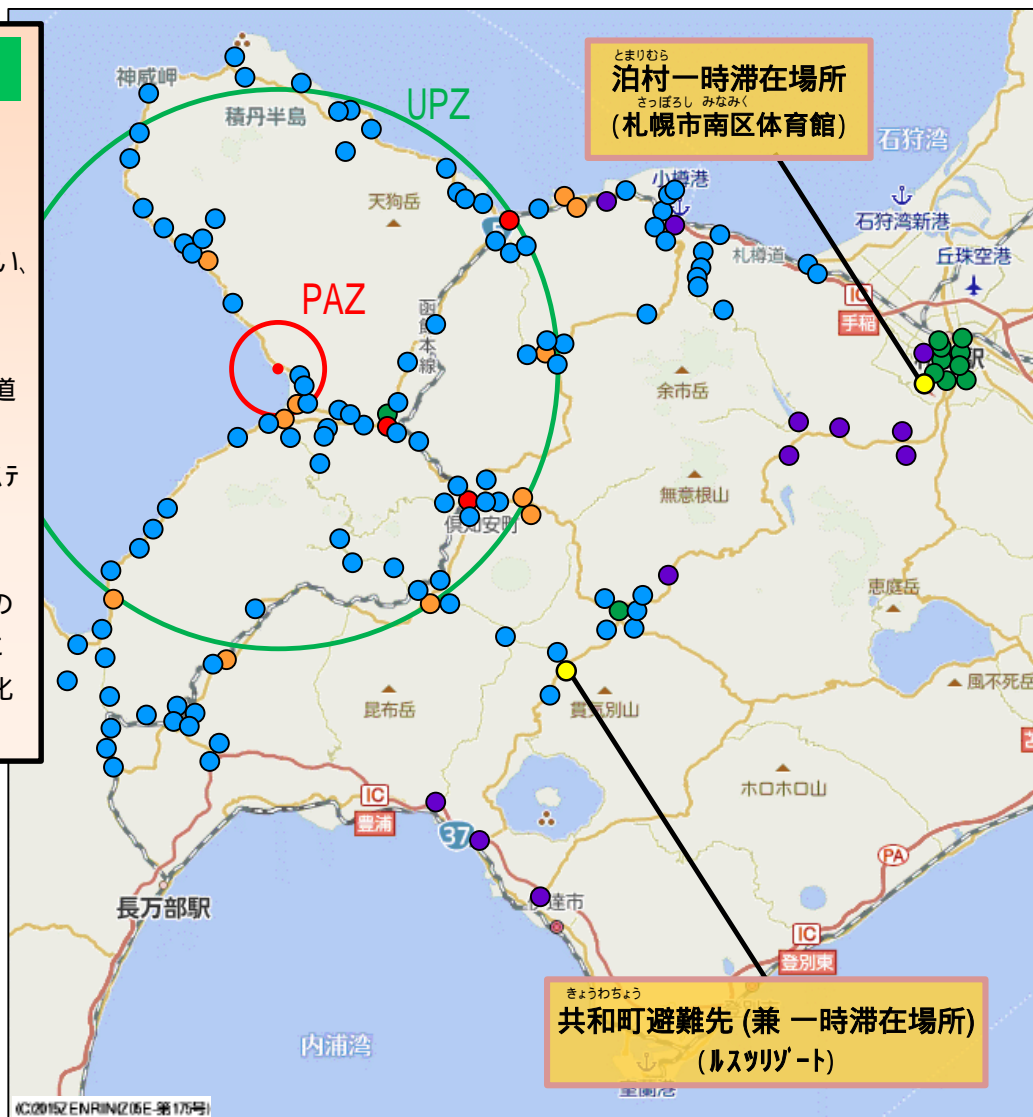
日本道路交通情報センター（JARTIC）、道路情報板等を活用した広報
光ビーコンを活用した交通情報提供システム（AMIS）による広報

○ 交通規制対策

必要に応じた原子力発電所方面への車両等の進入の抑制や主要交差点における信号操作等により避難の円滑化を図る

【凡例】

- : 自家発電機能付信号機
- : 交通整理地点
- : 交通規制地点
- : 交通情報板
- : 道路情報板



【自家発電機能付信号機】



避難経路に11箇所設置

【交通情報板】



避難経路に19箇所
(札幌市内8箇所含む)設置

【道路情報板】



避難経路等に99箇所設置

避難を円滑に行うための対応策

- 〇 泊村では自家用車避難を円滑に行うため、対象となる住民に「避難車両シール」を配布することとしている。
- 〇 北海道、泊村及び共和町では、発電所で緊急事態が発生した場合における住民が取るべき行動や避難先等の情報を掲載した「北海道原子力防災カレンダー」や「原子力防災のしおり」等の啓発資料を作成し、町村内の全戸に配布するなど、避難を円滑に行うための普及啓発を継続的に実施。



避難車両シール



北海道原子力防災カレンダー
(裏表紙にはバス集合場所を記載)



原子力防災のしおり

6 . UPZ圏内における対応

<対応のポイント>

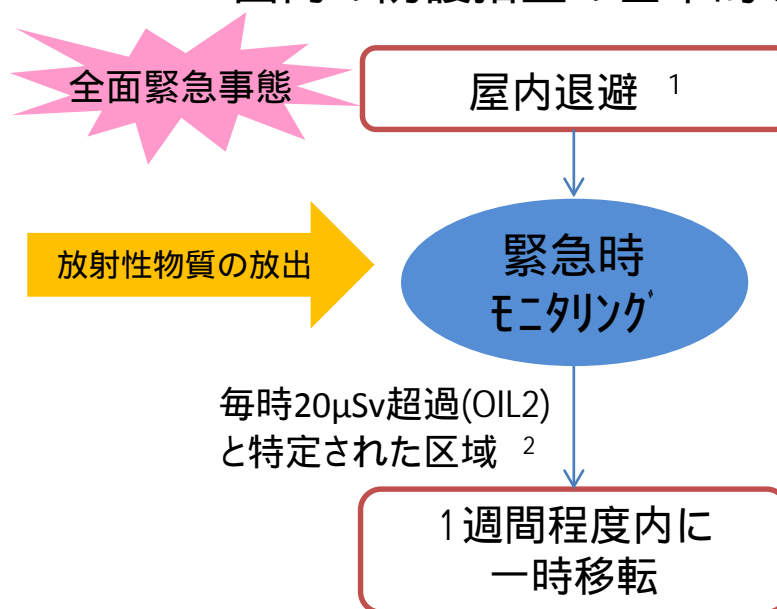
1. 放射性物質が放出される前には、全面緊急事態において、住民(避難行動要支援者を含む)の屋内退避を開始するため、これを円滑に実施できる体制が必要。
2. 放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、空間放射線量率が毎時 $20\mu\text{Sv}$ 超過の区域を特定。当該区域の住民は一時移転を行うこととなるため、施設からの距離に応じ、1週間程度内に一時移転できる体制が必要。

UPZ圏内における防護措置の考え方

- 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階においては、予防的防護措置として、PAZ圏内における住民の即時避難開始とともに、UPZ圏内においては住民の屋内退避を開始する。
- 放射性物質の放出に至った場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくのリスクが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。
- その後、原子力災害対策本部が、緊急時モニタリングの結果に基づき、空間放射線量率が毎時 $20\mu\text{Sv}$ 超過となる区域を1日程度内に特定。当該区域の住民は原子力災害対策本部の指示により1週間程度内に一時移転を実施する。



UPZ圏内の防護措置の基本的な流れ



- 1 地震等により家屋における屋内退避が困難な場合には、近隣の避難所等にて屋内退避。仮に近隣の避難所等に収容できない場合には、地震等による影響がない避難所等を、UPZ内外を含め選定し、避難等を実施。
- 2 空間放射線量率が毎時 $500\mu\text{Sv}$ 超過(OIL1)となる区域が特定された場合は当該区域の住民を速やかに避難させる。

一時移転等に備えた関係者の対応

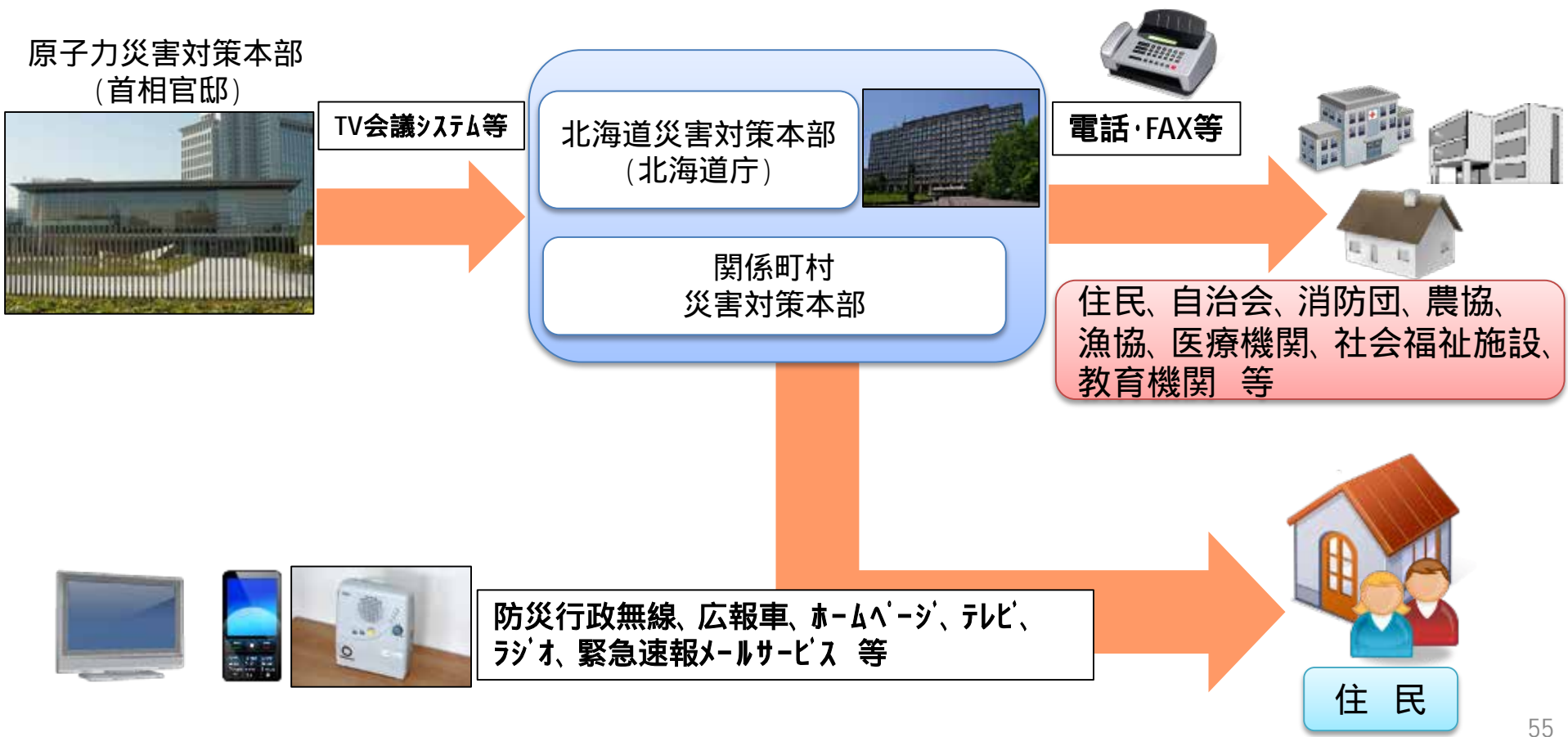
- 北海道及び関係町村は、警戒事態で警戒本部を設置し、施設敷地緊急事態で、災害対策本部に移行。
- 関係町村は、職員配置表に基づき、対象となる各地区に職員を配置。
- 北海道及び北海道バス協会は、関係町村からの要請に備えて、バスの派遣準備を開始。



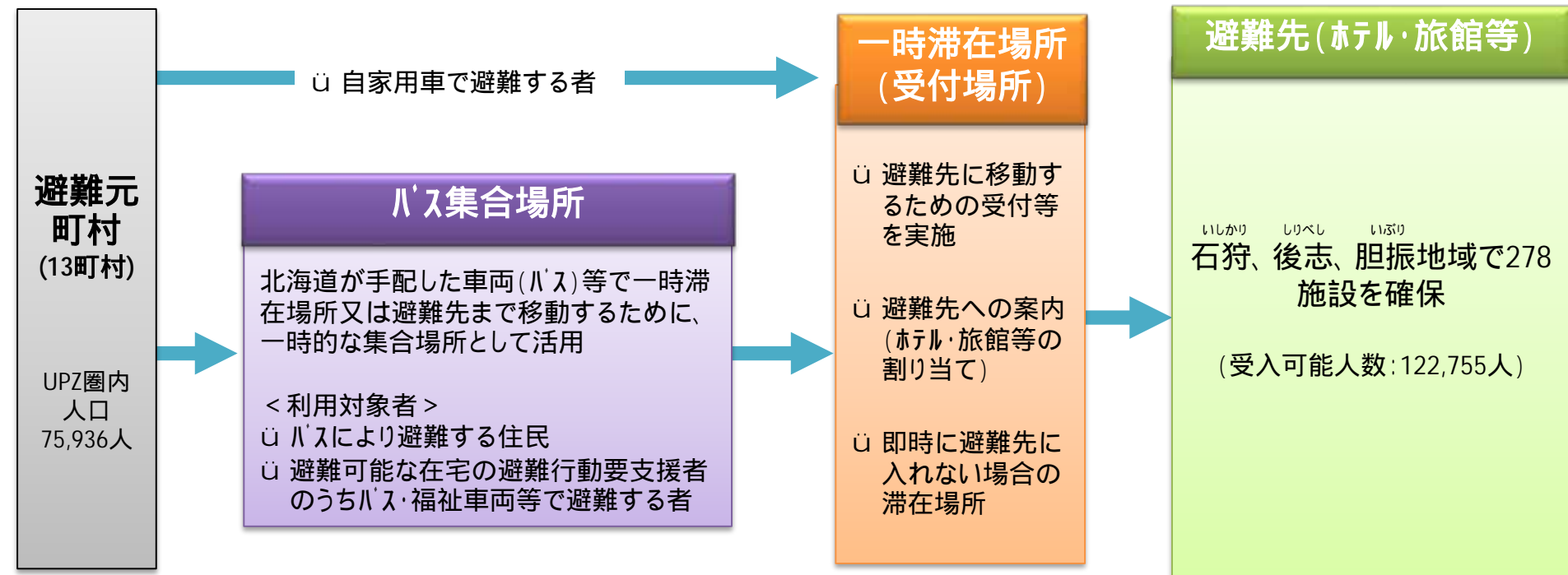
蘭越町、二セコ町、倶知安町、積丹町及び赤井川村は、今後地域防災計画を修正

一時移転等を行う際の情報伝達

- 一時移転等の指示は、国の原子力災害対策本部から、北海道及び関係町村に対し、TV会議システム等を用いて伝達。
- 北海道、関係町村・機関から、住民、自治会、消防団、農協、漁協、医療機関、社会福祉施設、教育機関等へは、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、電話、FAX等のあらゆる情報発信手段を活用して伝達。



- 国の原子力災害対策本部、北海道、関係町村は、一時移転等の円滑な実施と住民の安全確保のために、実施に係る実務(避難先の準備、避難経路の確認、輸送手段の確保、避難退域時検査及び簡易除染の実施体制、地域毎の一時移転等開始時期など)の調整を行った上で、一時移転等を開始。
- 北海道では、一時移転等の期間の長期化を想定し、住民が良好な環境のもとで避難生活を送ることができるよう、ホテル、旅館等(278施設)を避難先として指定。
- 一時移転等を行った住民は、一時滞在場所において受付を行い、避難先となるホテル・旅館等へ移動。



UPZ圏内住民の一時移転等

- UPZ圏内関係町村の避難計画に基づき、住民の一時移転等を行う。
- 万一、あらかじめ指定する避難先地域の施設が使用できない場合は、北海道の調整により、近隣地域において代替避難先を確保し、一時移転等を実施。

町村名 ()は対象人口	一時滞在場所(受付場所)	避難先(ホテル・旅館等) ()は受入可能人数
とまりむら 泊村(312人)	さっぽろし さっぽろし みなみく 札幌市:札幌市南区体育館	さっぽろし さっぽろ 札幌市:アパホテル&リゾート<札幌>(3,065人)
きょうわちやう 共和町(4,744人)	らすつむら 留寿都村:ルスツリゾート(4,488人)	
	とうやこちやう 洞爺湖町:洞爺湖文化センター	とうやこちやう そうべつちやう 洞爺湖町:13施設(5,672人)、壮瞥町:1施設(1,963人)
いわないちやう 岩内町(13,428人)	さっぽろし 札幌市:北海きたえーる	さっぽろし 札幌市:42施設(24,638人)
かもえないむら 神恵内村(923人)	さっぽろし 札幌市:ガトーキングダムサッポロ	さっぽろし 札幌市:4施設(3,071人)
すつちやう 寿都町(386人)	さっぽろし さっぽろし きたく 札幌市:札幌市北区体育館	さっぽろし 札幌市:9施設(4,352人)
らんこしちやう 蘭越町(4,940人)	さっぽろし さっぽろ 札幌市:札幌コンベンションセンター	さっぽろし 札幌市:10施設(6,143人)
ちやう ニセコ町(5,056人)	さっぽろし さっぽろし しらいしく 札幌市:札幌市白石区体育館	さっぽろし きたひろしまし 札幌市:12施設(6,996人)、北広島市:1施設(575人)
くつちやんちやう 倶知安町(16,154人)	むららんし むららんし 室蘭市:室蘭市文化センター	むららんし 室蘭市:19施設(1,467人)
	のぼりべつし のぼりべつし 登別市:登別市総合体育館	のぼりべつし 登別市:19施設(9,638人)
	とまごまいし とまごまいし 苫小牧市:苫小牧市総合体育館	とまごまいし 苫小牧市:14施設(2,886人)
	だてし おあたき 伊達市:大滝基幹集落センター	だてし 伊達市:3施設(2,536人)
	ちとせし しこつこ 千歳市:支笏湖市民センターほか	ちとせし 千歳市:16施設(3,643人)
しゃこたんちやう 積丹町(2,261人)	さっぽろし さっぽろし にしく 札幌市:札幌市西区体育館	さっぽろし 札幌市:4施設(4,189人)
ふるびらちやう 古平町(3,344人)	おたるし おたるし 小樽市:小樽市総合体育館	おたるし 小樽市:32施設(6,139人)
にきちやう 仁木町(3,449人)	さっぽろし さっぽろし ていねく 札幌市:札幌市手稲区体育館	さっぽろし 札幌市:7施設(3,767人)
よいちちやう 余市町(19,879人)	さっぽろし さっぽろし 札幌市:札幌市スポ-ツ交流施設	さっぽろし 札幌市:55施設(24,806人)
あかいがわむら 赤井川村(1,060人)		あかいがわむら 赤井川村:キヨリゾート(1,652人)
その他協力可能な施設	しらおいちやう しらおいちやう 白老町:白老町中央公民館	しらおいちやう 白老町:14施設(1,069人)
合計	対象人口:75,936人	受入可能人数:122,755人

左記避難先に避難できない、二次被害等があった場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、北海道が調整の上、近隣地域で代替避難先を確保(例:右狩北部地域、南空知地域及び中空知地域では、165,000人収容可能)。

UPZ圏内住民の一時移転等

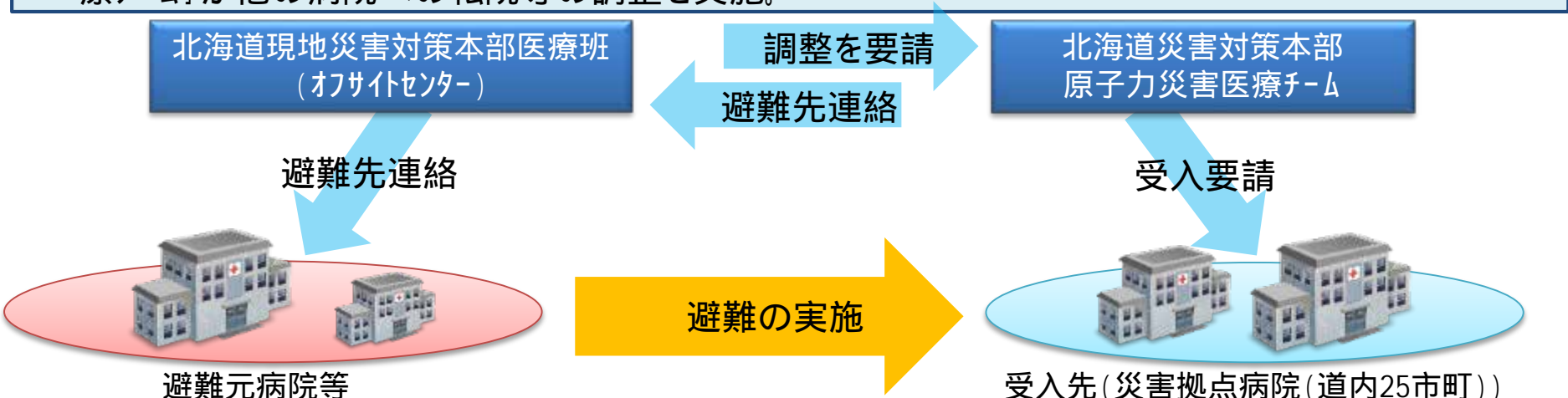


(凡例)
避難元市町村
避難先市町村

()は受入可能人数

UPZ圏内の医療機関の避難先及び受入先確保のための調整チーム

- UPZ圏内の入院病床を有する全ての医療機関(病院及び有床診療所、11施設1,051床)は、個別の避難計画を策定済み。
- 一時移転等の防護措置が必要となった場合は、隣接管内等の災害拠点病院に入院患者を移転・収容。さらに、当該患者の病状等を踏まえ、必要に応じて、北海道災害対策本部の「原子力災害医療チーム」が他の病院への転院等の調整を実施。



施設数	入院病床数
11	1,051床

地区	受入施設数	受入可能人数
隣接管内等 <small>いしかり いぶり しりべし</small> (石狩、胆振、後志(UPZを除く))	12	1,368人
上記を除く北海道全域	21	3,282人
合計	33	4,650人

一時移転等のフロー

一時移転等の指示が見込まれる段階で、オサイトセンター内に設置される北海道現地災害対策本部医療班が、北海道災害対策本部の「原子力災害医療チーム」に災害拠点病院への転院等に向けた調整を要請。

北海道災害対策本部の「原子力災害医療チーム」は、関係機関の協力を得て、受入先候補となる災害拠点病院に対し、受入を要請し、一時移転等の準備を整える。

北海道災害対策本部の「原子力災害医療チーム」は、北海道現地災害対策本部医療班を通じ、避難元病院等に対し、受入先となる災害拠点病院及び避難経路等を連絡。

避難元病院等は、指示に基づき、避難行動を開始。

- UPZ圏内にある全ての社会福祉施設等(67施設2,687人)については、施設ごとの避難計画を作成しており、施設ごとにあらかじめ受入施設を確保。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定した受入施設が使用できない場合には、北海道と関係団体¹が締結している「災害時における社会福祉施設等の相互支援協定」に基づき、北海道が代替の受入施設を調整。
- さらに、同協定に基づき、受入を支援する他の施設(支援施設)は、UPZ圏内の施設及び受入施設に対し、各施設の要請等を踏まえ生活物資等の提供及び支援職員の派遣を実施。

< UPZ圏内 >

施設区分	施設等数	入所定員
高齢者施設等	41	1,585人
障がい福祉施設等	21	891人
児童養護施設	5	211人
合 計	67	2,687人

施設ごとの
避難先を確保²

< UPZ圏外(道内22市町村) >

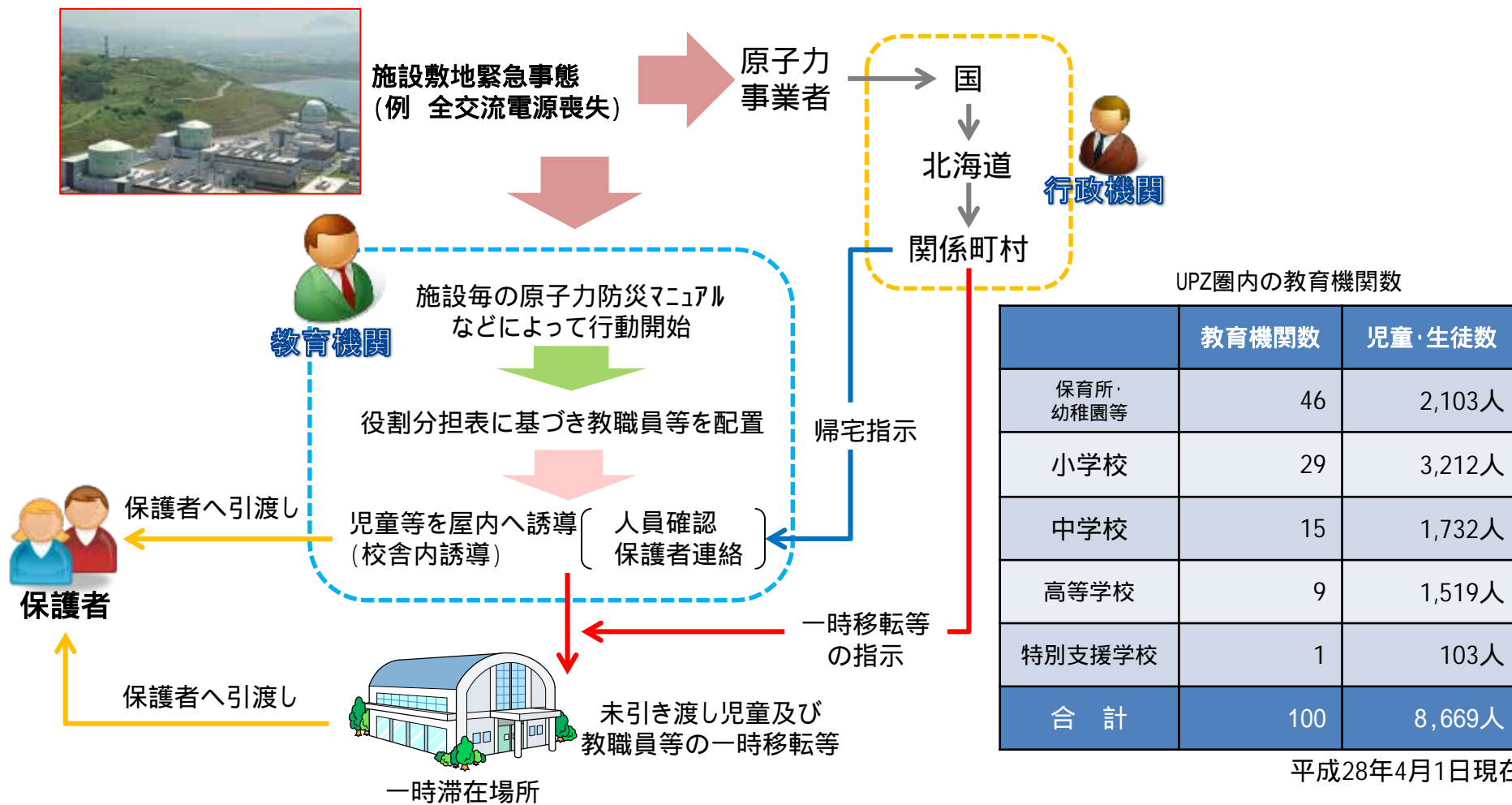
受入施設数	受入可能人数
122	1,585人
48	891人
9	211人
179	2,687人

1: 北海道老人福祉施設協議会、(一社)北海道老人保健施設協議会、北海道身体障害者福祉施設協議会、(一社)北海道知的障がい福祉協会、北海道児童施設協議会

2: あらかじめ選定した受入施設が使用できない場合は、「災害時における社会福祉施設等の相互支援協定」に基づき、北海道が代替の受入施設(787施設3,719人受入可能)を調整。

3: 施設数、人数については、平成28年5月31日現在。

- 施設敷地緊急事態により町(村)災害対策本部から帰宅指示が出された場合は、児童等を保護者に引き渡し、引き渡しができない児童等は屋内退避を実施する。その後、事態が悪化し、町(村)災害対策本部から一時移転等の指示が発出された場合は、教職員等は未引き渡し児童等とともに一時移転等を行い、一時滞在場所で児童等を保護者へ引き渡す。
- 校長、園長等は随時、町(村)災害対策本部と連携を図る。



UPZ圏内の教育機関数

	教育機関数	児童・生徒数
保育所・幼稚園等	46	2,103人
小学校	29	3,212人
中学校	15	1,732人
高等学校	9	1,519人
特別支援学校	1	103人
合計	100	8,669人

平成28年4月1日現在

UPZ圏内における在宅の避難行動要支援者の防護措置

- 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や一時移転等の支援者に対し、防災行政無線、緊急速報メールサービス、TV、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 連絡がとれない場合は、関係町村職員や消防職員等が、屋内退避・一時移転等の協力を実施。
- 一時移転等が必要となった在宅の避難行動要支援者は、関係町村が準備した一時滞在場所へ移動。その後、関係町村は、移動した在宅の避難行動要支援者を、避難生活環境がより良いホテル・旅館に、優先的に移動させる。

関係町村災害対策本部

防災行政無線・緊急速報メールサービス・TV・ラジオ等による情報提供

連絡等

屋内退避

同居者・支援者

協力

在宅避難行動要支援者

一時移転等

関係町村職員・消防職員等

移動

一時滞在場所

避難先(ホテル・旅館)
(278施設)

UPZ圏内の在宅の避難行動要支援者数

関係町村	UPZ圏内	関係町村	UPZ圏内
とまりむら 泊村	11人(11人)	くつちゃんちょう 俣知安町	1,419人(851人)
きょうわちょう 共和町	310人(308人)	しゃこたんちょう 積丹町	93人(56人)
いわないちょう 岩内町	1,535人(1,463人)	ふるびらちょう 古平町	87人(87人)
かもえないむら 神恵内村	8人(8人)	にきちょう 仁木町	297人(229人)
すつつちょう 寿都町	111人(111人)	よいちちょう 余市町	2,778人(1,736人)
らんこしちょう 蘭越町	1,003人(701人)	あかいがわむら 赤井川村	277人(141人)
ちよう 二セコ町	1,009人(605人)	合計	8,938人(6,307人)

- ()内は支援者有り。
- 人数は、平成28年6月30日現在。
- 支援者がいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者が確保できない場合においても、緊急時に消防団や自主防災組織等の避難支援等関係者と情報を共有し、避難支援等関係者による屋内退避・一時移転等の支援ができる体制を整備。

避難を行うことにより健康リスクが高まる避難行動要支援者に係る対応等

- 一時移転等が必要となった避難行動要支援者のうち、無理に避難するとかえって健康リスクが高まる者については、無理な避難を行わず、近隣のコンクリート建屋へ収容。
- 特に発電所から概ね10Km圏内では、放射線防護機能を付加した施設(6施設)を整備し、施設入所者等を加え、最大1,244人を収容可能。
- また、これら6施設では、屋内退避者のための3日分の食料及び生活物資等を備蓄。
- さらに、屋内退避が3日を超える事態となった場合は、北海道電力が4日分の食料等を供給。

放射線防護施設(6施設)



- 自家用車や観光バスによる観光客等の一時滞在者については、施設敷地緊急事態で帰宅やUPZ圏外への退避を実施。
- 自力による帰宅やUPZ圏外への退避が困難な観光客等の一時滞在者については、施設敷地緊急事態で宿泊施設等への屋内退避準備を実施し、全面緊急事態で屋内退避を実施。
- 一時移転が必要となった観光客等の一時滞在者は、関係町村が準備した一時滞在場所に一時移転等を行う。また、一時滞在場所では、外国人観光客のために通訳の派遣や多言語による相談支援等を実施。

関係町村災害対策本部

防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス等による情報を伝達

自力で帰宅できない
観光客等の一時滞在者

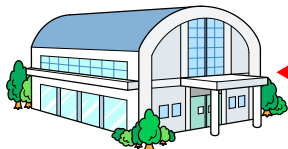
全面緊急事態で
宿泊施設等への屋内退避

屋内退避



宿泊施設等

一時移転等



一時滞在場所

自力で帰宅可能な
観光客等の一時滞在者

施設敷地緊急事態で
自家用車や観光バス
による退避

帰宅



自宅

通訳派遣等
を実施



関係協力機関

協力要請



北海道災害対策本部

UPZ圏内の観光客数 1

関係町村	観光客数	関係町村	観光客数
とまりむら 泊村	88人	くつちゃんちょう 倶知安町	8,890人
きょうわちょう 共和町	605人	しゃこたんちょう 積丹町	8,807人
いわないちょう 岩内町	3,605人	ふるびらちょう 古平町	773人
かもえないむら 神恵内村	1,310人	にきちょう 仁木町	332人
すつつちょう 寿都町	1,686人 ²	よいちちょう 余市町	7,489人
らんこしちょう 蘭越町	1,176人	あかいがわむら 赤井川村	645人 ²
ちちょう ニセコ町	7,608人	合計	43,013人

各町村における観光客数：平成27年実績

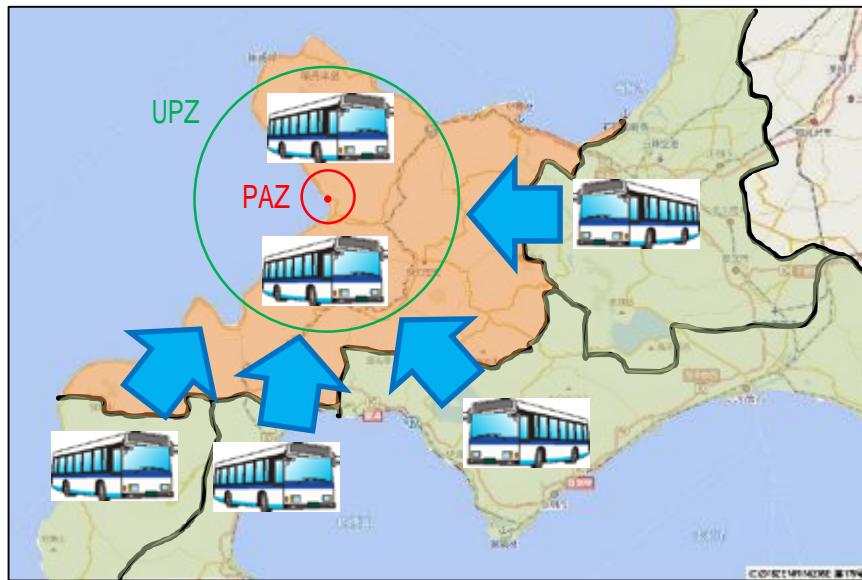
- 1 観光客数については、平成27年12月31日現在のUPZ圏内における入場ピーク時（8月）での1日当たりの入込及び宿泊数を基に算定
- 2 寿都町及び赤井川村については、UPZ圏外の観光客数も含めた観光客数

UPZ圏内の一時的移転に必要な輸送能力の確保

- UPZ圏内での一時移転は、緊急時モニタリング結果に基づき、対象地域を特定し、1週間程度内に実施。この際、必要となる輸送能力の確保については、北海道及び北海道バス協会が「原子力災害時における住民避難用バス要請・運行要領」に基づき対応。
- 一時移転に必要な輸送手段については、北海道バス協会が、
 - ・後志地域のバス事業者と調整を行い輸送手段を調達
 - ・後志地域内の輸送手段では不足する場合、隣接地域(石狩、胆振、渡島、檜山)のバス事業者と調整を行い輸送手段を調達
 - ・さらに隣接地域内の輸送手段では不足する場合、北海道全域のバス事業者と順次調整を行い輸送手段を調達により必要な輸送能力を確保する。
- 上記手段により確保した輸送手段で対応できない場合、原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し、協力を要請する。

地域(振興局)	バス会社	保有台数
後志 (UPZ町村が所在する地域)	6社	1,252台
石狩、胆振、 渡島、檜山	51社	2,340台

北海道内保有バス台数	
地域(振興局)	保有台数
空知、上川、 留萌、宗谷	981台
オホーツク	319台
日高、十勝、 釧路、根室	620台
合計	1,920台



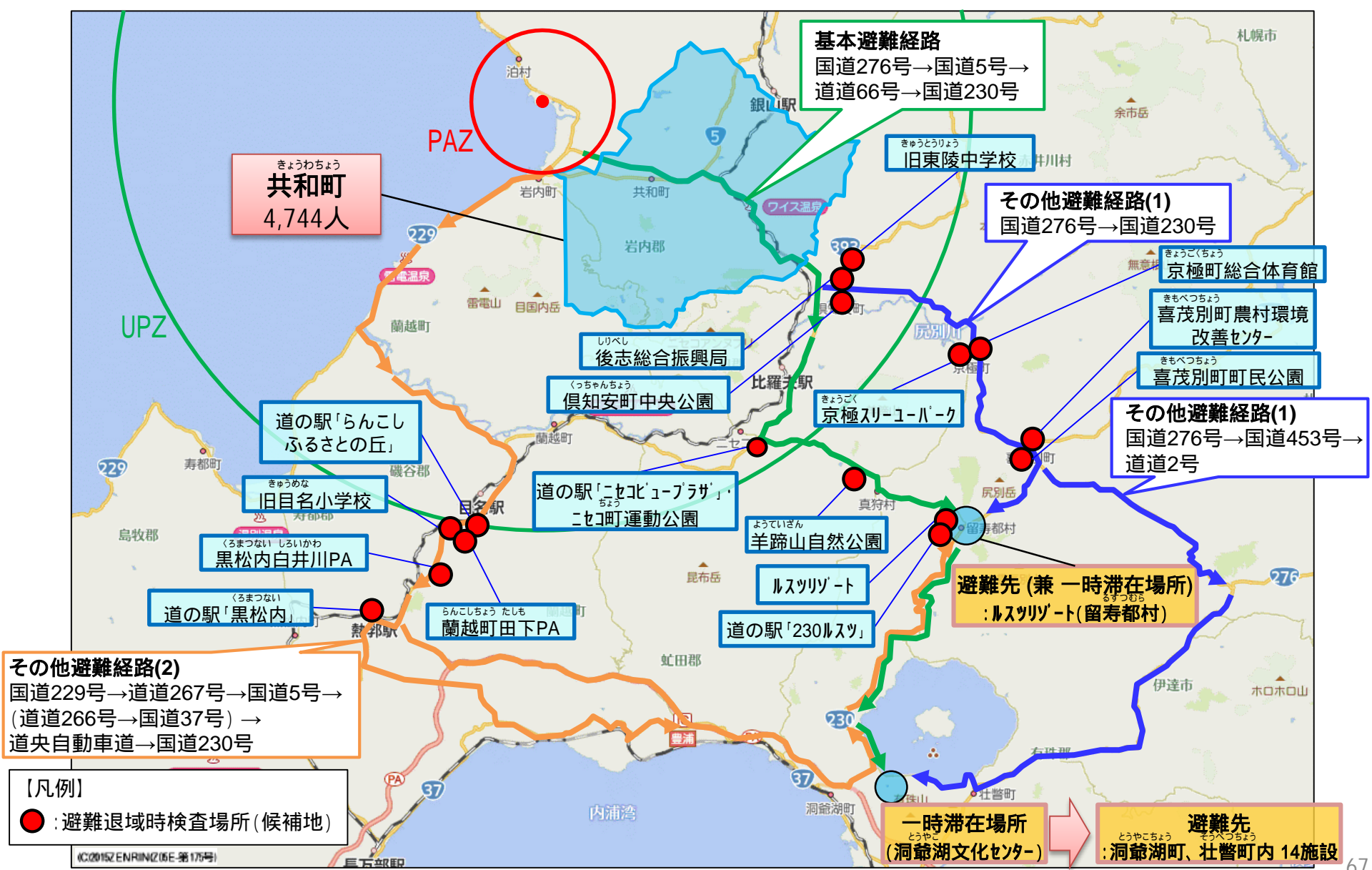
不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

○ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、基本避難経路及びその他避難経路を設定。



共和町におけるUPZ圏内から一時滞在場所までの主な経路

○ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、基本避難経路及びその他避難経路を設定。



岩内町におけるUPZ圏内から一時滞在場所までの主な経路

○ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、基本避難経路及びその他避難経路を設定。



かもえないむら 神恵内村におけるUPZ圏内から一時滞在場所までの主な経路

○ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、基本避難経路及びその他避難経路を設定。



すっつちょう 寿都町におけるUPZ圏内から一時滞在場所までの主な経路

○ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、基本避難経路及びその他避難経路を設定。



らんこしちょうにおけるUPZ圏内から一時滞在場所までの主な経路

○ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、基本避難経路及びその他避難経路を設定。



○ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、基本避難経路及びその他避難経路を設定。

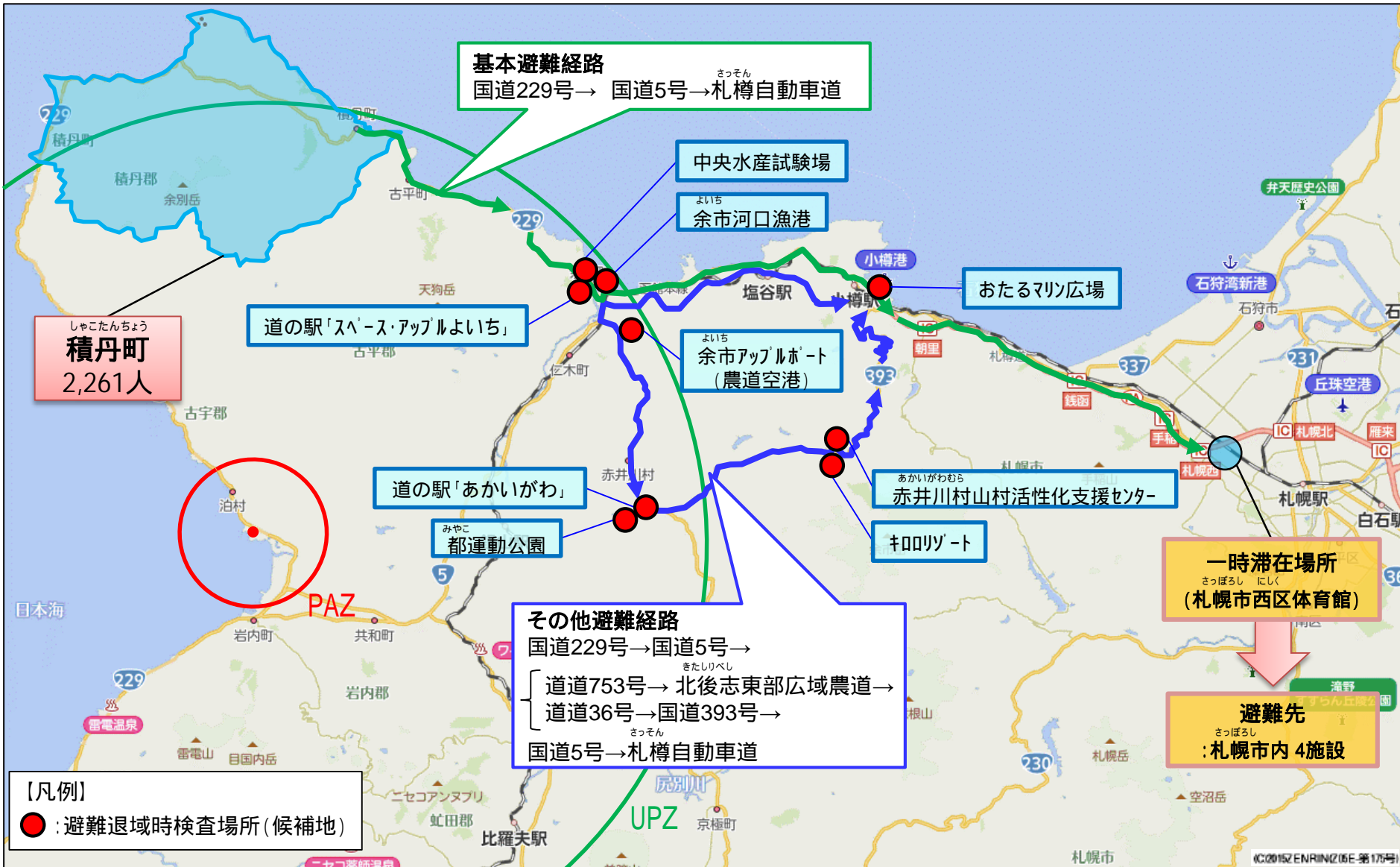


倶知安町におけるUPZ圏内から一時滞在場所までの主な経路

○ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、基本避難経路及びその他避難経路を設定。

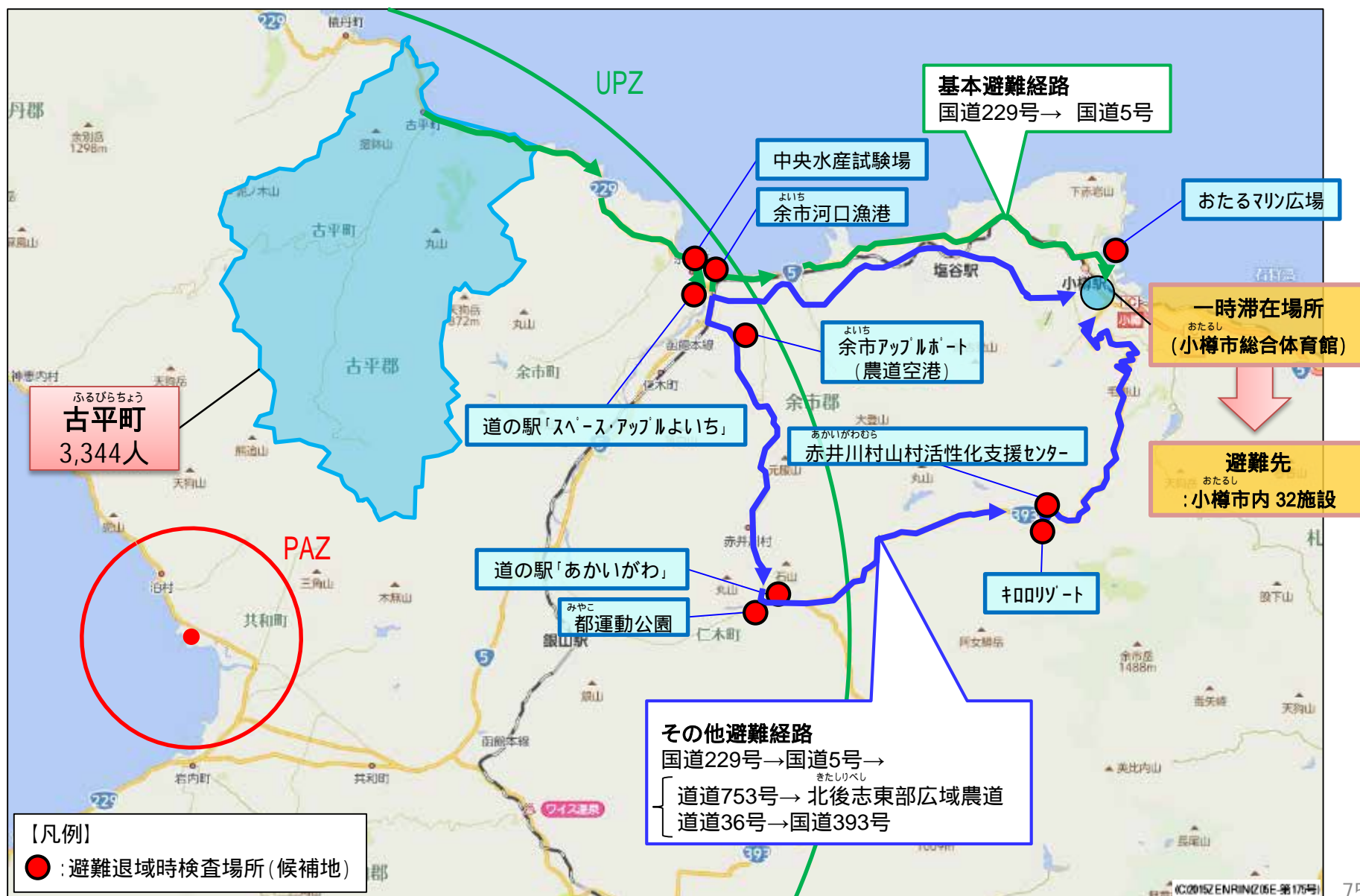


○ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、基本避難経路及びその他避難経路を設定。



古平町におけるUPZ圏内から一時滞在場所までの主な経路

○ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、基本避難経路及びその他避難経路を設定。



仁木町におけるUPZ圏内から一時滞在場所までの主な経路

○ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、基本避難経路及びその他避難経路を設定。



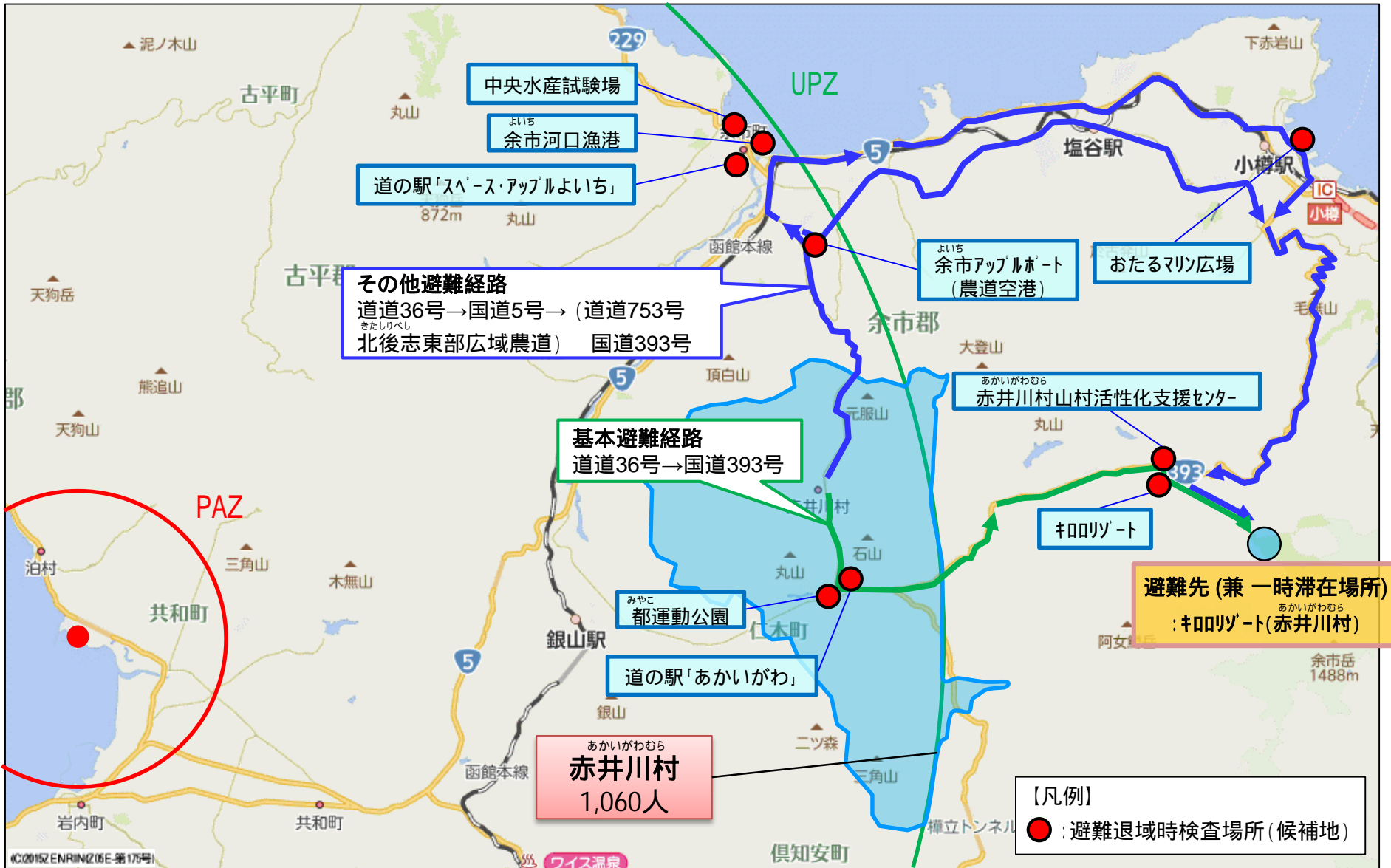
余市町におけるUPZ圏内から一時滞在場所までの主な経路

○ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、基本避難経路及びその他避難経路を設定。



赤井川村におけるUPZ圏内から一時滞在場所までの主な経路

○ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、基本避難経路及びその他避難経路を設定。



他の地方公共団体からの応援計画

○ 原子力災害又は地震、津波との複合災害が発生した場合、国からの支援のほか、関係地方公共団体からの支援策として、4つの応援協定等を締結。

㊦ 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

(平成20年6月10日)

【対象】

北海道及び北海道内の全179市町村

【応援内容】

食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
被災者等の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
避難、救援及び救出活動等に必要な車両等の提供及びあっせん
避難、救援、救護、救助活動及び応急措置等に必要な職員の派遣
被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
その他特に要請のあった事項

㊧ 大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定

(平成7年10月31日)

【対象】

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県

【応援内容】

応急措置等を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
被害者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材、物資の提供及びあっせん
災害応急活動等に必要な車両、ヘリコプター等の派遣及びあっせん
災害応急活動に必要な職員の派遣
被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
その他特に要請のあった事項

㊨ 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

(平成24年5月18日)

【応援内容】

人的支援及び斡旋
物的支援及び斡旋
施設又は業務の提供及び斡旋
その他特に要請のあったもの

㊩ 原子力災害時の相互応援に関する協定

(平成13年1月31日)

【対象】

北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、京都府、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県

【応援内容】

原子力防災資機材の提供
職員の派遣



7 . 放射線防護資機材、物資、 燃料備蓄・供給体制

PAZ圏内の防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄体制

- 北海道は、PAZ圏内の関係町村のほか、消防署や放射線防護施設において、避難誘導や避難行動支援などを行う要員のための個人線量計等の放射線防護資機材の備蓄を実施。
- 緊急時には、役場職員や消防職員等が、これらの放射線防護資機材を用いて活動を実施。
- 平時にはこれらの使用方法に関する訓練・研修を定期的実施。併せて、関係者向けパンフレットを整備中。

- PAZ圏内の関係町村役場
防災業務従事者向けに備蓄を実施
- PAZ圏内の関係町村消防署・支署
防災業務従事者向けに備蓄を実施
- 放射線防護施設
施設職員向けに備蓄を実施



個人線量計



サーベイメータ



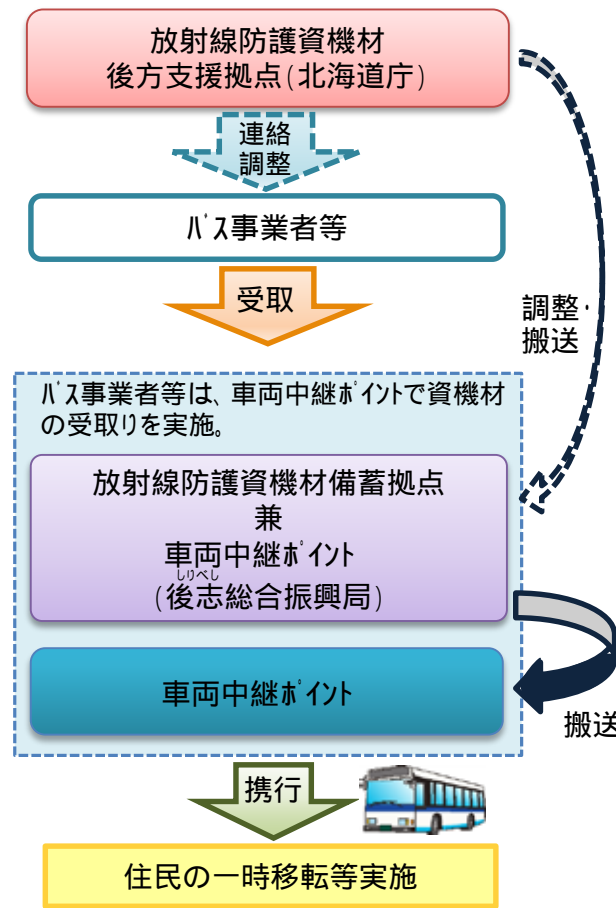
備蓄拠点	対象施設数
PAZ圏内町村役場	3
PAZ圏内町村消防署・支署	3
放射線防護施設	4
合計	10

共和町及び岩内町は、PAZ圏外にある各拠点で放射線防護資機材の備蓄を実施。

- UPZ圏内の関係町村では、防災業務従事者のための放射線防護資機材を備蓄。各関係町村の資機材が不足する場合には、放射線防護資機材備蓄拠点(後志総合振興局)から供給を実施。
- UPZ圏内住民の一時移転等を担うバス事業者等には、原則、緊急時に設置する車両中継ポイントで、放射線防護資機材を配布。なお、平時にはこれらの使用方法に関する訓練・研修を定期的実施。
- 車両中継ポイントでは、それまでのモニタリング結果等により、業務従事に伴う被ばく線量が1mSvを十分に下回ることをあらかじめ確認。
- 放射線防護資機材備蓄拠点等の資機材が不足する場合等には、後方支援拠点(北海道庁)が関係機関に要請を行い、各拠点への搬送について調整を行い、放射線防護資機材の供給を実施。



< バス事業者等に対する放射線防護資機材の配布体制 >



車両中継ポイントは、避難退域時検査場所やその近傍に設置することとしている。

- 原子力事業者は、放射線防護資機材を各原子力事業者で支援をするため、「原子力災害発生時における事業者間協力協定」を締結。
- 原子力災害発災後の避難・一時移転等において、放射線防護資機材等が不足する場合、原子力事業者は、保有する資源(要員・資機材等)を最大限供給し支援する。

原子力災害発生時における事業者間協力協定（平成26年10月10日）

【協定事業者】

北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、日本原子力発電、電源開発、日本原燃

【目的】

原子力災害時における原子力事業者間協力の円滑な実施を図り、原子力災害の拡大防止および早期復旧の一翼を担うことを目的とする。

【協力活動の範囲】

原子力災害時の周辺地域の環境放射線モニタリングおよび周辺区域の汚染検査・汚染除去に関する事項について、協力要員の派遣・資機材の貸与その他の措置 等

主な備蓄資機材

資機材	数量
サーベイメータ(GM管)	360台
全面マスク	1,000個
タイベックスーツ	30,000着



サーベイメータ(GM管)



全面マスク



タイベックスーツ

関係町村における行政備蓄

○ 緊急時に備え、関係町村では、食料及び生活物資等の備蓄を実施。万が一不足等が生じる事態となった場合、北海道が調整を行い、道内の全市町村や物資供給等に関する協定を締結している民間事業者等の協力を得て、食料及び生活物資等を融通・供給。

関係町村の生活物資の備蓄状況

備蓄物資種類	関係町村												
	とまりむら 泊村	きょうわちょう 共和町	いわないちょう 岩内町	かもえないむら 神恵内村	すつつちょう 寿都町	らんこしちょう 蘭越町	ちょう ニセコ町	くつちゃんちょう 倶知安町	しゃこたんちょう 積丹町	ふるびらちょう 古平町	にきちょう 仁木町	よいちちょう 余市町	あかいがわむら 赤井川村
主食 (食)	17,550	3,000	3,250	1,850	2,223	—	1,609	1,428	2,285	800	2,365	802	402
副食 (食)	18,176	692	1,650	375	500	—	—	—	—	900	600	540	814
飲料水 (リットル)	8,184	600	820	564	2,223	240	640	240	408	576	468	552	318
毛布・寝袋 (枚・組)	1,770	800	700	185	590	300	352	600	300	530	190	544	141
トイレ													
簡易型 (台)	300	4	—	1	1	—	—	—	—	3	—	2	2
携帯型 (個)	—	1,500	—	—	35	—	—	300	11	—	2,000	12	300

1: 主食: 乾パン、米、アルファ化米、クラッカー、バランス栄養食、インスタント麺類、その他食料の合計値。副食: 缶詰、その他食料の合計値。

2: 上記物資備蓄数は概数。また、上記の他に、常備薬、炊き出し用具等、避難生活に必要な物資等を準備している。

3: 上記の数量は、H28.3.31時点で関係町村が把握している数及び平成28年度購入予定分を含む暫定値。

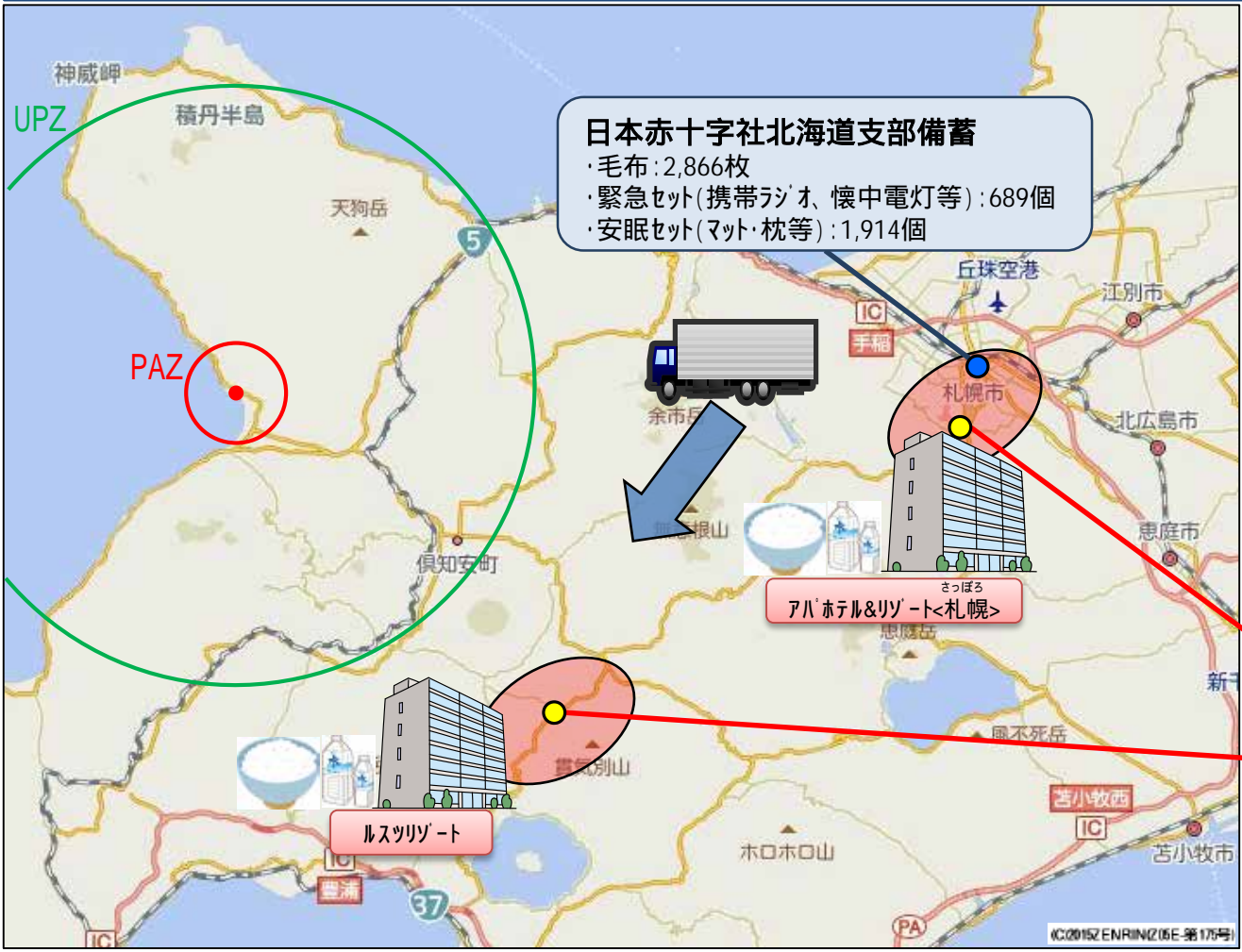
○ 関係町村及び避難先市町村から物資支援の要請があった場合や要請を待ついとまがないと認められる状況になった場合に備え、北海道は、「災害時における物資の供給に関する協定」等を民間企業等と締結。

災害時における物資の供給等に関する協定の主な締結状況

協定の種類	内容	締結民間企業等
災害救助に必要な物資の調達に関する協定書等	災害時における応急対策物資供給等	北海道生活協同組合連合会、北海道コ・コラボトリング(株)、(株)セイコーマート、(株)ローソン、(株)セブン-イレブン・ジャパン、(株)イトーヨーカ堂、(株)サークルKサンクス、サントリーフーズ(株)、イオン北海道(株)、DCMホームック(株)、日糧製パン(株)、(株)北海道ファミリーマート、(株)ファミリーマート、NPO法人コリ災害対策センター
災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書	大規模災害時において、緊急通行車両への優先給油及び被災者や帰宅困難者等への情報提供等	北海道石油業協同組合連合会
災害発生時等の物資等の緊急・救援輸送に関する協定書	災害発生時における緊急・救援物資等輸送	(公社)北海道トラック協会、北海道旅客船協会、北海道地区レンタカー協会連合会、全日本空輸(株)、日本航空(株)、(株)シャルイクスプレス、(株)ジェイエア、日本内航海運組合総連合会、(株)AIRDO

PAZ圏内避難時の物資備蓄・供給体制

- PAZ圏内からの避難住民約2,900人の受入れ時には、避難先であるホテルから避難生活に必要な生活物資の提供を受けるとともに、北海道と災害時協定を締結している指定業者等からの流通備蓄と受入先自治体による備蓄のほか、日本赤十字社北海道支部に備蓄された物資(生活用品等)を、北海道トラック協会等の協力を得て、一時滞在所及び避難先に搬送する。
- 北海道及び関係町村が備蓄している物資が不足する場合、北海道から、原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。



北海道の協定による流通備蓄

- ・食料品、飲料水、日用品、衣料品
- ・その他泊村及び共和町が指定する物資

	協定の種類	内容
北海道	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書等	災害時における応急対策物資供給等

PAZ住民避難先

避難元町村名	避難先施設名	避難受入人数
とまりむら 泊村	アパホテル&リゾート<札幌>	1,435人
きょうわちよう 共和町	ルスタリゾート	1,470人
合計		2,905人

物資備蓄数は概数

物資集積拠点地域・一時集結拠点

- 物資供給の迅速性を高めるため、しんちとせうこう新千歳空港、おかだま(うこう)丘珠空港、とまこまいこう苫小牧港等の周辺に、国等からの物資を集積する物資集積拠点地域を設定。物資集積拠点地域において、地域のニーズ等を踏まえて必要な食料や物資を分別し、住民の避難先や一時集結拠点に輸送。
- 一時集結拠点では、物資集積拠点地域から輸送された物資をもとに、地域住民の状況を踏まえて物資を供給。あわせて、地域住民のニーズ等を踏まえた物資供給に関する各種要請を行う。
- 物資集積拠点地域・一時集結拠点は、必要に応じて防災業務関係者への災害関係情報の提供拠点としても活用。
- 物流専門家の派遣について、協定事業者等に要請し、より効率的に物資を供給。



物資集積拠点地域

(小樽港・石狩湾新港、丘珠空港・新千歳空港周辺地域、苫小牧港地域、室蘭港地域の4地域)

- ・避難・屋内退避住民に対する政府の供給食料・物資の集積
- ・ボランティア団体等による食料・物資の集積
- ・オフサイト対応で必要となる放射線防護資機材
- ・追加で必要となる緊急時モニタリング資機材及び放射線防護資機材
- ・避難住民への食料・物資の供給
- ・災害関係情報(道路情報、緊急時モニタリング情報)等

一時集結拠点

(後志地域の7拠点)

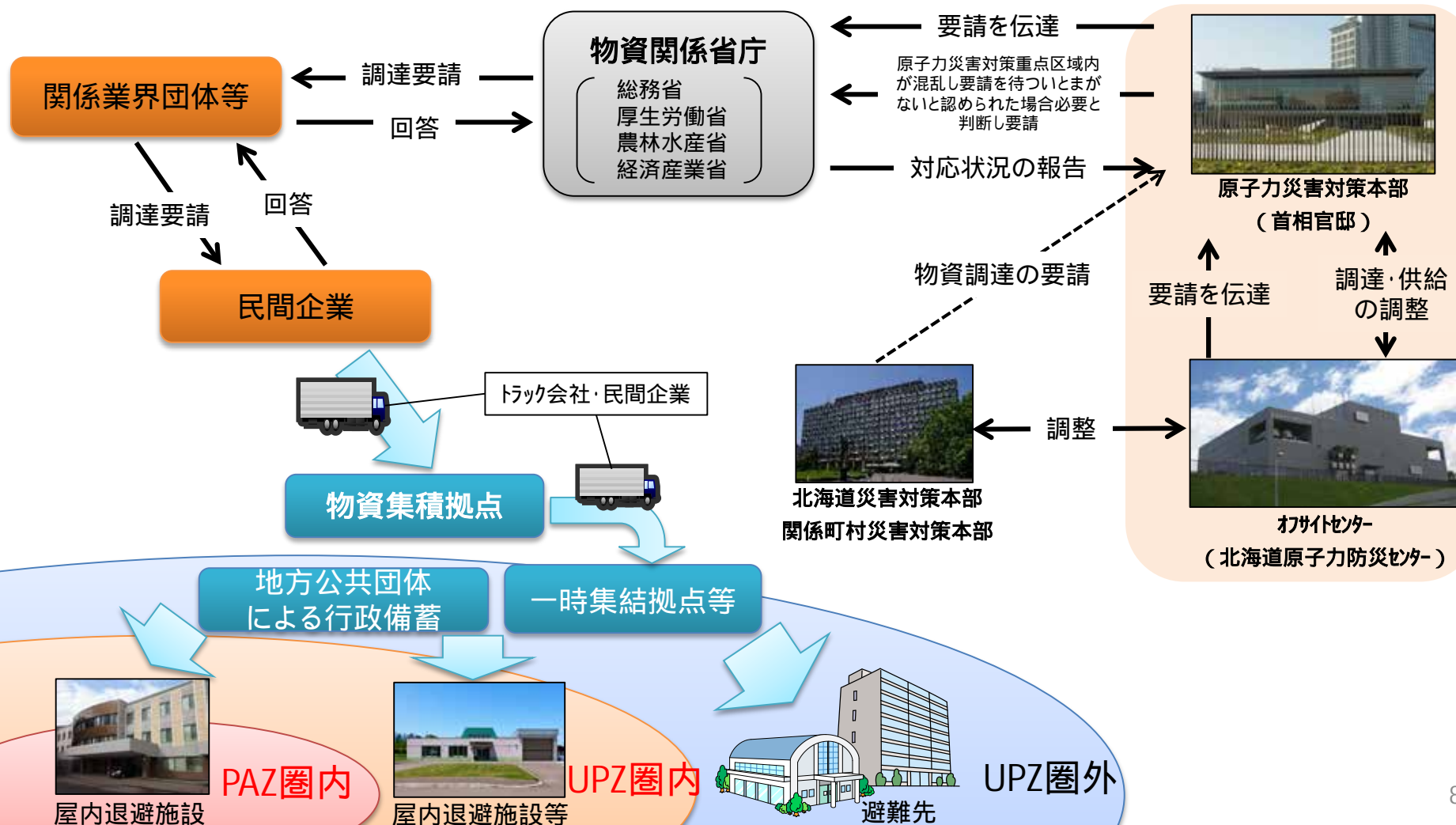
- ・屋内退避住民への食料・物資の供給
- ・緊急時モニタリング資機材及び放射線防護資機材の供給
- ・地域住民のニーズ等を踏まえた物資供給に関する各種要請
- ・原子力災害対策重点地域への入域に必要な情報提供等
- ・災害関係情報(道路情報、緊急時モニタリング情報)等

物流専門家の派遣

- ・協定事業者から道災害対策本部や物資集積拠点に派遣
- ・物資の保管や、荷さばき等に対する助言・指導

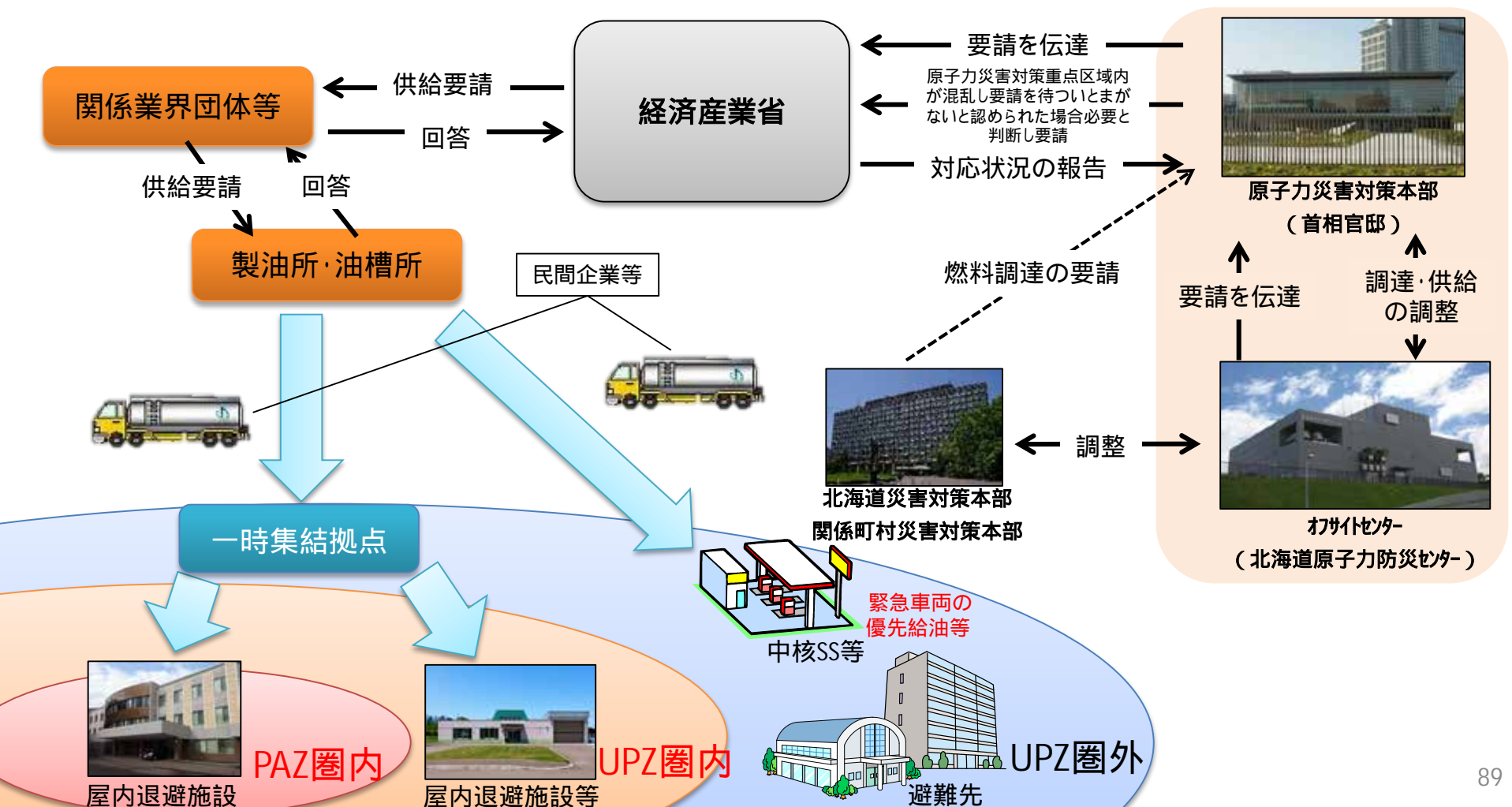
国による物資（食料等の生活用品等）の供給体制

- 北海道及び関係町村が備蓄している物資が不足する場合、北海道及び関係町村から、原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。
- 要請を受けた、または原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待ついとまがないと認められた場合等、原子力災害対策本部は、物資関係省庁（総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）に対しこの要請を伝達、または要請し、各物資関係省庁は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、物資集積拠点への物資搬送を行う。



国による物資（燃料）の供給体制

- 北海道及び関係町村が備蓄している燃料が不足する場合、北海道及び関係町村から、原子力災害対策本部に対し燃料調達の要請を行う。
- 要請を受けた、または原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待ついとまがないと認められた場合、原子力災害対策本部は、経済産業省に対しこの要請を伝達、または要請し、経済産業省は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、原則として製油所・油槽所から一時集結拠点等への搬送を行う。



○ 被災者の生活の維持のために必要な物資(食料等の生活用品等)の調達・供給は、防災基本計画第2編 各災害に共通する対策編に基づき実施。

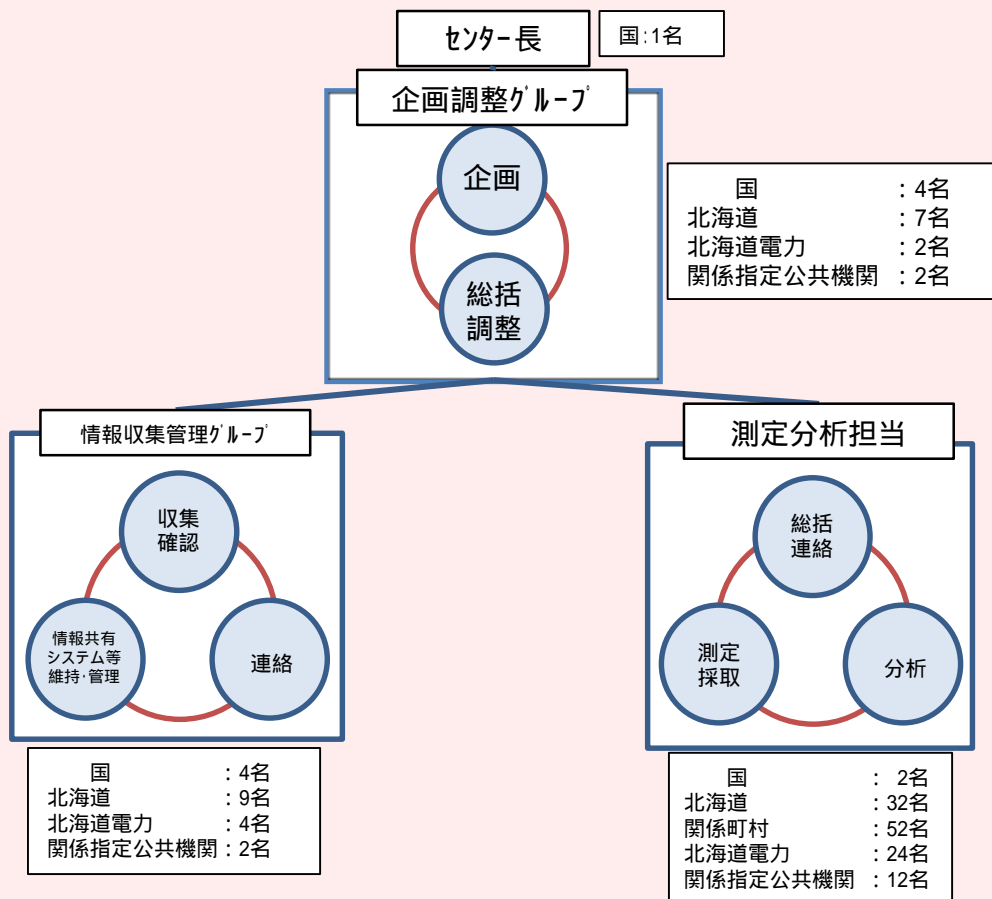
物資の種類	担当省庁	主要緊急物資	主な関係業界団体等
給水	厚生労働省	飲料水	周辺自治体水道局
医薬品等		一般薬、紙おむつ、マスク等	日本OTC医薬品協会、日本製薬団体連合会、日本医療機器産業連合会、日本医薬品卸売業連合会等
食料等	農林水産省	パン、即席めん類、おにぎり、缶詰等	各種食品産業関係団体等
生活必需品	経済産業省	仮設トイレ、トイレペーパー、毛布等	什器・備品レンタル協会、日本家庭紙工業会、日本毛布工業組合等
燃料(石油・石油ガス等)		ガソリン、軽油等	石油連盟、全国石油商業組合連合会、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)等

貸出用機材の種類	担当省庁	主要緊急物資
通信機器	総務省	貸出用災害対策用移動通信機器(衛星携帯電話、MCA端末、簡易無線機)を備蓄

8. 緊急時にタスクの実施体制

緊急時モニタリングセンターの体制

- 国は、施設敷地緊急事態に至った原子力施設の立地道府県に緊急時モニタリングセンター（EMC）を設置する。
- 緊急時モニタリングセンターは、オフサイトセンターに、センター長、企画調整グループ、情報収集管理グループ及び測定分析担当の要員を配置し、緊急時モニタリング活動を実施する。
- 北海道地方放射線モニタリング対策官事務所にモニタリング対策官1名を配置し、緊急時モニタリング体制を強化。



企画調整グループ

緊急時モニタリングの企画調整を担い、緊急時モニタリングセンター内の活動に対する監督を行う。

情報収集管理グループ

中央との情報共有システムを維持・管理するとともに、緊急時モニタリングデータの一元的管理等を行う。

測定分析担当

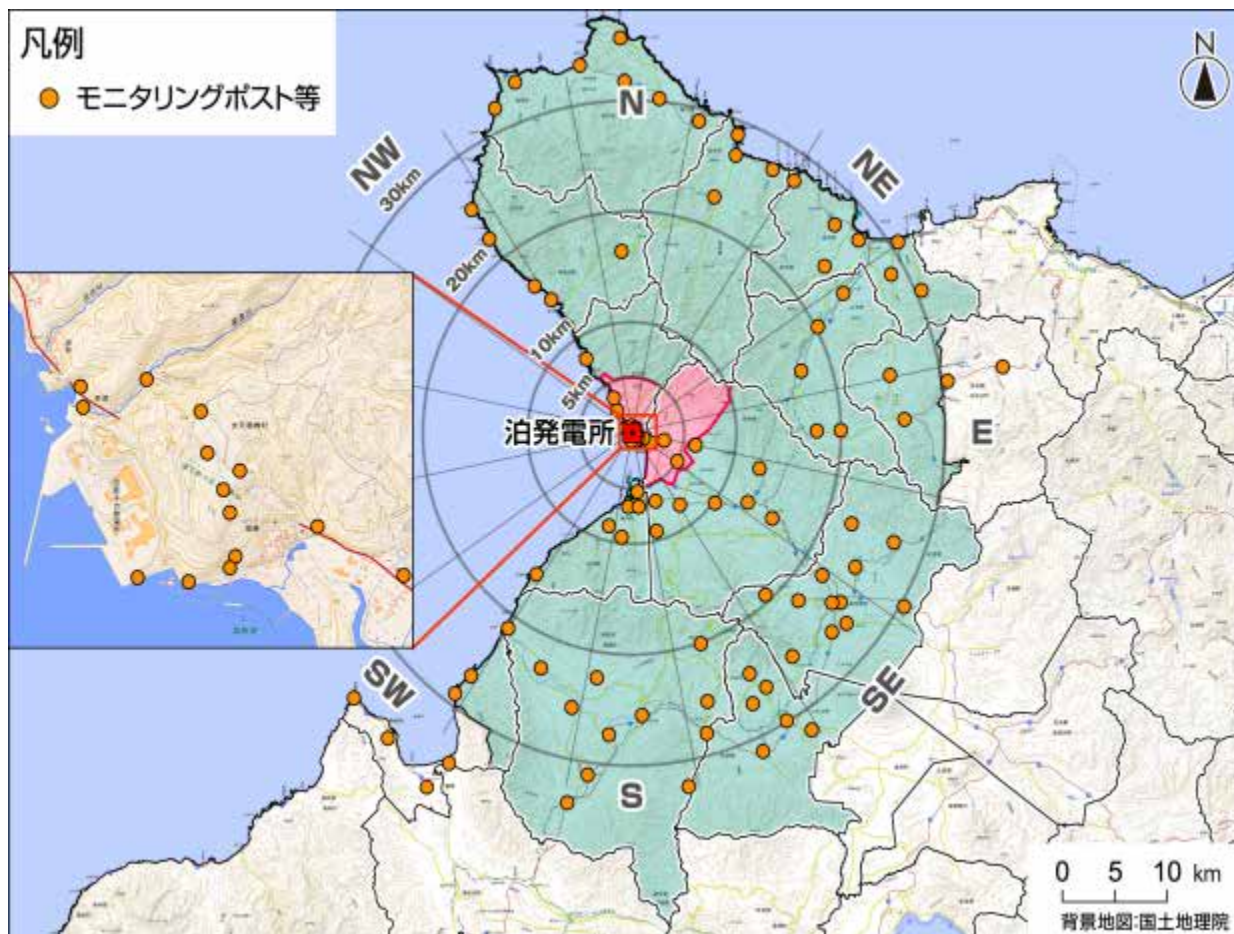
現地における測定、環境試料の採取及び分析を行う。

要員数は交代要員を含む

国の要員は、国から委託を受けた民間の機関含む

北海道、関係町村及び北海道電力の要員数は、北海道のモニタリング計画等に基づく

- とまり
○ 泊発電所周辺の13町村に、人口分布等を考慮して緊急時モニタリング地点83地点 (PAZを除く) を設定し、防護措置の実施判断に係る測定を実施。
- 発電所敷地内及びPAZ圏内では、17局の測定局で連続測定を実施。
- このほか、国及び北海道の測定局においても空間放射線量率を測定。
- 今後測定機器を追加的に整備し、モニタリング体制の更なる充実を図る。



UPZ圏内77地点の測定局で連続測定を実施

○ モニタリングステーション、モニタリングポスト等

- ・モニタリングステーション及びモニタリングポスト13局(北海道9局、北海道電力4局)で、発電所周辺地域の放射線量、放射性物質濃度を測定

電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施

- ・広域モニタリングポスト12局及び電子線量計51局で、放射線量を測定
- ・万一、モニタリングステーション等が使えなくなった場合等に備え、可搬型モニタリングポスト19台を配備
- ・放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー等を配備



モニタリングステーション・ポスト【13局】
(非常用発電機装備)



広域モニタリングポスト【12局】
(非常用発電機装備)



電子線量計【51局】
(非常用電源装備)



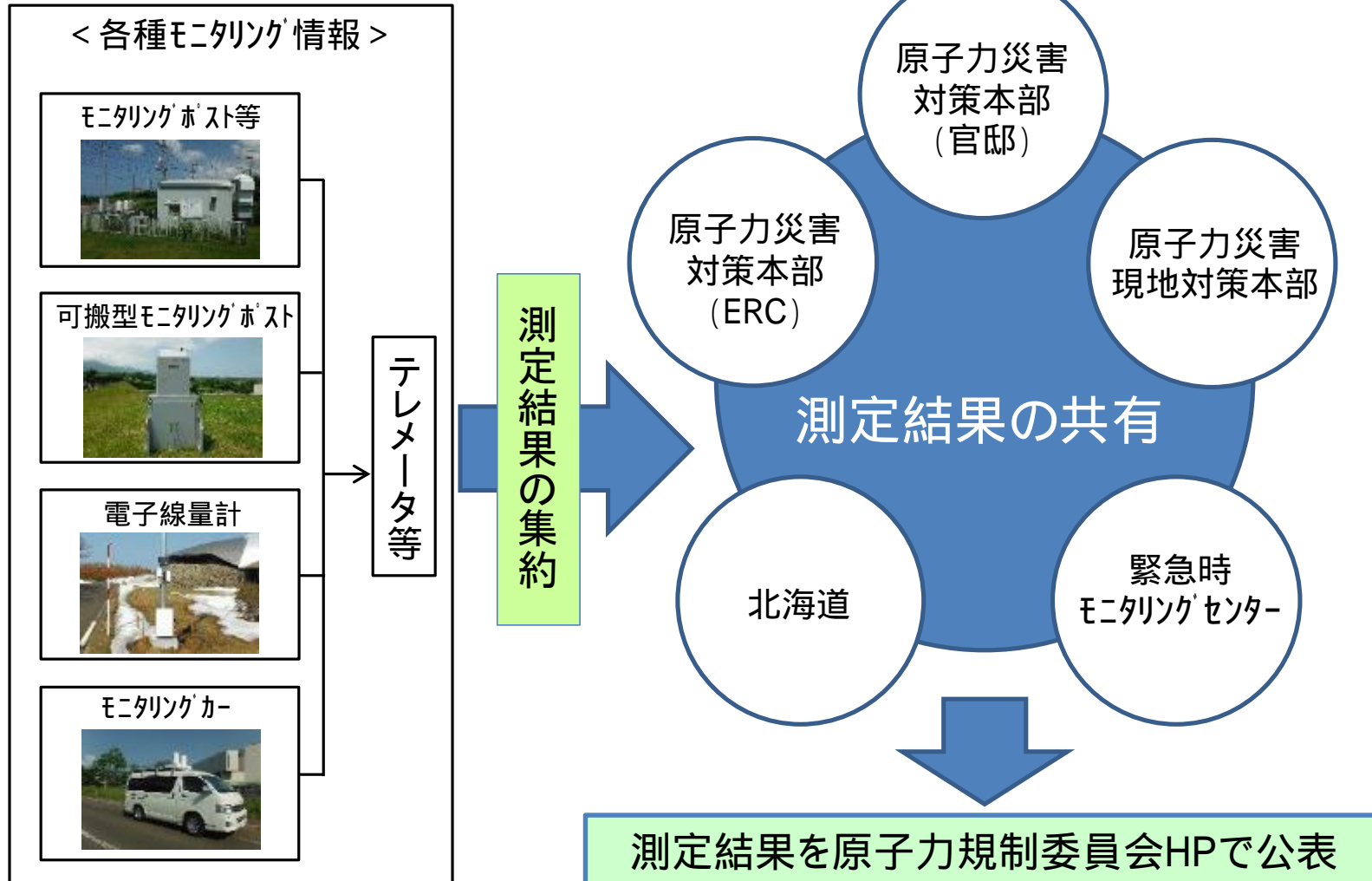
可搬型
モニタリングポスト【19台】



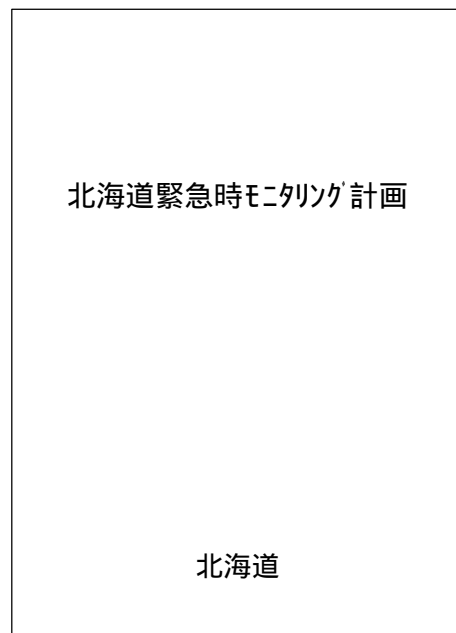
モニタリングカー【1台】

緊急時モニタリング結果の共有及び公表

- 緊急時モニタリングの結果は、緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムにより集約、EMC等の関係機関と共有し、防護措置の実施判断に係る検討に活用するとともに、ホームページにより公表。



- 施設敷地緊急事態に至った際における、モニタリングの実施項目等は、北海道が策定している「北海道緊急時モニタリング計画」を踏まえ、国が「緊急時モニタリング実施計画」により定める。なお、同実施計画は、事態の進展に応じて、随時、改定を行う。
- 緊急時モニタリングは、当該実施計画に基づき緊急時モニタリングセンターが主体となって実施する。また、UPZ圏外、海域及び空域等の広域のモニタリングについては国が中心となって原子力事業者等の協力を得て行う。
- 緊急時モニタリングセンターでは、防護措置の実施判断のため空間放射線量率の測定を優先して行うとともに、大気中の放射性物質濃度測定、飲食物に係るスクリーニング等を行う。



< 緊急時モニタリング計画 >

緊急時モニタリング実施計画(例)

【記載する項目の例】

< 実施項目 >

モニタリングの継続

固定局モニタリングホストの測定間隔の変更

必要に応じた可搬型モニタリングホストの設置

モニタリングカーによる測定の実施

ヨウ素サンプラの設置・測定

飲食物に係るスクリーニング 等

< 実施主体 >

緊急時モニタリングセンター(測定分析担当)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 等

< 情報共有 / 報告の体制 >

< 注意事項 >

【その他添付資料等の例】

測定項目一覧

地図及び観測局等の地点図

等

緊急時モニタリングに係る動員計画

- 防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、平成27年1月に原子力規制委員会は「緊急時モニタリングに係る動員計画」を策定した。
- 緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の動員についてあらかじめ準備すべき事項、動員の要請の手順等を定め、要員及び資機材の円滑な動員に資することを目的とする。

< 概要 >

原子力災害対策指針においては、緊急時のモニタリングの実施に当たって、国、地方公共団体及び原子力事業者は、目的を共有し、それぞれの責任を果たしながら、連携し、必要に応じて補い合うこと、関係指定公共機関は専門機関として国、地方公共団体及び原子力事業者による緊急時モニタリングを支援することとされている。

動員計画においては、緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の円滑な動員に資するため、

- 地方公共団体、原子力事業者、関係指定公共機関等(以下「関係機関」という)から動員可能な要員及び資機材の情報の調査方法
- 上述の情報の更新の方法
- 緊急時モニタリングセンター、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部(全面緊急事態においては、原子力災害対策本部)事務局及び関係機関の調整プロセス等について規定。

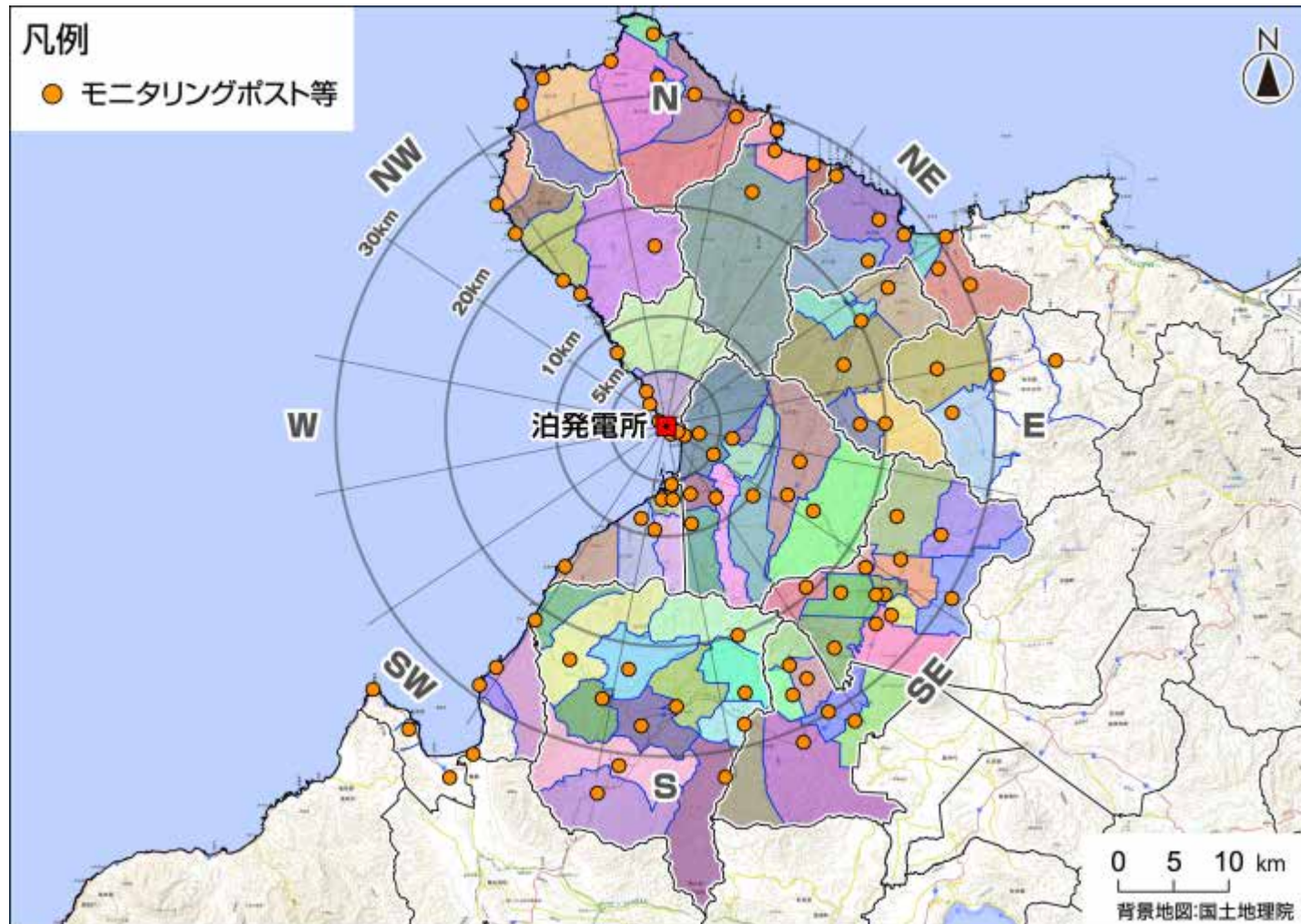
関係機関の保有資機材数

(平成26年度調査による。北海道・北海道電力を除く。)

	可搬型 モニタリングポスト	モニタリングカー
国	35台	10台
府県	208台	26台
原子力事業者	39台	32台
関係指定 公共機関	21台	5台

各資機材については保有数を記載。

○ 固定観測局については、そこで測定された実測値に基づいて迅速に防護措置を講ずる区域を特定できるよう、原子力災害対策重点区域における全ての一時移転等の実施単位毎に設置されることが必要であり、北海道では既設モニタリングポスト等の値に基づき一時移転等を実施する範囲を関連付けている。既設モニタリングポスト等の全てについて非常用電源を設置しているほか、既設モニタリングポスト等の故障等に備え、可搬型モニタリングポスト等を保有している。



とまり 図 泊地域における緊急時モニタリング体制と一時移転等の実施単位

北海道電力は、原子力災害対策指針に基づき、以下のとおり敷地内においてモニタリングを実施。

○ モニタリングステーション及びモニタリングポスト

- ・モニタリングステーション及びモニタリングポスト(計8局)で、発電所敷地境界付近の放射線量を測定
- ・モニタリングステーション(1台)で、発電所敷地境界付近の放射性物質濃度測定用の試料を採取
- 電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施
- ・万一、モニタリングステーション等が使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポストを別途配備(8台)

○ 可搬型モニタリングポスト

- ・施設敷地緊急事態が発生した場合、可搬型モニタリングポスト(4台)を設置して、モニタリングステーション等とあわせて原子炉格納施設を囲む12箇所の放射線量を測定

○ さらに、モニタリングカー(1台)、可搬型モニタリングポスト及びサーベイメータ等を搭載する車両(1台)を配備

また、北海道電力は、北海道地域防災計画に基づき北海道へモニタリングカー(1台)、可搬型モニタリングポスト(7台)等の貸与等を行う。



モニタリングステーション等【8局】



可搬型モニタリングポスト【19台】
(衛星電話による通信機能付)



モニタリングカー【2台】



可搬型モニタリングポストおよび
サーベイメータ等を搭載する車両【1台】



(サーベイメータ)

(可搬型ダストサンプラ)

車両に搭載するサーベイメータ等の例

9. 原子力災害時の医療の実施体制 (安定ヨ素剤・避難退域時検査・簡易除染を含む)

- 北海道及び泊村では、PAZ圏内住民を対象に住民説明会を開催。
- 泊村では、安定ヨ素剤の事前配布を実施。平成28年7月13日現在、1,116人に配布済み。
- 今後も継続して説明会を開催し、転入者等への配布や薬剤の更新等を実施。



地区名	対象住民数	配布者数
ほりかつぶ 堀株地域	136人	115人
しぶい 渋井地域	204人	173人
かやぬま 茅沼地域	357人	290人
うすべつ 白別地域	198人	156人
第一地域	39人	36人
第二地域	105人	94人
第三地域	151人	140人
てるまし 照岸地域	126人	112人
合計	1,316人	1,116人

< 安定ヨ素剤事前配布説明会 >

北海道及び泊村により、安定ヨ素剤の効能や服用時期など、事前配布に際し知っておくべき事項を説明。



PAZ圏内（共和町）住民に対する安定ヨ素剤の緊急配布

- 共和町きょうわちょうでは、避難を行う際にバス集合場所にて安定ヨ素剤を緊急配布することとしており、そのため、北海道とともにPAZ圏内住民を対象に安定ヨ素剤の配布・服用に係る事前問診を行っている。
- 平成28年7月13日現在、956人の事前問診を完了しており、今後も継続して説明会を開催し、事前問診を実施。



安定ヨ素剤の緊急配布場所（バス集合場所）	対象住民数	問診済住民数
みやおか 宮丘地区寿の家	83人	60人
ほくしん 北辰小学校	23人	16人
ビシャムナイ会館	68人	64人
はったり 発足コミュニティセンター	161人	146人
はまなす幼児センター	340人	253人
はったり 発足克雪管理センター	174人	126人
北電体育館	338人	291人
合計	1,187人	956人

< 安定ヨ素剤緊急配布（訓練風景） >
きょうわちょう
 共和町により、避難用バス乗車時に事前に実施した問診に基づき安定ヨ素剤を配布。

避難住民等に対する安定ヨ素剤の備蓄状況と緊急配布

- 避難住民等に対する安定ヨ素剤の緊急配布に備え、北海道は計17箇所の施設に合計約714,000丸の丸剤と約2,000gの粉末剤を備蓄。
- 緊急配布が必要となった場合には、備蓄場所より各町村が指定するバス集合場所（計94箇所）及び避難退域時検査場所（候補地計27箇所）に搬送の上、対象住民等に順次配布を実施。なお、避難退域時検査場所に近接する寿都町、蘭越町及びニセコ町については、発災時に北海道が指定する避難退域時検査場所で、対象住民等に順次配布を実施。
- 今後、乳幼児向けのゼリー状安定ヨ素剤の備蓄及び配布についても検討。



安定ヨ素剤備蓄場所

北海道: 17箇所

道及び町村職員により、安定ヨ素剤の搬送を実施

安定ヨ素剤の緊急配布を実施

各町村が指定するバス集合場所で緊急配布¹

泊村: 3箇所	積丹町: 1箇所
共和町: 21箇所	古平町: 9箇所
岩内町: 14箇所	仁木町: 1箇所
神恵内村: 5箇所	余市町: 26箇所
倶知安町: 9箇所	赤井川村: 5箇所

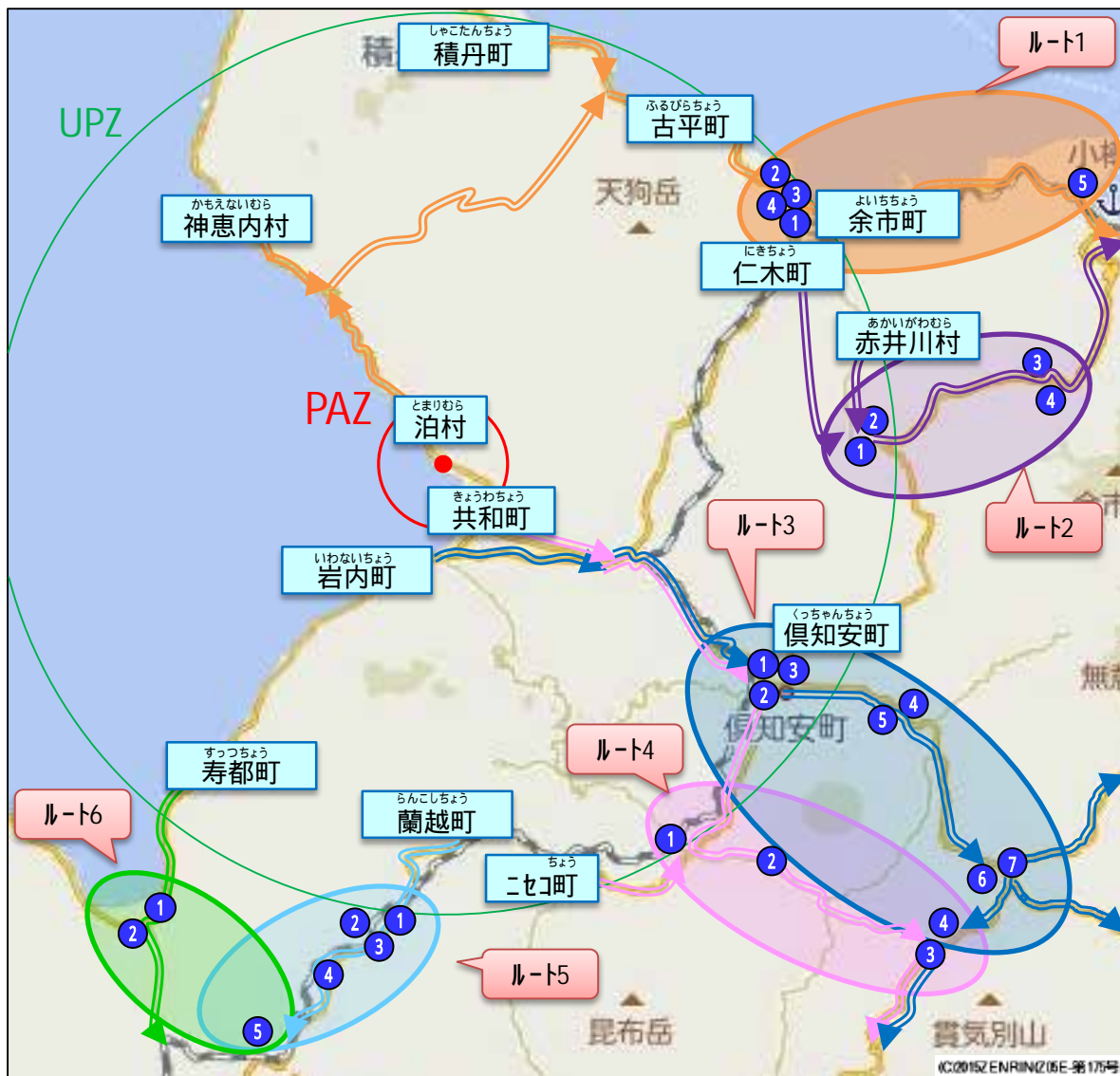
避難退域時検査場所で緊急配布²

寿都町: 候補地3箇所	蘭越町: 候補地5箇所
ニセコ町: 候補地4箇所	

- 1: バス集合場所等で緊急配布する10町村の住民は、避難退域時検査場所（候補地計27箇所）でも緊急配布を受けられる
- 2: 避難退域時検査場所での配布については、候補地のうち発災時に北海道が指定する箇所において配布

避難退域時検査場所の候補地の設定

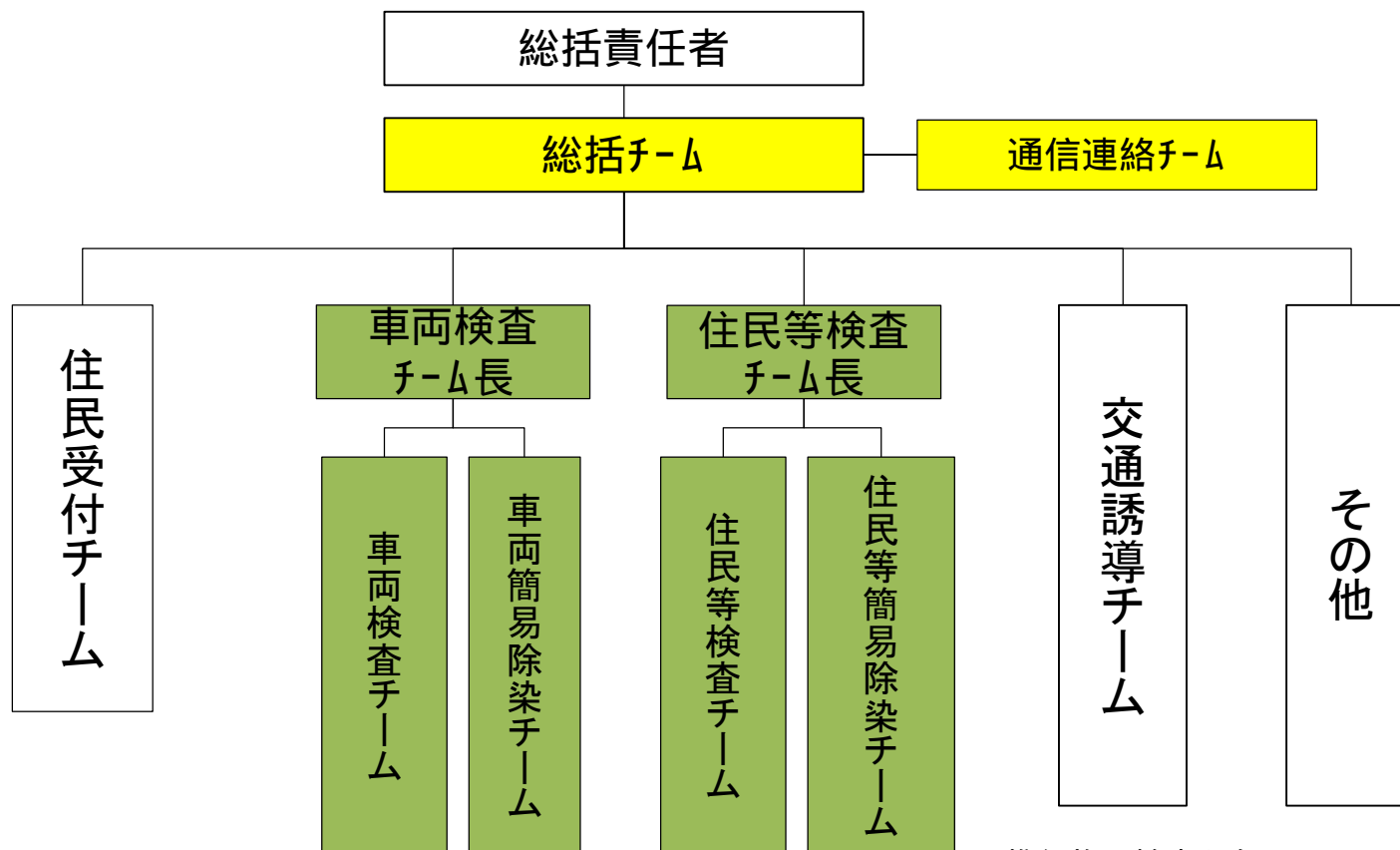
北海道では、緊急時の避難を円滑に行うため、UPZ圏内人口や避難経路等を考慮し、避難元町村と各避難退域時検査場所の対応付けを行ったうえで、候補地をあらかじめ準備。



ルート	検査場所	避難元町村
1	余市アップルポート(農道空港) 中央水産試験場 余市河口漁港 道の駅「スペース・アップルよいち」 おたるマリオン広場	泊村、神恵内村、積丹町、古平町、余市町
2	都運動公園(赤井川村) 道の駅あかいがわ 赤井川村山村活性化支援センター(キヨリゾート入口) キヨリゾート	仁木町、赤井川村
3	後志総合振興局 倶知安町中央公園 旧東陵中学校 京極町総合体育館 京極スリーパーク 喜茂別町町民公園 喜茂別町農村環境改善センター、【再掲】ルスツリゾート	岩内町、倶知安町
4	道の駅「ニセコブループラザ」・ニセコ町運動公園 羊蹄山自然公園 道の駅「230ルスツ」 ルスツリゾート	共和町、ニセコ町
5	道の駅「らんこしふるさとの丘」 旧目名小学校 蘭越町田下PA 黒松内町白井川PA 道の駅「黒松内」	蘭越町
6	潮路小学校 ゆべつゆ、【再掲】道の駅「黒松内」	寿都町

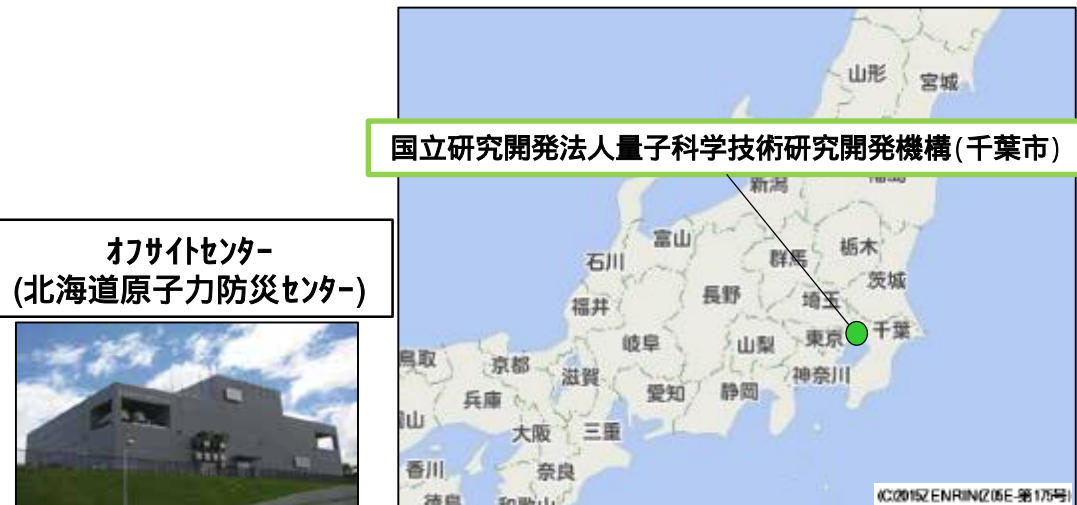
- 避難退域時検査場所は、北海道及び原子力事業者が国、関係町村、関係機関の協力のもと運営。
- 原子力事業者は備蓄資機材を活用し、500人程度の要員を避難退域時検査場所へ動員。
- 指定公共機関(国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)は国及び北海道からの要請に基づき、要員及び資機材による支援を実施。

泊地域の避難退域時検査場所における検査及び簡易除染の体制(例)



携行物品検査を含む

○ 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構は、緊急時、国及び関係自治体の要請に基づき、オフサイトセンターに専門家、必要に応じ救急搬送車両等を派遣。また、必要に応じ、避難退域時検査等における指導・協力を実施。また、機構からは、原子力災害医療に関する相談への指導・助言も実施。



(いずれの車両も衛星通信回線を装備)



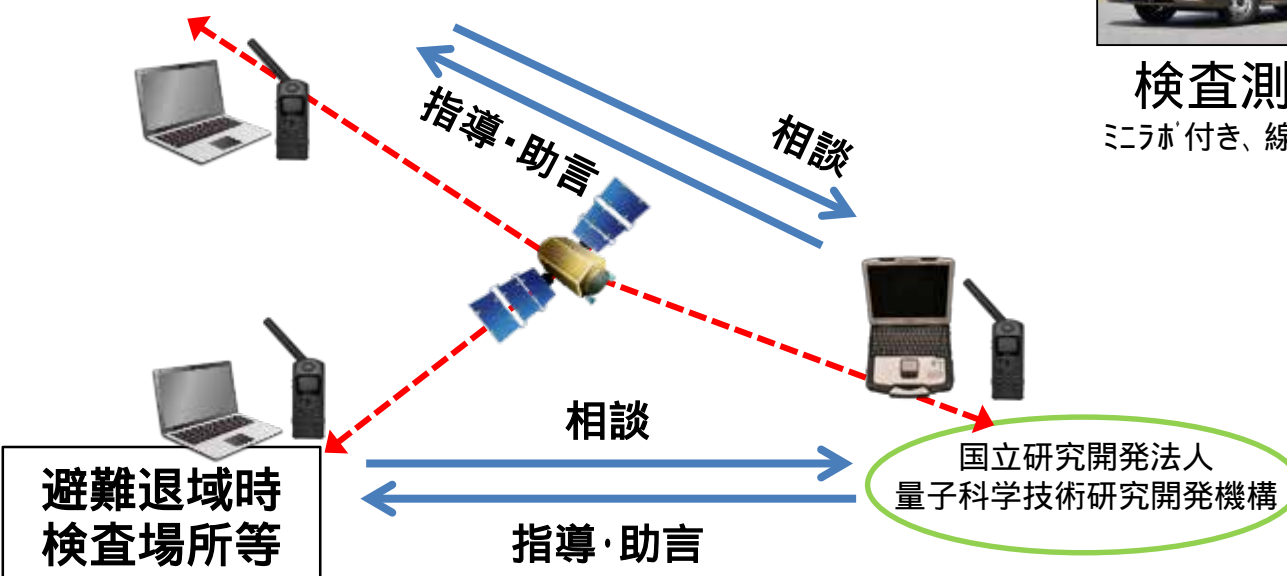
支援車
現場指揮、
資機材・人員搬送



検査測定車
ミラホ付き、線量評価測定



大型救急車
患者搬送



2011.03 東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故時におけるOFC(大熊町)での活動



○ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構は緊急時において、原子力緊急時支援・研修センター（茨城）が窓口となり、国及び関係自治体の要請に基づき、避難退域時検査場所における検査指導等の協力を実施するとともに、検査等に関する資機材、車両による支援も実施。また、オフサイトセンターや緊急時モニタリングセンター（EMC）等へ専門家を派遣。



放射線防護資機材



移動式体表面測定車



資機材運搬車



移動式全身測定車



平成23年東日本大震災時における
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の活動



作業員の内部被ばく測定



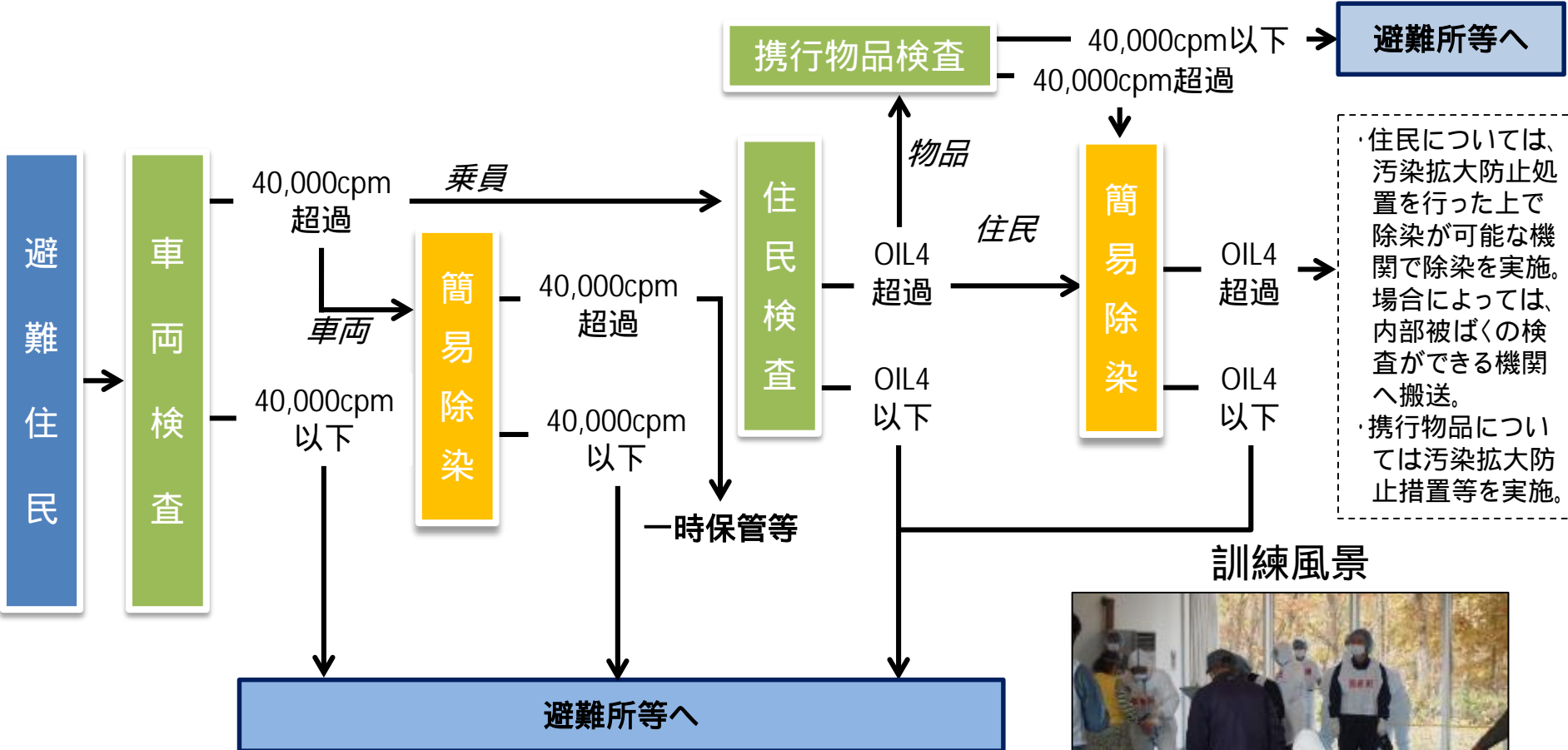
緊急被ばく医療のための受入体制構築



緊急時モニタリング

避難退域時検査場所における活動基本フロー

- 避難退域時検査は、北海道、原子力事業者、関係機関等の要員により実施。
- 検査要員は、検査及び簡易除染が実践できるよう、放射線の基礎等の講義及び機器の取り扱い実習を含む研修を受講。



避難時の除染や緊急事態応急対策活動等により発生した汚染水・汚染付着物等については原子力事業者が処理。
車両の一時保管が必要となった場合は、原子力事業者の協力の下、保管場所を確保。



○ 放射性物質による汚染や被ばくの状態に応じて、下図の医療体制により、適切に対応。

初期被ばく医療 【6医療機関】

避難退域時検査
ふき取り等の簡易な除染

軽度の外傷等の治療
健康相談 等

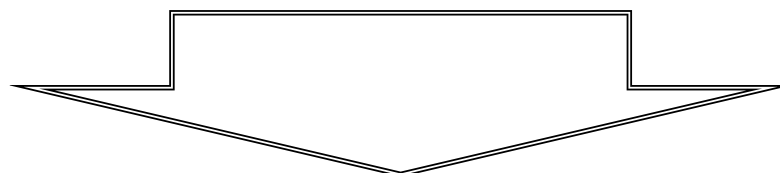


二次被ばく医療 【5医療機関】

一次除染で十分除染できない場合等に実施

シャワー等を用いた除染
ホールホディカウンタ等による内部被ばく評価
被ばく患者や傷病者の診療、応急医療措置 等

二次被ばく医療で対応できない場合は、
高度被ばく医療支援センター及び原子力災害
医療・総合支援センターが対応



高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センター 【国立大学法人^{ひろさき}弘前大学、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等が実施】

高度専門的な線量評価
高度な専門的除染 等

高度かつ専門的な被ばく医療等



国立大学法人
ひろさき
弘前大学

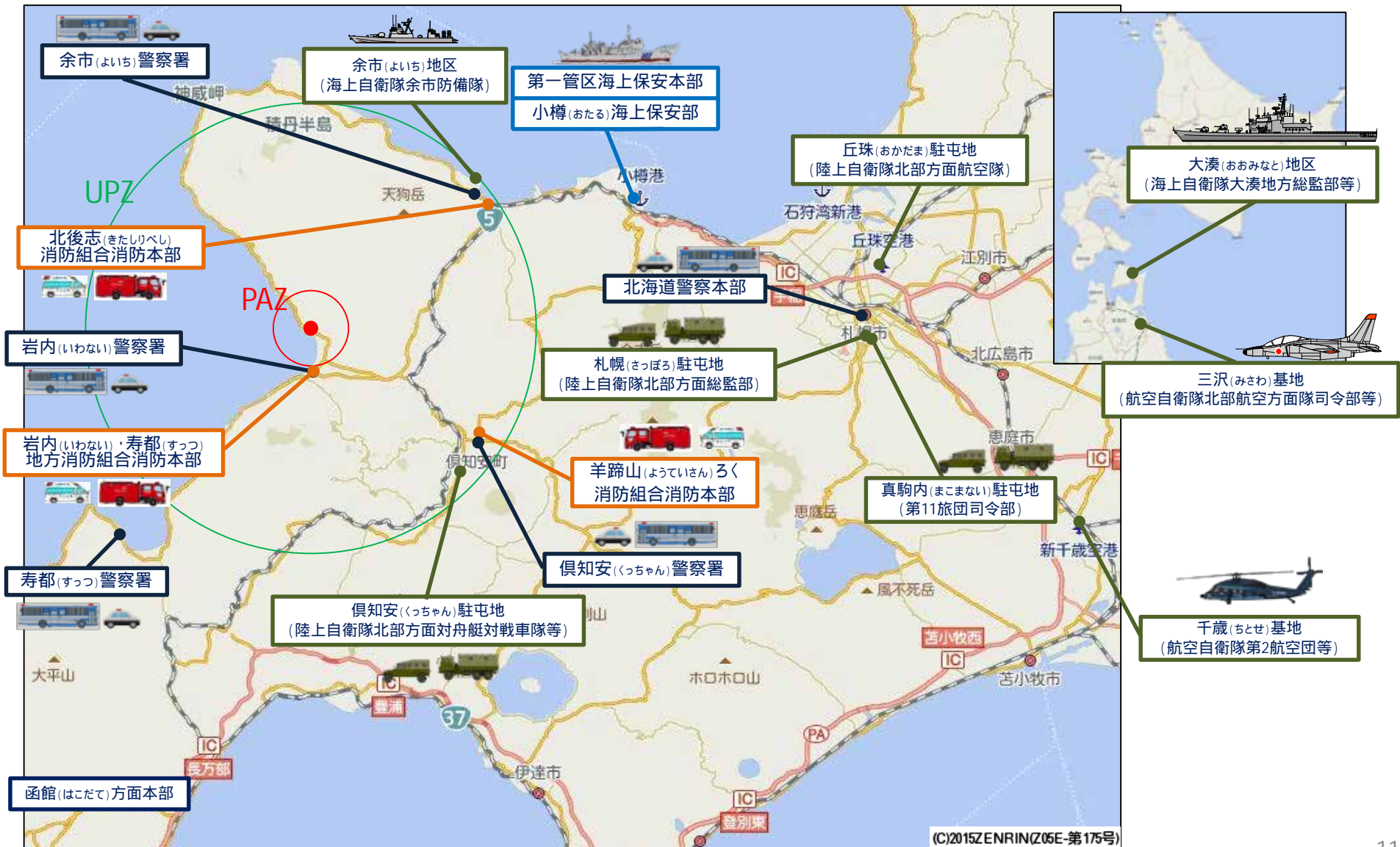
国立研究開発法人
量子科学技術研究開発機構

原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関への移行に速やかに取り組む。

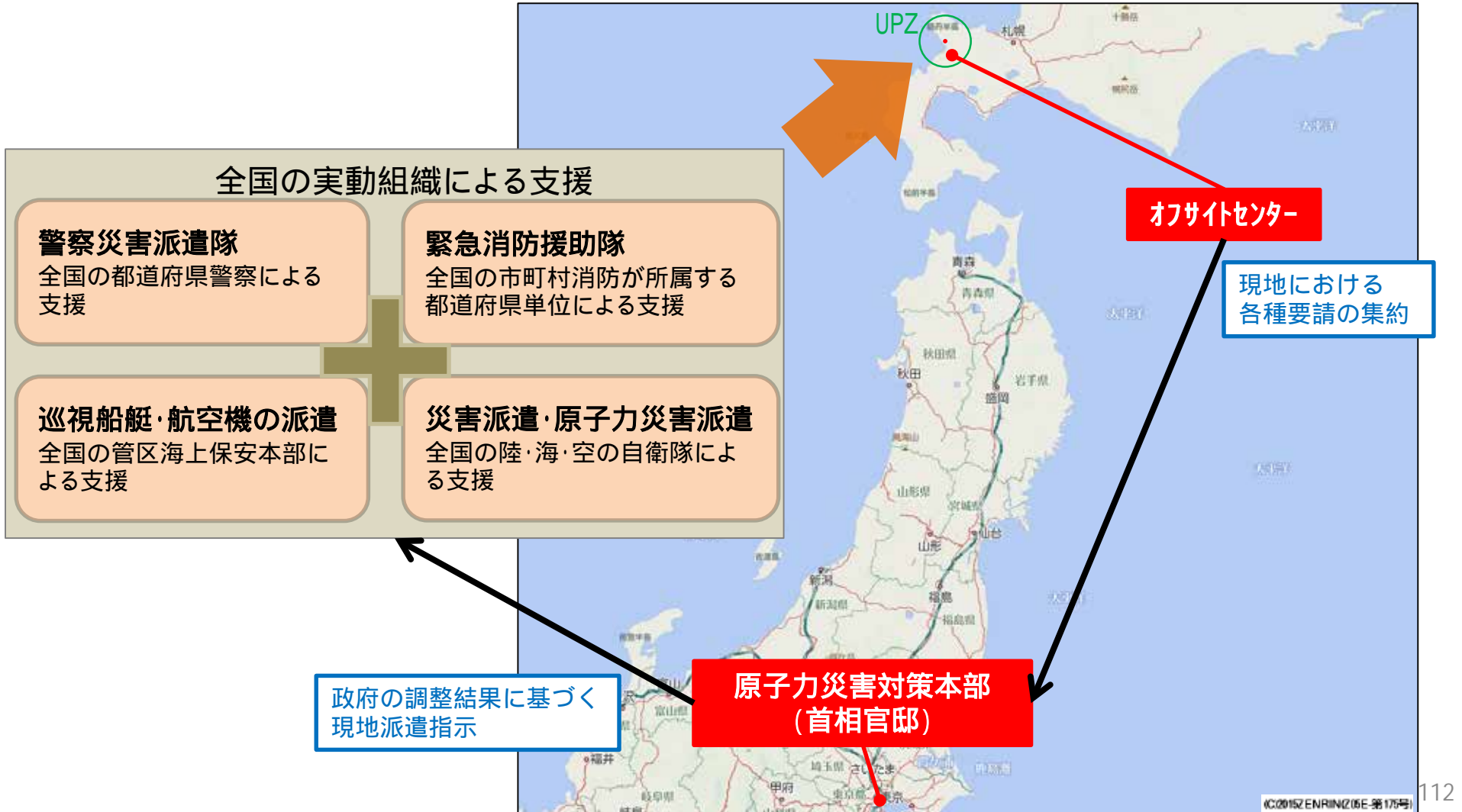
10 . 実動組織の支援体制

とまり 泊地域周辺の主な実動組織の所在状況

○ 不測の事態の場合は、北海道及び関係町村からの要請により、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）による各種支援を必要に応じて実施。



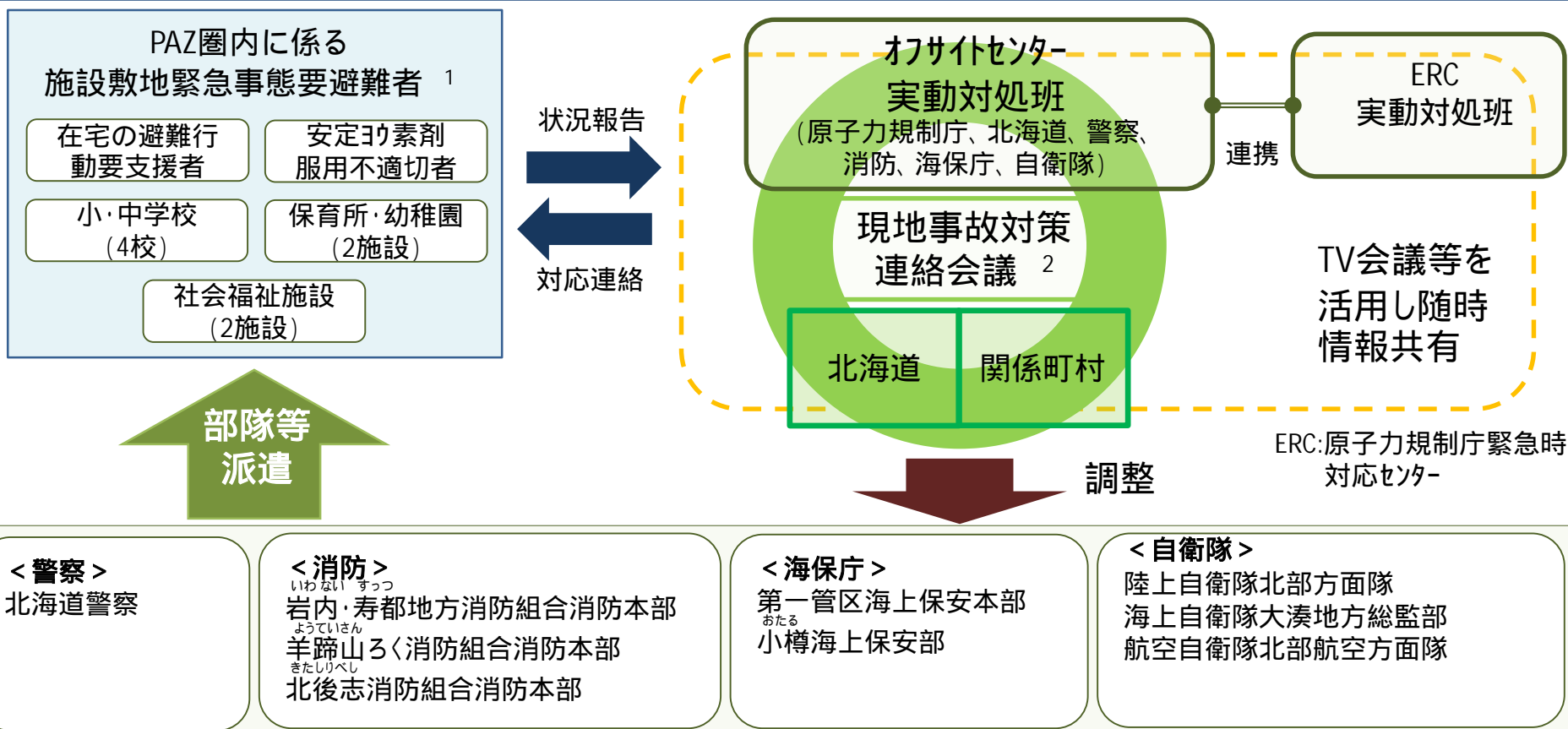
- 地域レベルで対応困難な支援要請があった場合は、北海道、関係町村からの各種要請を踏まえ、政府をあげて、全国規模の実動組織による支援を実施。
- 要請の窓口となるオフサイトセンター(実動対処班)において集約された各種要請等に対し、原子力災害対策本部(官邸・ERC(原子力規制庁緊急時対応センター))の調整により、必要に応じ全国の実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)による支援を実施。



○ 施設敷地緊急事態の時点でPAZ圏内の施設敷地緊急事態要避難者の避難が開始されることから、北海道又は関係町村で避難手段の確保が困難になった場合に備え、現地事故対策連絡会議を開催するとともに、オサイトセンター-実動対処班を設置(対象となる要員は、必要に応じ施設敷地緊急事態に至る前から体制立ち上げ)。施設敷地緊急事態以降、原子力緊急事態の解除までの間、継続して対応を実施。

オサイトセンター-実動対処班要員参集前に各種要請があった場合は、ERC実動対処班が連絡・調整を実施

→ 不測の事態における北海道、関係町村からの各種支援の要請に対し、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が連携のうえ、迅速な対応体制を構築



1 全面緊急事態においては、PAZ圏内の一般住民、OILによる防護措置実施時にはUPZ圏内のうち対象地域の住民等を対象

2 全面緊急事態以降は、原子力災害合同対策協議会で情報共有

○ 自然災害等により、避難経路等を使用した車両等による避難ができない場合は、北海道及び関係町村からの要請により、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)による各種支援を必要に応じて実施。



自然災害などの複合災害で想定される実動組織の活動例

○ 北海道と関係町村との調整を踏まえ、必要に応じ広域応援を実施。

警察組織

- 現地派遣要員の輸送車両の先導
- 避難住民の誘導・交通規制
- 避難指示の伝達
- 避難指示区域への立ち入り制限等



消防組織

- 避難行動要支援者の搬送の支援
- 傷病者の搬送
- 避難指示の伝達



海上保安庁

- 巡視船艇による住民避難の支援
- 緊急時モニタリング支援
- 漁船等への避難指示の伝達
- 海上における警戒活動



防衛省

- 緊急時モニタリング支援
- 被害状況の把握
- 避難の援助
- 人員及び物資の緊急輸送
- 緊急時の避難退域時検査及び簡易除染
- 人命救助のための通行不能道路の啓開作業

